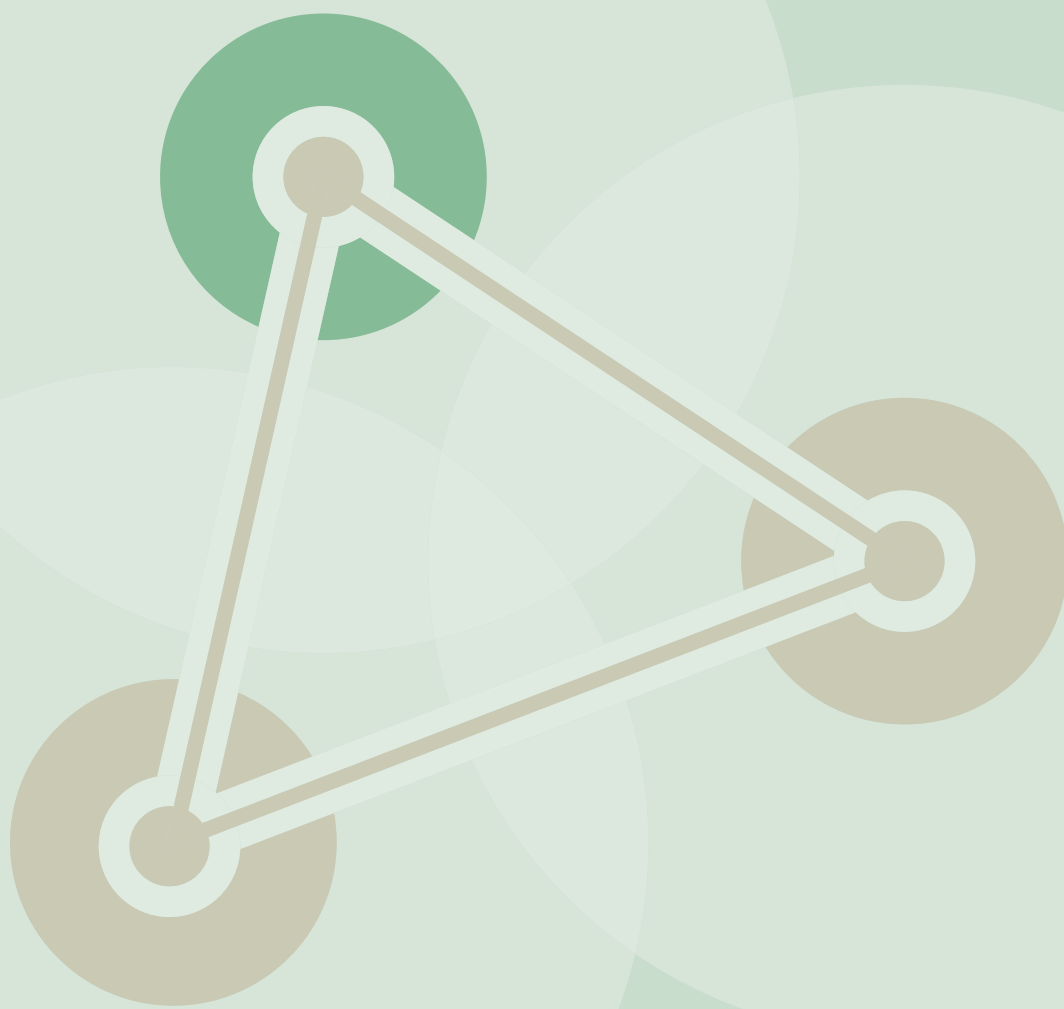


第4節 安心とやま



政策

I いのちを守る医療・福祉の充実と健康づくり	
1	地域の保健・医療・福祉の連携強化と共生社会の形成
2	医療提供体制の充実
3	健康づくりと疾病対策の推進
4	高齢者福祉の充実
5	障害者福祉の充実
6	食の安全確保と地産地消・食育の推進
7	スポーツの振興
II 次世代へつなぐ豊かで快適な環境の保全とエネルギー対策の推進	
8	循環型社会と低炭素社会づくりの推進
9	自然環境の保全
10	生活環境の保全
11	水資源の保全と活用
12	多様化、効率化を通じたエネルギー需給の安定確保
III 災害に強い県土づくりと安全・安心な生活の確保	
13	生活交通の確保
14	住生活の向上
15	雪に強いまちづくり
16	県土保全の推進
17	防災・危機管理体制の充実
18	地震防災対策の充実
19	防犯・交通安全対策の推進による安全なまちづくり
20	消費生活の安全の確保

地域の保健・医療・福祉の連携強化と共生社会の形成

政策目標

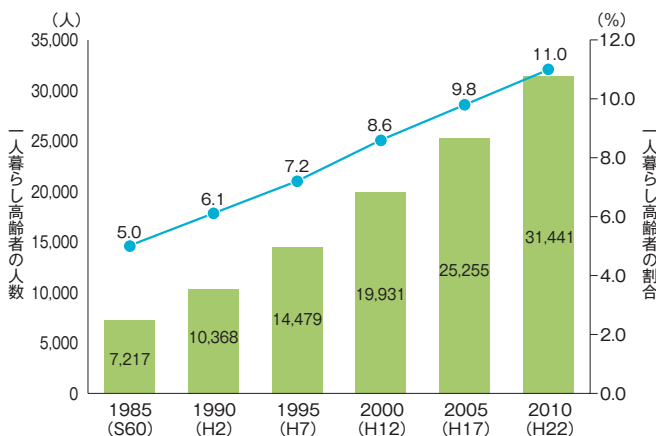
政策の目指すべき成果

高齢者、障害者、子どもなど県民だれもが、住み慣れた地域でいきいきと健康に生活でき、共に支え合う共生社会が形成されていること。

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化に伴い、これまで家族で担われてきた介護や子育ての機能が弱体化してきており、高齢者、障害者、子育て中の人など支援を要する人を地域ぐるみで支え合い、包括的に支援する体制の充実が求められています。
- こうした地域の支え合いによる「共生社会」を形成するためには、まずは、県民の、障害や高齢、病気などを理解して受け入れる気持ちを高めることが重要です。
- また、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民のニーズが高まっており、いつでも往診や訪問看護が受けられる在宅医療の体制整備や地域に密着した介護サービスの充実などが求められています。
- 高齢者、障害者、子どもなどを家庭的な雰囲気のもとで一緒にケアする共生型福祉拠点「富山型デイサービス」の施設数は37か所（2005〈H17〉年度）から86か所（2011〈H23〉年度）へと着実に増加していますが、県民アンケート等によるとまだまだ多くの利用者ニーズがあります。また、全国においても、富山型デイサービスから始まった共生型福祉拠点は1,060施設（2010〈H22〉年）と、毎年着実に増加してきています。
- 一方、介護福祉士養成校への入学者数が減少しているなど若者の福祉離れが強い傾向にあり、福祉職場では人材の不足や職員の高齢化が課題となっています。
- また、高齢化の進展等に伴い福祉サービス利用者が増加するなかで、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの確保が求められています。

■ 一人暮らし高齢者の推移（富山県）



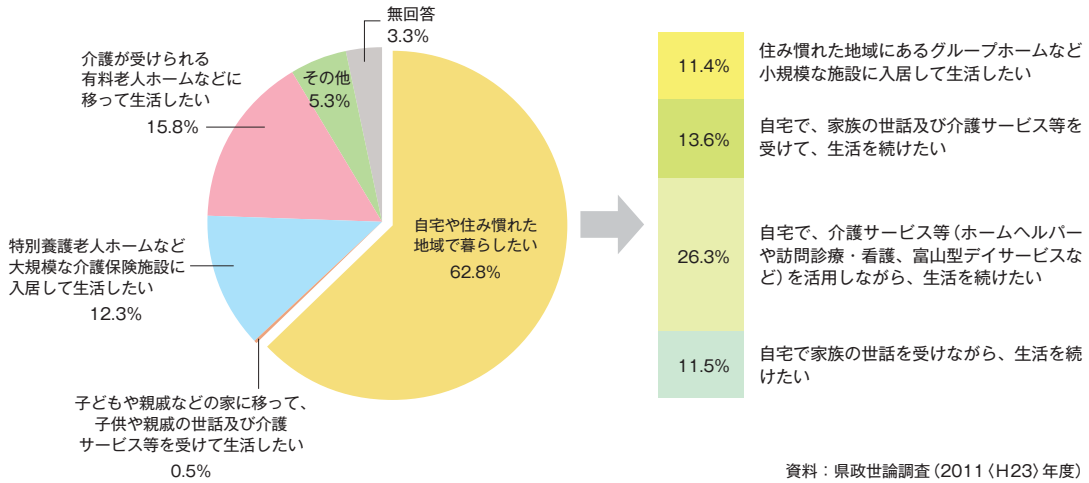
資料：国勢調査（総務省）

■ 富山県における介護福祉士養成校の入学者数

	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
定員	210人	190人	190人	190人
入学者数	131人	120人	123人	114人
充足率	62.4%	63.2%	64.7%	60.0%

資料：県厚生企画課調べ

■ 介護が必要になった場合の対応



取組みの基本方向

- 高齢者、障害者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく健康に暮らすことができるように、県民の保健・福祉に対する関心を高め、地域のみんなで支え合う共生社会の形成に努めます。
- 高齢者や障害者、その家族等が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、地域ぐるみで支え合う地域包括ケアの実現を図ります。
- 地域の保健・福祉サービスを担う人材の養成・確保を推進し、その職場定着のための支援を充実するとともに、質の高いサービスを提供できるよう福祉人材の資質向上に努めます。
- 高齢者や障害者に対する虐待を防止し、人権などの権利を擁護する相談支援体制を充実するとともに、利用者の立場に立った福祉サービスの確保を推進します。

1 県民の保健・福祉意識の高揚

- 福祉フォーラム、小学生と高齢者等のふれあい交流会や一般向けの介護・福祉講座の開催など、福祉に関する啓発活動の推進
- 小・中学校、高等学校におけるボランティア体験学習の実施など、学校教育における福祉教育の充実
- 運動習慣の定着や望ましい食生活への改善など、ライフステージに応じた健康づくりの推進

2 在宅医療・介護の推進

- 在宅医療支援センター（※1）による開業医等の連携・グループ化の支援や訪問看護ステーション（※2）の機能強化、在宅介護サービスとの連携強化など、在宅医療を支える体制の充実
- 小規模多機能型居宅介護事業所（※3）や認知症対応型グループホーム等、地域密着型による高齢者介護サービス事業所の整備の促進
- 認知症ほっと電話相談などによる認知症の早期発見、地域包括支援センター（※4）による介護予防ケアマネジメントや運動機能の向上など、総合的な介護予防の推進
- 相談支援体制の充実、生活や就労に必要な訓練や介護サービスの充実など、障害者に対する地域でのサービス提供体制の充実

3 地域ぐるみで支え合う仕組みづくりの推進

- ひとり暮らし高齢者や子育て中の母親など支援を要する者一人ひとりに、見守り、話し相手、買物代行、除雪などの公的制度にはないサービスを提供するケアネット活動等による地域福祉活動の推進
- 小規模で高齢者から子どもまで、年齢や障害の有無にかかわらず支援が必要な人を大家族のように一緒にケアし、地域の様々な福祉ニーズに対応する富山型デイサービス施設の整備促進
- 総合特区の指定を受けた「とやま地域共生型福祉推進特区」を活用した福祉の先駆的取組みの実施
- 地域住民に最も身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員の資質向上及びその活動に対する支援

4 多様な保健・福祉ニーズに対応できる人材の養成・確保

- ケアネット活動の地域リーダーや市町村社会福祉協議会職員など地域における福祉活動の担い手となる人材の育成
- 高校生の介護体験学習の実施やインターンシップによる介護職場の人材確保
- 介護福祉士及び社会福祉士資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付
- 福祉職場説明会の開催や福祉職場への無料職業紹介の実施、潜在的な介護人材に対する相談等の支援など、介護・福祉に従事又は再従事しようとする者への就業援助等の充実
- 新人介護職員への指導体制の整備など、職員の定着支援の充実
- 県福祉カレッジにおける福祉施設職員研修や富山型デイサービス施設起業家育成講座の実施など、高度な知識・技術と豊かな人間性を備えた専門的な人材の育成・確保
- 修学資金貸与制度の活用などによる医師・看護職員の県内定着の促進や医療従事者の資質向上

（※1）**在宅医療支援センター** 在宅医療の推進を目的とした開業医のグループ化やその活動を支援するために都市医師会が設置するセンター。

（※2）**訪問看護ステーション** 高齢者等の居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助等を行う訪問看護サービスを提供する事業所。

（※3）**小規模多機能型居宅介護事業所** 「通い」を中心として、高齢者の希望や状況に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービスを提供する事業所。

（※4）**地域包括支援センター** 高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援するために、介護保険法に基づき地域ごとに設置される機関。

5

利用者本位のサービスの提供と利用者保護の充実

- 判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や県福祉サービス運営適正化委員会による福祉サービスに関する苦情の解決など、利用者の立場に立ったサービス提供体制の充実
- 福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する、福祉サービス第三者評価制度（※5）の推進
- 生活保護制度や生活福祉資金貸付制度等の適正な運用などによる低所得者層に対する支援
- 県障害者権利擁護センターの設置など、障害者に対する虐待防止や差別禁止の推進

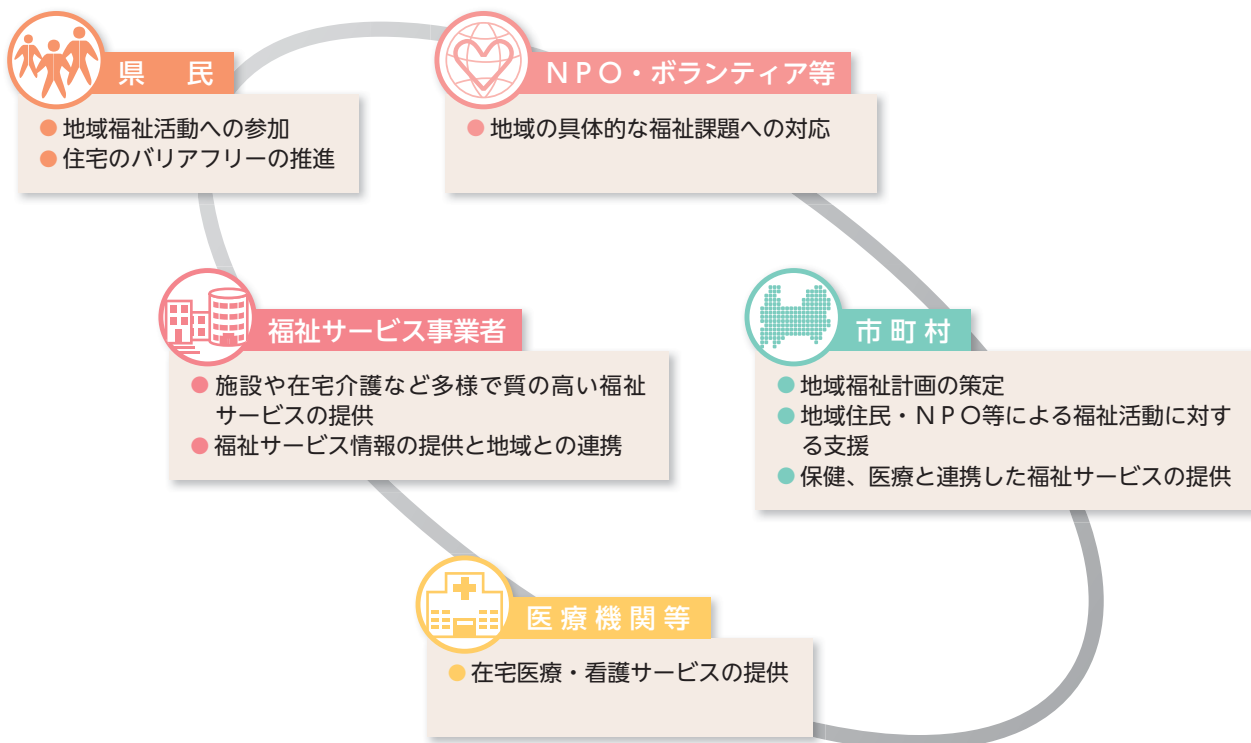
6

生活環境のバリアフリーの推進

- 歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備など、歩行空間のバリアフリーの推進
- 駅舎等の段差解消、低床バス・低床路面電車の導入、障害者用駐車場・トイレの整備など、公共交通機関や公共施設等のバリアフリーの推進
- 高齢者や障害者を対象とする住宅改善の助成や高齢者向け賃貸住宅の建設に対する助成など、住宅環境等のバリアフリーの推進
- 産学官と利用者との連携・協力による福祉機器に関する研究開発の推進

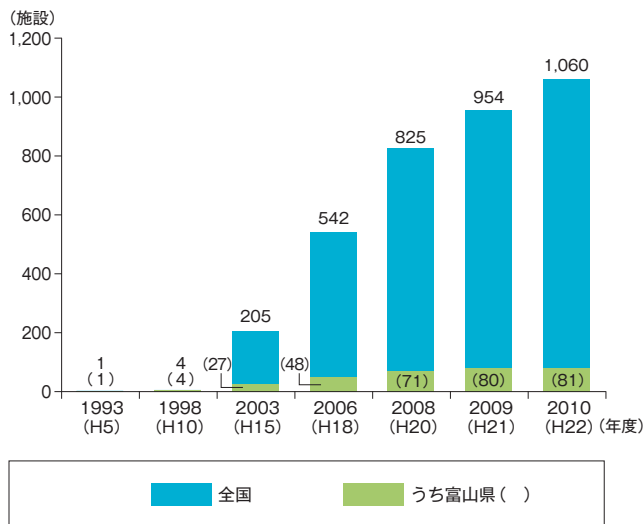
（※5）〔福祉サービス第三者評価制度〕 事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する制度。

県民等に期待する主な役割



富山型デイサービス

■ 全国の共生型福祉施設数



県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
訪問看護ステーション数 (人口10万人当たり)	3.06か所 2006 (H18)	3.38か所 2011 (H23)	4.5か所	5.1か所	現在の1.5倍程度への増加を目指す。
ケアネット活動の 取組み地区数	54地区 2005 (H17)	218地区 2011 (H23)	260地区	300地区	全ての地区社会福祉協議会での実施を目指す。
富山型デイサービス 施設設置数	37か所 2005 (H17)	86か所 2011 (H23)	140か所	200か所	全ての小学校区での整備を目指す。
日常生活自立支援事業 契約件数 認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助等を行う事業の年度末実利用者契約件数 (65歳以上人口1000人当たり件数)	0.5件 2005 (H17)	0.9件 2010 (H22)	1.1件	1.3件	現在の1.5倍程度への増加を目指す。
市街地ゆとり歩道 割合 人口集中地区 (人口密度40人/ha以上の地域) の 国県道の歩道のうち、幅員が2m以上かつバリアフリー化 (段差解消) された割合	71.2% 2005 (H17)	77.6% 2010 (H22)	81%	83%	高齢社会に対応した人にやさしい安全な道づくりのために、引き続き市街地における歩道のバリアフリーを推進し、8割以上の達成を目指す。

安心 2

I いのちを守る医療・福祉の充実と健康づくり

医療提供体制の充実

政策目標

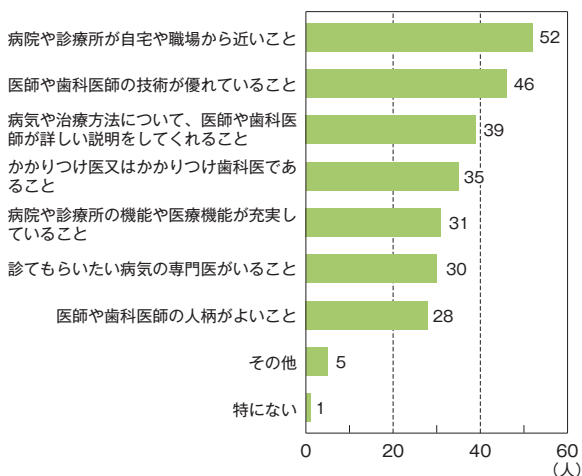
政策の目指すべき成果

すべての県民が、けがや病気の状況に応じて、必要なときに安心して質の高い、患者本位の医療を受けることができること。

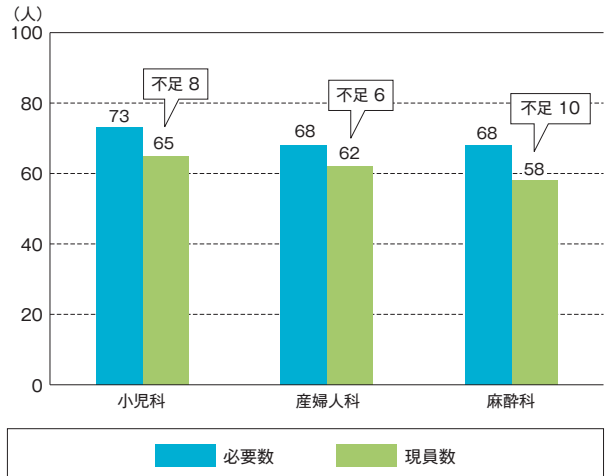
現状と課題

- 高齢化の進展や在宅療養者の増加に伴い、身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズが高まっており、医療機関の整備や機能強化を図るとともに、医療機関相互や医療と介護など地域における連携を一層推進する必要があります。
- 県内の医師数は人口当たりでは増加していますが、富山医療圏以外の地域では全国平均値を下回っています。また、公的病院等では、勤務環境の厳しい小児科、産科等の診療科や救急部門において医師の不足が生じています。
- 看護職員については、その数は着実に増加しているものの、病院等の看護体制を充実するために必要数も増加しており、病院における採用数は2010（H22）年度で予定数の8割にとどまるなど不足の状況が続いています。
- 医療安全・患者安全を確保するためには、こうした医師や看護職員等の不足による現場の疲弊や、安易な救急利用等による医療現場スタッフの労働環境の悪化などを解消することが必要です。
- 高度化・多様化する医療ニーズに対応して、新薬からジェネリック医薬品（後発医薬品）（※1）までの幅広い医薬品の研究開発を推進するとともに、治療に支障を来さないよう輸血用血液等の品質及び安定供給の確保を図っていくことが求められています。

医療機関を選ぶ際のポイント

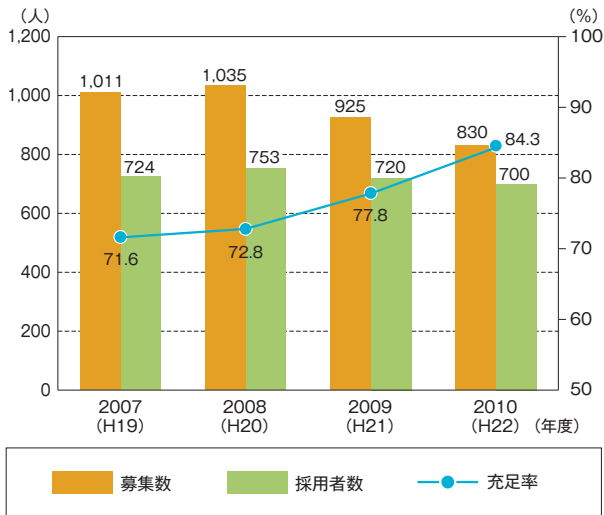


県内公的病院の医師数の状況（2011年（H23）4月現在）



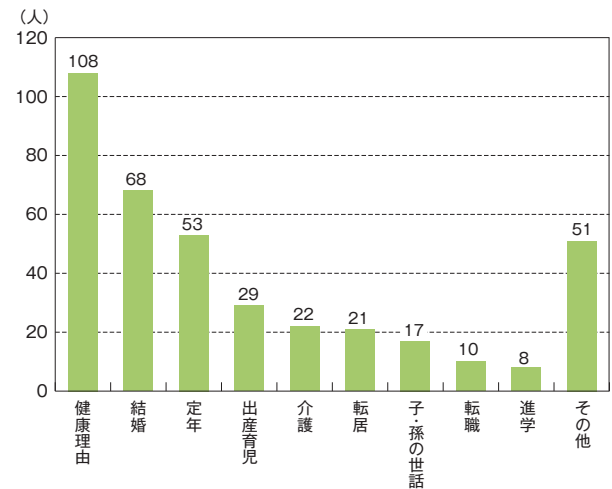
（※1）ジェネリック医薬品（後発医薬品） 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品。

■ 病院看護職員採用状況



資料：県医務課調べ

■ 病院看護職員理由別退職者数 (2010 (H22) 年度)
退職者総数387人 (他の医療機関に転出した者を除く)



資料：県医務課調べ

取組みの基本方向

- 医療機関の施設・設備の整備に対する支援や、県立中央病院の機能強化などを通じ、安心して質の高い医療サービス提供体制の整備・充実に積極的に取り組みます。
- 患者ニーズに対応し、その人にとって適切な医療サービスを地域で受けられることができるよう、地域における医療機関の役割分担と連携強化、在宅医療体制の整備などを推進し、発症から入院、在宅復帰まで、病状に応じた切れ目のない医療提供体制の構築を図ります。
- 医師、看護職員など地域医療を担う人材を確保するため、市町村、県医師会、県看護協会、各医療機関、大学などと連携・協力し、地域医療の現場における実践的な研修を行うなど、総合的な対策を推進します。
- 医薬品等の製造・品質管理指導や安全性に関する情報の収集・提供体制の充実に取り組むとともに、県民の献血に対する理解を深めることなどにより、医薬品や輸血用血液等の品質及び安定供給の確保を図ります。

主な施策

1 医療サービス提供体制の整備

- 急患センターをはじめとする初期救急医療体制の整備支援や救命救急センターの整備拡充など、救急医療の機能強化
- 県立中央病院NICU (新生児集中治療管理室)・MFICU (母体・胎児集中治療管理室) など周産期医療体制の整備
- 災害拠点病院 (※2) 等の耐震化支援及び機能強化
- DMAT (災害派遣医療チーム) 等の装備充実・強化、広域搬送拠点の整備
- へき地医療拠点病院 (※3) 等の施設・設備整備に対する支援
- 新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター (仮称) の整備
- 開業医等の連携・グループ化、訪問看護ステーションの機能強化、医療や介護にかかわるサービス提供者相互の連携の推進などによる在宅医療支援体制の整備

(※2) **災害拠点病院** 災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う拠点病院。

(※3) **へき地医療拠点病院** 無医地区等への巡回診療やへき地診療所への代診医派遣等の実施などにより、住民の健康管理や医療の確保を行う拠点病院。

2 医療サービスネットワークの強化と医療安全の確保

- カルテ情報共有化など、地域医療連携基盤の整備に対する支援
- 地域連携クリティカルパス（※4）の運用定着や救急病院間の連携強化など、地域医療連携の体制づくり
- 救急医療の適正受診等に関する住民への啓発

3 医師や看護職員、薬剤師などの人材の養成確保と資質の向上

医師養成確保対策

- 小児科、産科、麻酔科等の診療科や救急部門における人材の養成確保
- 総合医を育成するべき地医療拠点病院に対する支援など、幅広く病気を診ることのできる総合医の育成推進
- 臨床研修病院の連絡協議会による研修指導體制等の充実や医学生に対するPRなど、初期臨床研修医の確保・育成対策の推進
- 修学資金貸与制度の活用による医師の県内定着の促進
- 女性医師の働きやすい勤務環境の整備や女子医学生等の県内定着支援
- 富山大学医学科における寄附講座を中心とした地域医療教育の実施

看護職員養成確保対策

- 看護職員や看護学生確保のためのPRの実施
- 修学資金貸与制度の活用による看護職員の県内定着の促進
- 病院内保育所の整備等子育て支援による看護職員の離職防止
- 再就業希望者に対する就業相談、研修会の開催
- 新卒・若手看護職員の定着支援や働きやすい勤務環境の整備・充実
- 富山大学看護学科における寄附講座を中心とした看護職員のキャリアアップ支援

医療従事者の資質向上

- 公的病院等をはじめ関係機関が実施する医師や看護師、薬剤師等の育成体制の強化や研修内容の充実などに対する支援
- がん、糖尿病、救急、在宅看護など特定分野の資質の高い看護職員の育成・支援
- 災害医療に精通した医療人材の育成

4 医薬品、血液等の安定供給と安全性の確保

- 医薬品等の安全情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる医薬品等の品質・安定供給の確保
- 講習会等による啓発や病院・診療所と薬局との連携強化による、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
- 血液製剤使用適正化に向けた医療関係者に対する普及啓発の推進
- 街頭活動や映像等を活用した若年層への献血思想の普及啓発

（※4）**地域連携クリティカルパス** 急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるように、治療を受けるすべての医療機関で共有して用いる診療計画。診療にあたる複数の医療機関の役割分担を含め、診療内容や治療経過、最終目標等を診療計画として明示している。

県民等に期待する主な役割



県民

- 病状に応じた身近な医療機関の利用
- 献血への協力
- 骨髄バンク、臓器移植等に対する理解と協力
- ジェネリック医薬品の使用についての理解



市町村

- 初期及び二次救急医療提供体制の整備・充実
- 医療と連携した保健、福祉サービスの提供
- 救急医療の適正受診に関する啓発



医療機関

- 医療サービスの向上
- 医療及び医療機関に関する情報の積極的な提供
- 医療機能の分担と連携等による効率的な医療の提供



大学・関係団体

- 医療人材の育成
- 先端医療の研究開発
- 行政との連携による医療情報の提供や制度の啓発
- 県民や医療従事者からの相談に対する助言



看護学校における看護技術演習

県立中央病院 新東病棟(精神科・産科(MFICU)) (2011 (H23)年3月運用開始)

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率	33.3% 2005 (H17)	75.0% 2011 (H23)	100%	100%	災害時に医療の中心となる災害拠点病院と救命救急センターの耐震化を完了させる。
医師数 (人口10万人当たり)	238.3人 2006 (H18)	241.0人 2010 (H22)	260人	270人	県内の病院等が必要とする人員(厚生労働省必要医師数実態調査)を充足するように目標を設定。
小児科医数 (小児人口1万人当たり)	9.9人 2006 (H18)	11.1人 2010 (H22)	12人以上	12人以上	県内の病院等が必要とする人員(厚生労働省必要医師数実態調査)を充足するように目標を設定。
産婦人科・産科医数 (出生千人当たり)	10.0人 2006 (H18)	12.1人 2010 (H22)	13人以上	13人以上	県内の病院等が必要とする人員(厚生労働省必要医師数実態調査)を充足するように目標を設定。
看護職員数 (人口10万人当たり)	1,231.2人 2006 (H18)	1,362.5人 2010 (H22)	1,500人以上	1,550人以上	県内の病院等が必要とする人員(看護職員需要数調査)を充足するように目標を設定。

健康づくりと疾病対策の推進

政策目標

政策の目指すべき成果

望ましい生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っていること。

現状と課題

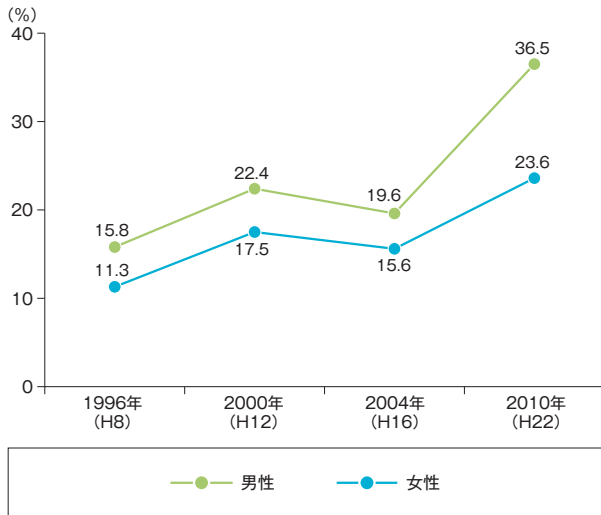
- 本県では全国平均より早いスピードで高齢化が進行しており、県民一人ひとりが健康で、元気に自立して暮らせる期間（健康寿命）を伸ばしていくことが求められています。
- 運動習慣のある人（※1）の割合や量・質ともにきちんとした食事をする人の割合は、全体としては増加傾向にありますが、働く世代を中心に、運動や食生活など生活習慣の改善をさらに推進していく必要があります。
- 社会経済環境の複雑化に伴い、多くの人が、ストレスや心の悩みなどこころの健康の問題を抱えており、うつ病やひきこもりなどへの対応が求められています。
- がんは、死亡原因の約3割を占め、その対策が大きな課題となっていることから、市町村が行うがん検診への助成など検診の充実に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院（※2）（国指定8、県指定2）やPET（※3）画像診断センター等からなる「富山型がん診療体制」の整備を進めています。
- 出産年齢の高齢化などに伴い、ハイリスク妊婦や低出生体重児等の割合が増加しており、NICU（新生児集中治療管理室）やMFICU（母体・胎児集中治療管理室）の需要が高まっています。（2011〈H23〉年度末時点で、県内で重症新生児に対応できるNICUは27床、重症妊婦に対応できるMFICUは6床。）
- 新型インフルエンザなどの感染症への対策が必要となっているほか、生活習慣病により生活の質が低下する人の増加が問題となっています。

（※1）**運動習慣のある人** 1回30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上継続している人。

（※2）**がん診療連携拠点病院** 各地域で質の高いがん医療が受けられるよう、国又は県が指定したがん診療の中核となる病院。

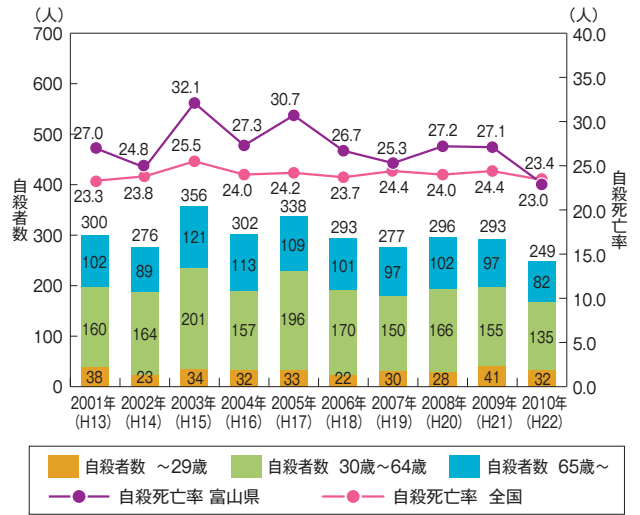
（※3）**PET** 「陽電子放射断層撮影」といい、特殊な検査薬でがん細胞に目印をつけ、専用の装置で撮影する検査方法。

■ 運動習慣のある人の割合の推移 (20歳以上)



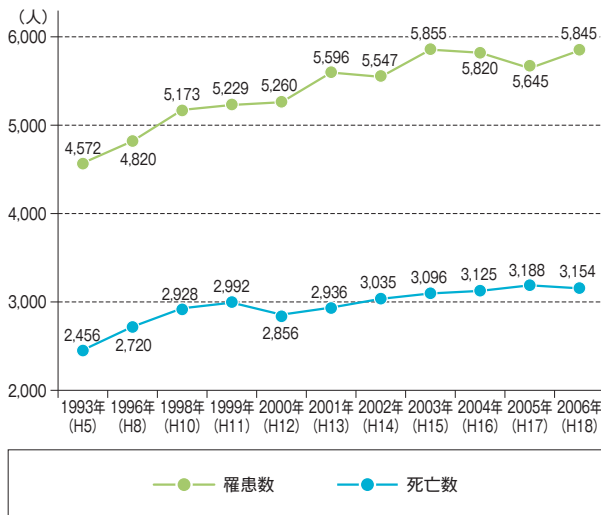
資料：県民健康栄養調査(富山県)

■ 富山県の自殺者数・自殺死亡率(人口10万人あたり)の推移



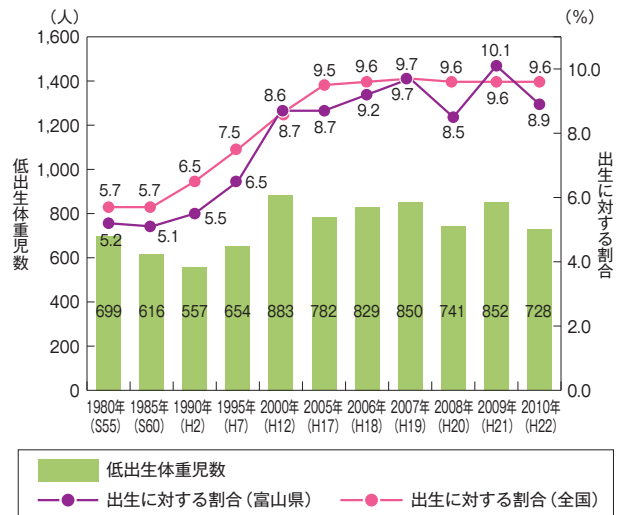
資料：人口動態統計(厚生労働省)

■ 県内のがん罹患数と死亡者数の推移



資料：人口動態統計(厚生労働省)、富山県がん疫学調査(富山県)

■ 富山県の低出生体重児の出生の推移



* 低出生体重児とは出生体重2,500g未満の児
資料：人口動態統計(厚生労働省)

取組みの基本方向

- 県民一人ひとりが健康で元気な生活を送ることができるよう、運動、食生活等の生活習慣の改善や健康診断に主体的に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 学校、職場、地域等と連携し、うつ病やひきこもりの対策など、こころの健康づくりを推進します。
- がんによる死亡を減らすため、早期発見体制を強化するとともに、高度医療機器の導入促進や、医療従事者の資質向上等に取り組み、「富山型がん診療体制」のさらなる充実強化を進めます。
- NICUやMFICUの病床整備、周産期医療（※4）関連施設の機能の分担と相互連携に取り組むなど、周産期保健医療体制の整備を推進します。
- 感染症の予防やまん延防止、生活習慣病の重症化予防、難病に関する相談支援など、様々な疾病への対策に取り組めます。

主な施策

1 運動習慣の定着

- 県民歩こう運動の展開等による運動習慣の定着
- 県民一人ひとりが日常生活の中で身体を動かす意識が高まるような啓発活動の推進
- 各種の健康スポーツ大会や健康増進施設等が実施する事業などに関する情報提供の充実
- 市町村等と連携した特定健診・特定保健指導の計画的な実施による生活習慣の改善
- ライフステージに応じた健康づくりの取組みの支援
- くすりの伝統や豊かな自然を活かした健康増進

2 望ましい食生活への改善

- 国の「食事バランスガイド」などを活用したバランスのとれた食生活の普及、食育と連動した健康づくりの推進
- 食生活改善推進員（※5）、栄養士、ヘルスボランティア（※6）が実施する食生活改善活動等への支援
- 栄養成分表示、元気メニューの提供、禁煙等の取組みを進める「健康づくり協力店」の登録の推進

3 こころの健康づくり

- 学校、職場、地域等や専門機関である心の健康センターなどでのこころの健康に関する相談体制の充実
- こころの健康に関する研修の充実やひきこもりに関する総合的な相談窓口の設置など、うつ病やひきこもり等の対策の推進
- 市町村や相談機関、関係団体と連携した総合的な自殺防止対策の推進

（※4）**周産期医療** 妊娠期からの母体・胎児に対する産科医療と未熟児等の新生児に対する医療。

（※5）**食生活改善推進員** 食生活改善や健康づくりに関する所定のカリキュラムを修了し、地域活動を通して食生活に関する正しい知識の普及啓発や実践を行うボランティア。

（※6）**ヘルスボランティア** “健康”を主体とした所定の養成研修を修了し、地域で広く健康づくり活動を推進・実践している健康づくりボランティア。

4 総合的ながん対策の推進

- 禁煙や受動喫煙防止等のたばこ対策の推進
- 推進員による普及啓発活動の促進を図るなど、市町村や企業と連携したがん検診受診率向上のための対策の推進
- がん診療連携拠点病院やPET画像診断センター等を中心とした質の高い医療の提供など、富山型がん診療体制の充実
- 肺がん検診における最新のCT検査や子宮頸がん検診におけるHPV検査の導入等、効果的で精度の高い検診手法等によるがんの早期発見
- 複数のがん治療法を組み合わせた集学的治療など効果的な医療を提供する人材の確保・育成
- 在宅緩和ケアの推進をはじめ、住み慣れた地域で安心して療養できる在宅支援体制の整備
- がんに関する総合的な相談窓口の設置など、患者支援の強化

5 周産期保健医療体制の整備

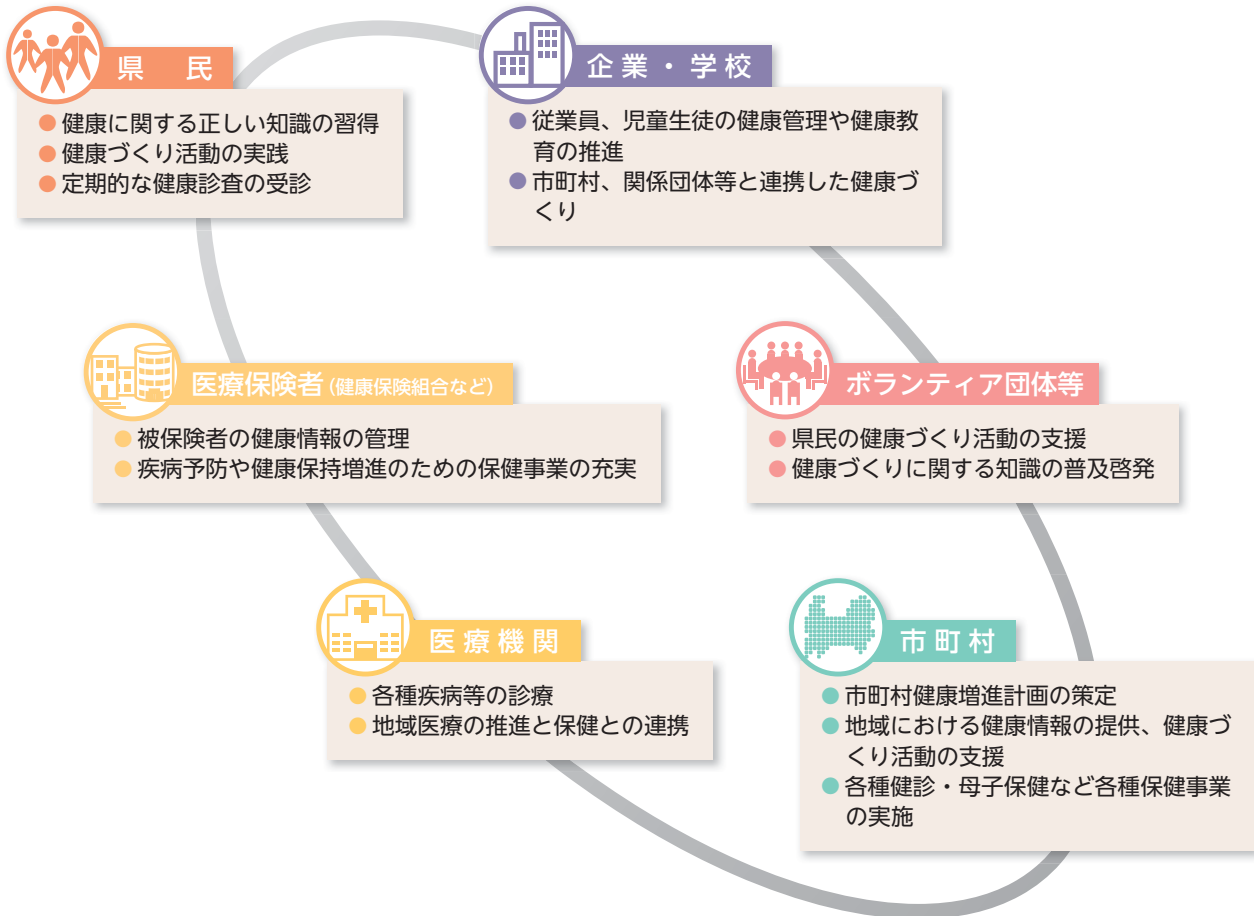
- 高度な周産期医療を担う総合周産期母子医療センター（県立中央病院）を中心としたNICUやMFICUなどの整備
- 総合周産期母子医療センターや各地域の病院、診療所など関連施設の相互の連携、これらの周産期医療関連施設と母子保健事業等を行う厚生センター（保健所）や市町村との連携の推進
- 妊産婦の健康管理や相談体制の充実など、安全・安心な妊娠・出産のための対策の推進

6 感染症など各種疾病対策の推進

- 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症などの予防対策、まん延防止対策の推進
- ウイルス性肝炎に対する検査体制や、感染者の診療体制の充実
- マスククリーニング検査（※7）の実施や、予防接種の促進などによる乳幼児期の疾病予防の推進
- 糖尿病の重症化を予防するための医療連携体制の整備
- 生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくりと在宅歯科診療の推進
- 難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の充実
- 公害等による健康被害などへの対応
- 新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）の整備による「富山県リハビリテーション支援センター」の機能強化と、同センターを中心とする県全体の地域リハビリテーション体制の充実

（※7）**マスククリーニング検査** 新生児の血液検査や聴覚検査などにより、先天的な疾患を早期に発見し、重症化する前に対処することを目的とした検査。

県民等に期待する主な役割



県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
健康寿命 平均寿命から要介護期間を除いた年数	男性 76.17 歳 女性 80.18 歳 2004 (H16)	男性 76.67 歳 女性 80.62 歳 2009 (H21)	延伸する	延伸する	健康寿命については、大きな伸びは期待できないが、少しでも延伸することを目指す。
運動習慣のある人の割合 1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合	男性 19.6% 女性 15.6% 2004 (H16)	男性 36.5% 女性 23.6% 2010 (H22)	男性 38% 女性 29%	男性 40% 女性 35%	運動習慣の定着を図り、男性で5ポイント程度、女性で10ポイント程度の向上を目指す。
量、質ともにきちんとした食事をする人の割合 1日最低1食、バランスのとれた食事を家族等2人以上で楽しく30分以上かけてとる人の割合	48.0% 2004 (H16)	63.7% 2010 (H22)	66%以上	70%以上	望ましい食生活への改善を図り、現況よりも5ポイント以上の向上を目指す。
自殺死亡率 人口10万人当たり自殺者数	30.7人 2005 (H17)	23.0人 2010 (H22)	21.8人以下	20.7人以下	現況よりも10%以上の減少を目指す。
がん死亡率 人口10万人当たりの死亡数(高齢化に伴う死亡率上昇要素を排除した75歳未満の方の年齢調整後の死亡率)	85.2人 2005 (H17)	79.7人 2010 (H22)	71.7人以下	63.7人以下	現況よりも20%以上の減少を目指す。
成人の喫煙率	男性 46.1% 女性 10.2% 2004 (H16)	男性 33.4% 女性 10.5% 2010 (H22)	男性 28% 女性 8%	男性 24% 女性 6%	たばこ対策の推進を図り、男性で10ポイント程度、女性で5ポイント程度の減少を目指す。
NICUの病床数 出生千人当たりの重症対応病床数	2.3床 2006 (H18)	2.8床 2011 (H23)	3.0床以上	3.0床以上	リスクの高い児の増加を踏まえ、3.0床以上の病床数の確保を目指す。
乳児死亡率 出生千人当たり死亡数	3.2人 2005 (H17)	3.1人 2010 (H22)	低下させる	低下させる	乳児期は病気にかかりやすく、また、出産までの母体の健康状態や、出産後の養育環境、保健や医療体制の影響を受けやすいことから、母子保健水準を表す乳児死亡率の低下を目指す。

安心 4

I いのちを守る医療・福祉の充実と健康づくり

高齢者福祉の充実

政策目標

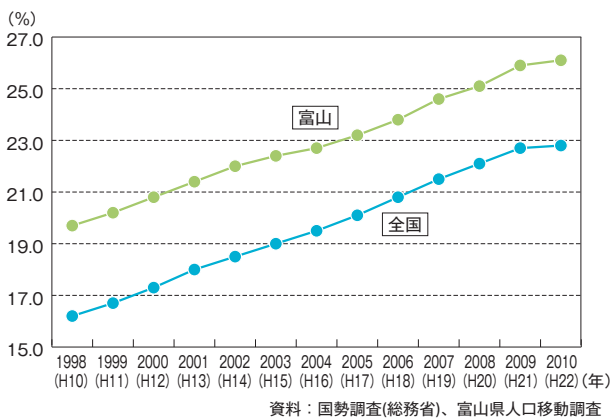
政策の目指すべき成果

高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること。

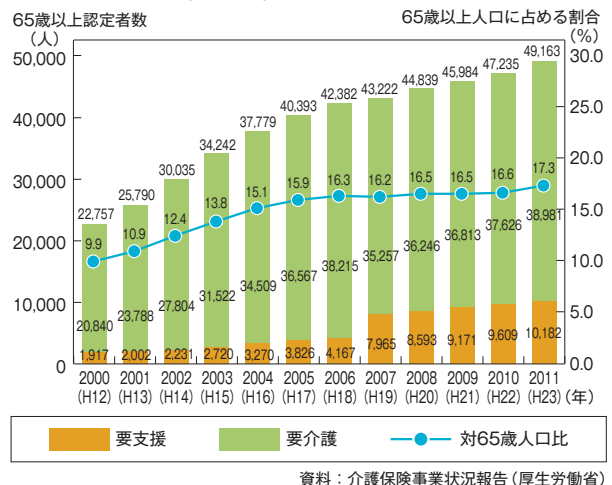
現状と課題

- 本県は、全国水準を上回るペースで高齢化が進んでおり、高齢者（65歳以上）の人口は2005（H17）年の25万8千人から2010（H22）年には28万5千人へと増加しています。また、高齢者の増加等に伴い、介護サービスを受ける人も年々増えてきています。
- 県内の高齢者は、今後も増加していくことが見込まれることから、健康づくりや地域活動への参加促進、就労の場の確保など高齢者の健康・生きがい対策を推進するとともに、介護サービス利用の増加や認知症高齢者の増加等にも的確に対応していくことが必要です。
- 県政世論調査によれば、県民の約6割が、介護が必要になった場合でも、自宅や住み慣れた地域で生活続けたいと希望しています。高齢者が身近な地域で必要な医療や介護を受けられるよう、在宅医療・介護サービスの充実とともに、地域における医療・介護の連携を進めることが求められています。
- 一方、本県では、特別養護老人ホーム等の介護保険施設（※1）について高い整備率となっていますが、特別養護老人ホームの待機者数は2,034人（2011（H23）年度）となっているなど、施設への入所希望が依然として強い状況にあります。このため、今後とも高齢者一人ひとりがニーズに即した介護サービスを受けられるよう、在宅と施設のバランスのとれた介護サービス基盤の整備を進めていくことが求められています。

■ 県人口に占める高齢者割合の推移(全国・富山)



■ 県内の要介護(要支援)認定者数



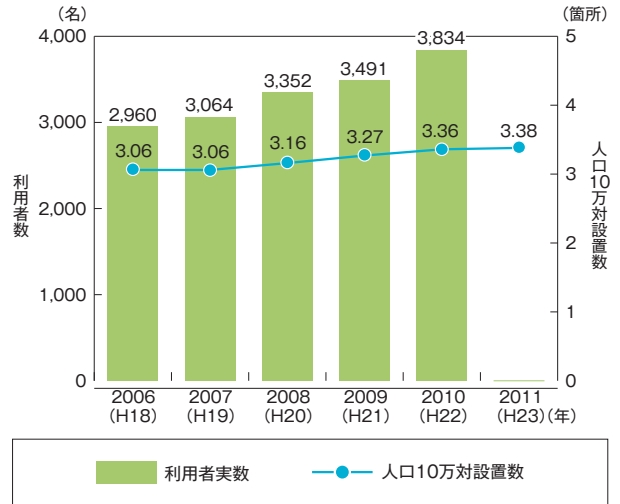
(※1) **介護保険施設** 介護保険法に基づき介護サービスを提供する施設で、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設などがある。

■ 県内の介護サービス基盤の整備状況（定員等）

区 分	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
特別養護 老人ホーム	5,280人	5,317人	5,469人	5,530人
介護老人 保健施設	4,064人	4,222人	4,222人	6,267人
認知症高齢者 グループホーム	1,162人	1,252人	1,513人	1,594人
小規模多機能型 居宅介護事業所	30か所	32か所	48か所	58か所

資料：県高齢福祉課調べ

■ 県内の訪問看護ステーションの設置・利用状況



資料：富山県訪問看護ステーション連絡協議会実態調査

取組みの基本方向

- 高齢者が、健康の保持に努めつつ、長年にわたり培った知識や経験を生かして仕事に従事したり、教養・趣味等を生かした地域活動やボランティア活動に積極的に参加するなど、地域社会を支えながら、生きがいをもって暮らすことのできる社会の形成を促進します。
- 多様な在宅医療・在宅介護サービスを提供する体制の整備を促進するとともに、医療と介護の連携により、介護予防を含めた地域ケア体制の充実を図ります。
- 介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅と施設のバランスのとれた介護サービス基盤の整備を推進します。
- 高齢者やその家族が認知症の症状を早期に発見し、専門医療や介護サービスに加え、地域住民等の見守りなどの支援を受けて安心して生活できるよう、認知症高齢者への支援体制の充実を図ります。

主 な 施 策

1 高齢者の健康・生きがい対策の推進

- 教養・趣味・スポーツ等の生きがい対策の充実や仲間づくり等の推進
- 老人クラブ等が実施する健康づくりや地域社会活動、高齢者を敬う意識の醸成等への支援
- 健康的な生活習慣づくり、県民歩こう運動等による健康づくりの推進
- 「65歳以上は老人」意識の転換を図るための普及啓発や高齢者の社会活動への参加の促進
- シルバー人材センターの活動への支援や、「とやまシニア専門人材バンク」の設置などによる高齢者人材の活用促進
- 見守り、話し相手、買物代行、除雪など、高齢者を対象とした生活支援サービスの充実

2 介護サービスの充実

- 地域包括支援センターによる高齢者の状態に応じた介護予防ケアマネジメントと、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防事業の実施
- 開業医等の連携・グループ化やその活動を支援する在宅医療支援センターの機能強化などによる、いつでも往診や訪問看護が受けられる体制の整備
- 訪問看護ステーションの利用拡大や機能強化等を支援する訪問看護ネットワークセンター（※2）の事業推進
- 介護家族の急病等の緊急時に在宅療養者が利用できる医療系ショートステイ専用病床の確保
- 医療や介護に関わる多様な職種による総合的な医療・ケアの提供に向けたサービス提供者相互の連携の推進

3 在宅と施設のバランスのとれた介護サービス基盤の整備

- 身近な地域における訪問看護ステーションの整備促進
- 定期巡回・随時対応による訪問介護・看護サービスを行う事業所の整備促進
- 富山型デイサービス施設、通所・訪問・宿泊サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所や複合型事業所（※3）などの整備促進
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備及びユニット化（※4）等の促進
- 介護あんしんアパート（※5）等の高齢者の多様な住まいの整備促進

4 認知症高齢者対策の推進

- 地域住民等による認知症高齢者見守りネットワークの充実
- 認知症高齢者の家族等に対する専門相談体制の充実
- 認知症疾患医療センターを県内4医療圏すべてに設置するなど、医療と介護との連携の充実
- 認知症対応型グループホーム等地域密着型サービス事業所の整備促進
- 認知症介護の専門的人材の養成による認知症ケアの質の向上

県民等に期待する主な役割



県民

- 健康づくりや介護予防への取組み
- ボランティア活動への参加
- 高齢者の積極的な社会参加
- 認知症等への理解促進



ボランティア等

- 介護予防や認知症等に関する普及啓発
- 一人暮らし高齢者等への支援
- 高齢者の社会参加活動の機会づくり
- 地域での健康づくり支援



福祉・医療・介護サービス事業者等

- 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
- 地域福祉活動への協力や技術的支援
- 在宅医療・介護の提供に向けた連携



市町村

- 高齢者へのきめ細かな情報提供
- 健康づくりや介護予防の積極的な推進
- 地域密着型の介護サービス基盤の整備
- 介護保険制度の公平かつ効率的な運営

（※2）〔訪問看護ネットワークセンター〕 訪問看護の普及啓発や相談窓口の設置、訪問看護ステーションに対する技術的なアドバイスなどを行うため、富山県看護協会に設置されているセンター。

（※3）〔複合型事業所〕 訪問看護サービスも提供する小規模多機能型居宅介護事業所。

（※4）〔ユニット化〕 少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うため、特別養護老人ホームなどの居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを一つの生活単位とすること。

（※5）〔介護あんしんアパート〕 小規模多機能型居宅介護事業所を併設した高齢者向けのアパート。



高齢者の生きがいがづくり(マンドリン教室)



訪問看護

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
介護を必要としない高齢者の割合 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	83.8% 2006 (H18)	82.7% 2010 (H22)	83.0%	83.1%	後期高齢者の増加等により、介護を必要としない高齢者の割合は低下すると見込まれるが、介護予防の推進などにより、低下を抑制することを旨とする。
小規模多機能型居宅介護事業所数	1か所 2006 (H18)	48か所 2010 (H22)	100か所	140か所	高齢者の日常生活圏域(中学校区など)ごとに概ね2か所の設置を目指す。
特別養護老人ホーム待機者数 介護保険施設等以外からの要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数	1,650人 2005 (H17)	2,034人 2011 (H23)	減少させる	ゼロを目指して減少させる	介護予防の推進により要介護者の増加を極力抑えるとともに、身近な地域での介護サービスの普及など、施設と在宅のバランスのとれた介護基盤の整備等により、ゼロを目指して減少させる。

障害者福祉の充実

政策目標

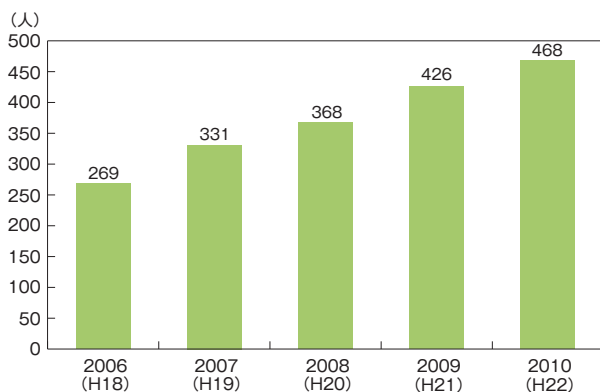
政策の目指すべき成果

障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合うとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。

現状と課題

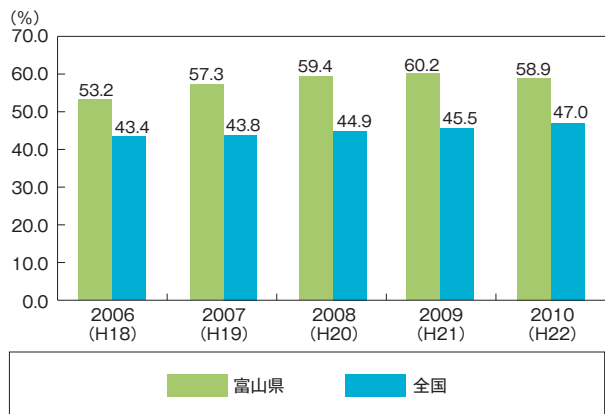
- 本県では障害者のホームヘルプサービスの利用が少なく、横ばい状態にあるものの、グループホームやケアホーム（※1）の整備が着実に進展し、その利用者数が269人（2006（H18）年度）から468人（2010（H22）年度）へと大きく増加しています。また、黒部学園の全面改築による障害児の療育基盤整備など、障害の特性やライフステージに応じたサービス提供体制の整備も進められてきました。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、こうした身近な地域での生活基盤の整備やサービス提供体制の充実をさらに推進し、生活や就労に必要な訓練や介護、さらには医療、教育、住まいなど個々の障害者のニーズに対応したきめ細かな支援を行っていく必要があります。
- 高度専門的なりハビリテーション医療を提供するとともに、重症の心身障害児や発達障害など心の問題を抱える児童等に対する支援体制を充実・強化するため、本県のリハビリテーション提供体制の中核拠点である高志リハビリテーション病院等の再編整備を進めています。
- 発達障害、高次脳機能障害（※2）や難病など、障害者施策の対象に十分位置付けられていない様々な障害等について、正しい知識の普及や、それぞれの特性を踏まえた専門的な相談・支援の体制整備が求められています。

■ 地域における自立した生活を可能とする住宅確保（グループホーム・ケアホーム利用者数）



資料：県障害福祉課調べ

■ 障害者雇用率達成企業割合（各年6月1日現在）



資料：富山労働局調べ

（※1）「グループホームやケアホーム」 障害者が、相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居。

（※2）「高次脳機能障害」 頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害。これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合がある。

取組みの基本方向

- 本県では、法律で義務付けられた障害者雇用率を達成している企業の割合は、全国平均をかなり上回っているものの、近年は横ばい状態で推移しており、障害者の就業機会の拡大が求められています。また、障害者の就労を支援する事業所で働く障害者の工賃月額、県平均で12,575円（2010〈H22〉年度）と依然として低い水準にあり、工賃水準の向上が課題となっています。
- 障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用など幅広い分野で密接に連携を図りながら、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援を行います。また、障害者に対する差別禁止や虐待の防止など障害者の権利擁護を推進するとともに、地域社会における障害者の社会参加を促進します。
- ライフステージに応じた、高度で専門的なりハビリテーション体制の構築をはじめ、障害者支援のための多様なサービス提供体制の充実を図ります。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病などについて、障害等の特性を踏まえた、きめ細かな支援体制の整備を推進します。
- 多くの障害者が就職し、職場に定着できるよう、関係機関と連携し、障害者の就業機会の拡大を促進します。また、施設等で製作した製品の販売促進や企業等からの業務の受託拡大への支援を行い、障害者の工賃の向上に努めます。

主な施策

1 地域での自立と社会参加の促進

- グループホームやケアホームの充実など、地域生活における住まいの確保
- 富山型デイサービス施設の整備や地域福祉活動（ケアネット活動）など、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりの推進
- 入院している精神障害者の退院支援など、精神障害者の地域生活への移行を促進するための取組みの充実
- 手話通訳者、盲ろう者向け通訳・介助員や障害者IT推進員の養成など、コミュニケーション支援体制の確立
- 障害者スポーツの振興、文化・芸術活動への支援など、社会参加の促進
- 教育機関と医療・福祉機関等が連携して作成する「個別的教育支援計画」などによる、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- 県障害者権利擁護センターの設置など、障害者に対する虐待防止や差別禁止の推進
- 住まいや道路など、生活環境のバリアフリー化の一層の推進

2 サービス提供体制の充実

- 生活や就労に必要な訓練や介護など個々の障害者のニーズに応じたサービスの充実
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実
- 適切なサービスの提供に必要な人材の育成
- 相談支援従事者の養成や、関係機関の連携による相談支援体制の充実
- 福祉サービス第三者評価制度の普及促進や苦情解決体制の充実などによるサービスの質の向上
- 高志リハビリテーション病院・高志学園、高志通園センターの再編による、新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）の整備

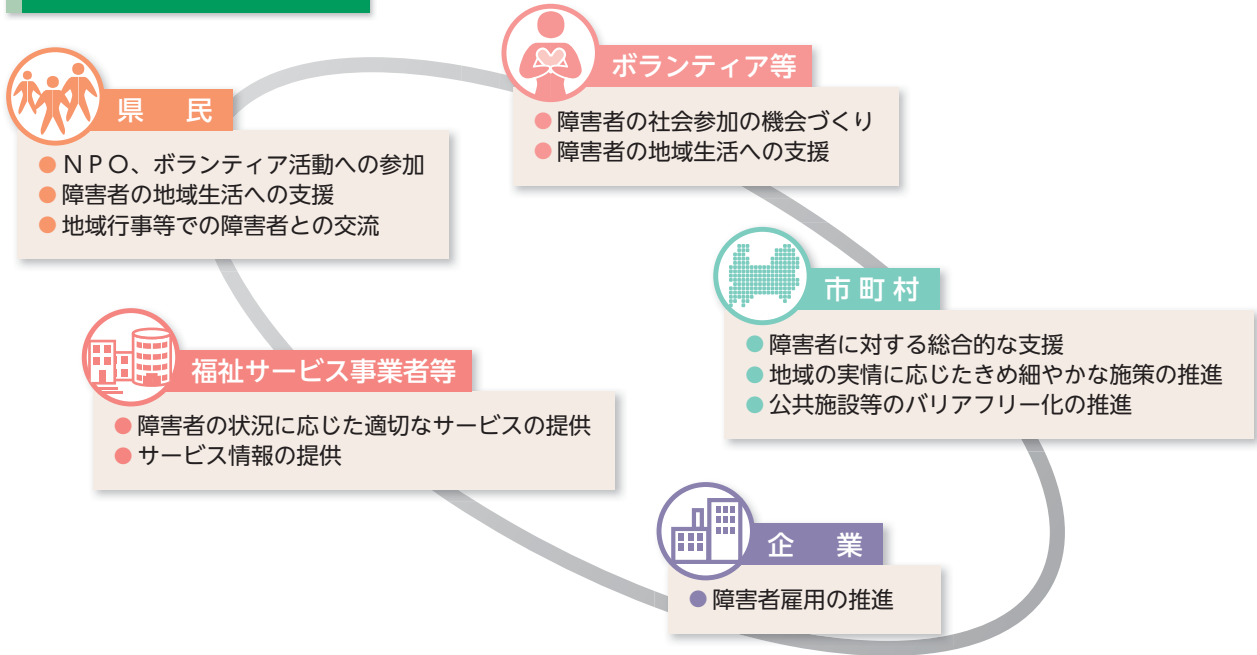
3 多様な障害に対する対応

- 発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センターを中心とした、きめ細かな相談・支援機能の強化
- 発達障害を含め障害のある児童生徒を支援する特別支援教育支援員の養成など、地域で小・中学校を支援する仕組みの充実
- 国の制度に位置付けられていない様々な障害への適切な支援の推進

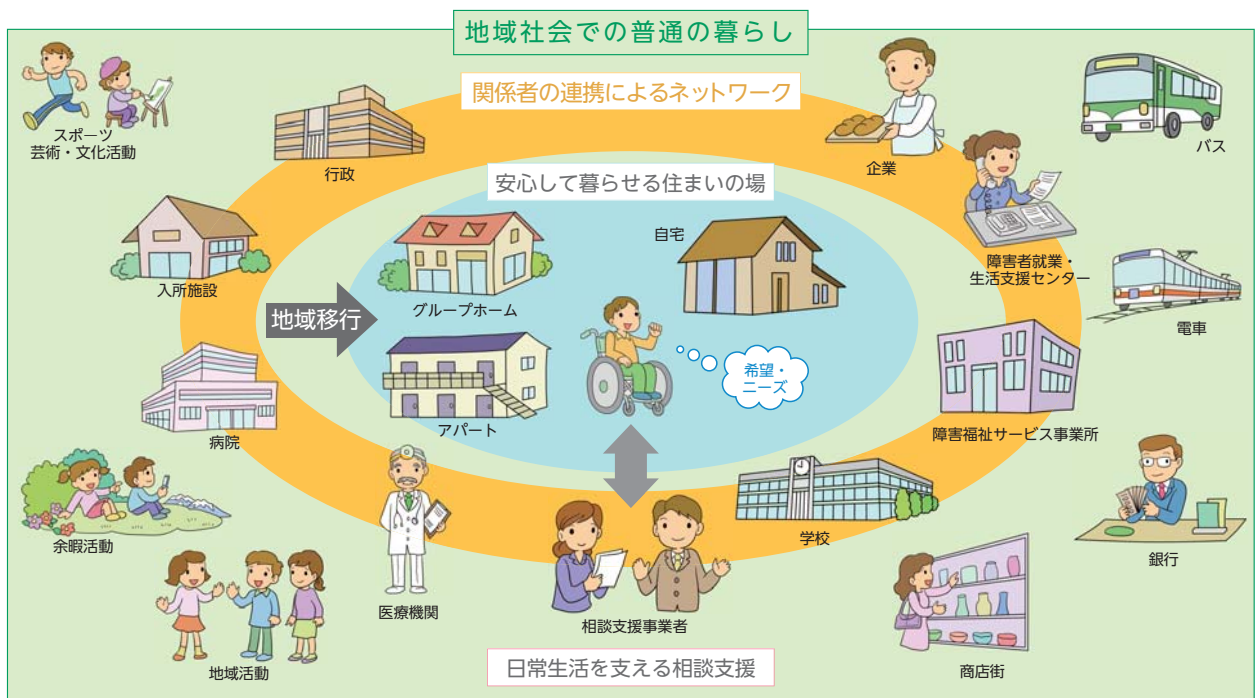
4 障害者の雇用・就労の促進

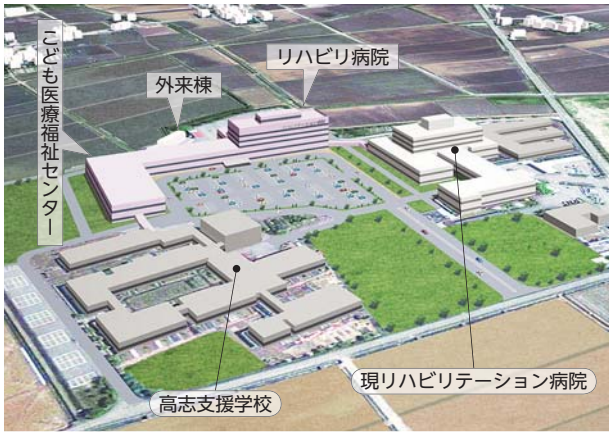
- 障害者就業・生活支援センターの充実や職場実習の拡充、障害の態様に応じた職業訓練の実施など、障害者の円滑な就労に向けた支援
- 企業に対する障害者雇用施策の周知や障害者雇用率達成に向けた普及啓発
- 就労を支援する事業所職員の意識改革、展示商談会やインターネット等を通じた自主製品の販売促進、農業分野等新たな就労の場の開拓など、工賃向上支援の充実・強化
- 高等特別支援学校の開設、企業や福祉・労働等関係機関との連携体制の充実など、就労支援の仕組みの充実

県民等に期待する主な役割



障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり





新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)完成イメージ図



障害者就労支援事業所における自主製品の製造(例:パン製造)

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
ホームヘルプサービス利用者数 1か月当たりのホームヘルプサービスを利用した人数	390人 2006 (H18)	479人 2010 (H22)	950人以上	1,350人以上	
生活や就労に必要な訓練や介護などの「日中活動を支援する事業所」利用者数 1か月当たりの日中活動支援事業所を利用した人数	3,039人 2006 (H18)	4,077人 2010 (H22)	5,600人以上	7,100人以上	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を踏まえ、設定。
グループホーム・ケアホーム利用者数 1か月当たりのグループホーム・ケアホームを利用した人数	269人 2006 (H18)	468人 2010 (H22)	880人以上	1,080人以上	
障害者雇用率達成企業割合 法律で義務付けられた障害者雇用率1.8%を達成した企業の割合	53.2% 2006 (H18)	58.9% 2010 (H22)	58.9%以上	58.9%以上	国や県の障害者雇用施策の推進により、現況以上を目指す。

安心 6

I いのちを守る医療・福祉の充実と健康づくり

食の安全確保と地産地消・食育の推進

政策目標

政策の目指すべき成果

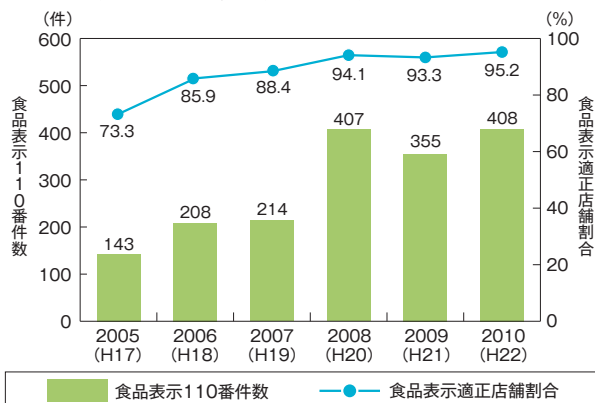
安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手することができるとともに、県民自らが地場産食材を積極的に活用し、「食」に関する知識と理解を深めていること。

現状と課題

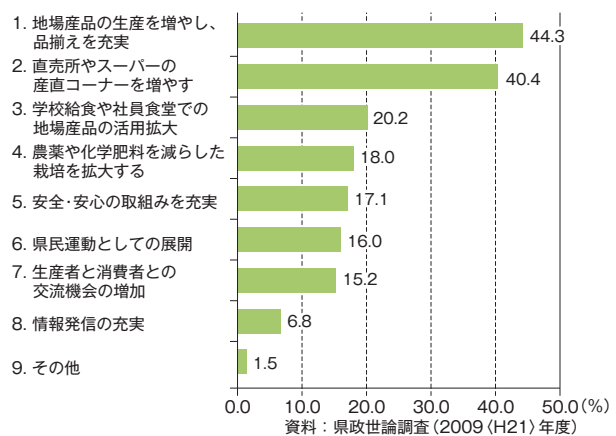
- 食品偽装問題や生肉による食中毒事件の発生、さらに福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による食品の汚染問題などにより、食品の安全性に関する県民の関心は非常に高くなっており、食の安全・安心の確保が一層強く求められています。
- このため、農林水産物の生産や食品製造等においては、適正農業管理（GAP）（※1）や衛生管理の徹底、食品の適正表示など、安全で高品質な県産品の生産・供給を進める必要があります。
- また、近年、食の安全や環境への配慮から地産地消への関心が高まっており、消費者と生産者の信頼をもとに、安全で安心な県産品の生産と消費の拡大を進める必要があります。
- 食育については、県民の意識が向上して、小学校5年生と中学校2年生の朝食欠食割合は減少してきていますが、今後も改善する必要があります。また、カロリーやバランスを考えた食事を実践している人の割合が低いなど、食生活の乱れが見られることから、バランスのとれた食生活の普及や、給食における地場産食材の積極的な活用による食育の実施など、健全な食生活推進の取組みを全県的に展開していく必要があります。

朝食欠食割合 小学校5年生 2004（H16）：1.8% ⇒ 2010（H22）：0.8%
 中学校2年生 2004（H16）：5.4% ⇒ 2010（H22）：1.9%

■ 食品表示110番件数及び適正表示店舗割合

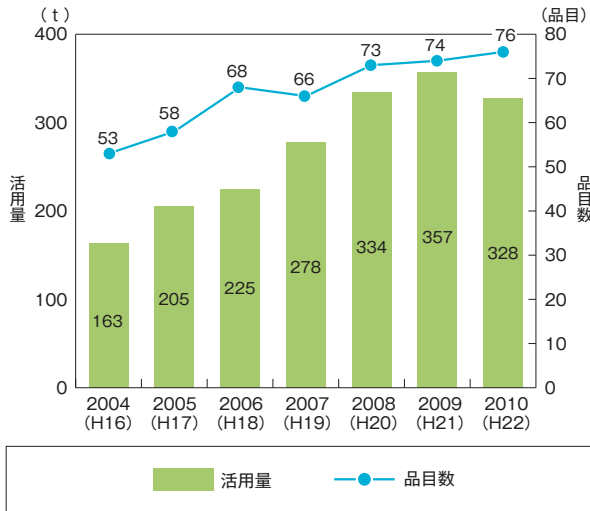


■ 地産地消をさらに進めるために必要なこと



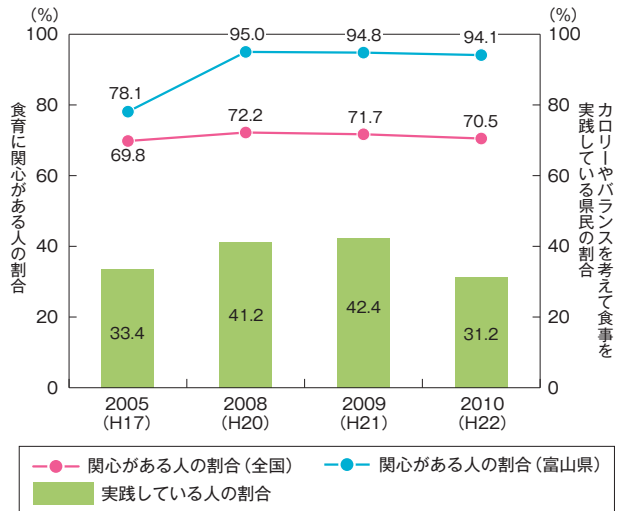
（※1）**適正農業管理（GAP）** 農業生産活動において、各工程ごとにリスクを把握、分析しておき、そのリスクの発現を未然に防ぐことで、結果として安全な農産物の生産や環境の保全、農業者の安全確保等の「良い農業」を実践していく取組み。

■ 学校給食における地場産食材活用量・品目数



資料：県農産食品課調べ

■ 食育の関心及び実践割合



資料：県農林水産企画課調べ

取組みの基本方向

- 食品の安全性の確保を図るため、県民への情報提供、適正農業管理（GAP）の普及、衛生管理の徹底、適正表示の普及・指導など、生産から消費に至る一貫した総合的な施策を推進します。
- 安全で安心な県産農林水産物・加工品の生産・供給体制の強化や県産品の活用・購買気運の醸成など、県民ぐるみで県産品を大きく育てる地産地消を推進します。
- 富山の食に着目した「富山型食生活」(※2)の普及、家庭を中心に地域・学校・企業等との連携によるライフステージに応じた健全な食生活の実現など、食育を県民運動として推進します。

主な施策

1 食品の安全性に関する情報の発信

- 食品の安全性に関するフォーラム、講習会の開催やパンフレットの配布などによる正しい知識の普及啓発
- ホームページによる食品安全に関する情報提供
- 厚生センターや食品表示110番など各種窓口における消費者や製造業者等からの相談への対応

2 食品の安全性の確保と適正な表示の推進

- 適正農業管理（GAP）、農産物の生産履歴管理、衛生管理に対する指導の徹底
- 農薬、肥料、飼料、動物医薬品等の生産資材の適正使用の普及・指導
- 農産物の放射性物質や残留農薬、食肉の検査など、食品の安全確認体制の強化
- 食品製造・販売業者等に対する食品表示の監視・指導
- 飲食施設、食品製造施設、販売施設やその事業者等への衛生管理の指導の強化

3 県民ぐるみの地産地消の推進

- 直売所やインショップ(※3)の開設等の支援
- 学校給食における地場産食材の活用に対する支援
- 積極的に地産地消に取り組む企業・団体、個人等の地産地消「とやまの旬」応援団への登録と、応援団が提案する地産地消活動に対する支援
- 県産品の購入により特典が付与される購入ポイント制度の実施

(※2) 「富山型食生活」 富山県の美味しい米、新鮮な魚介、野菜などの旬の地場産食材や、地域に伝わる伝統的な食文化を活かした栄養バランスの良い食生活。

(※3) 「インショップ」 食品スーパー店内での産地直送販売コーナー。

4 富山の食に 着目した食育の 推進

- フォーラムや情報誌等による「富山型食生活」や望ましい食習慣などの食育に関する情報の提供
- 三世代ふれあいクッキングセミナーや家族での農林水産物の体験講座など、食に関する実体験の機会の提供
- 子供たちの望ましい食習慣形成に向けた、保育所・学校等における指導や家庭と連携した普及啓発
- 一人暮らしの若者や子どもを持つ親へのセミナー開催など、若者やヤングファミリー世代の食育の推進
- 食育リーダー（※4）等による研修会や食育関係団体の活動支援など、地域における食育活動の充実・強化
- とやま子育て応援団等による家族そろっての食事の普及啓発
- 食育リーダー等の資質向上のための研修会の開催

県民等に期待する主な役割



県民

- 食品の安全性・栄養に関する正しい知識の習得、食習慣の形成
- 地場産食品の購入
- 郷土料理の伝承



学校

- 「食」に関する指導の推進
- 望ましい食習慣の形成
- 給食での地場産食材の活用



企業

- 従業員に対する正しい食生活の啓発
- 食堂等における健康に配慮した食事メニューの提供、地場産品の活用



食品関連事業者 (流通販売業、外食業等)

- 適正な食品表示、衛生管理の徹底
- 健康に配慮した食事メニューの提供
- 地場産品の積極的な販売・活用



市町村

- 「食」に関する知識の普及啓発
- 「食」に関するボランティア等の地域活動に対する支援



農林水産業者

- 安全・安心な農林水産物の供給
- 適正農業管理、生産履歴管理の徹底
- 直売等による地産地消の推進



富山型食生活モデルメニュー

三世代ふれあいクッキングセミナー

(※4) 「食育リーダー」 食育関連分野について専門的な知識・技術を有し、その普及啓発を図る役割を担っている者。関係機関、団体等が主催する講演、研修等に派遣され、講義や実技、実習を担当する。



農産物直売所



食育リーダーによる研修会

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
食品表示が適正な店舗の割合 食品表示ウォッチャーのモニター報告による適正店舗の割合	73.3% 2005 (H17)	95.2% 2010 (H22)	100%	100%	食品表示の監視・指導の徹底により、食品表示が適正な店舗の割合の向上を図る。
学校給食での地場産食材使用割合 学校給食に供給される食材の総品目数に占める県内産の品目数割合	25% 2007 (H19)	30%以上 2010 (H22)	30%以上	30%以上	県内生産の季節変動、生産品目の制約等はあるが、地産地消の推進等により、可能な限り高水準の目標として30%以上の維持に努める。
児童生徒の朝食欠食割合 ・小学校5年生 ・中学校2年生	小 51.8% 中 25.4% 2004 (H16)	小 50.8% 中 21.9% 2010 (H22)	0%	0%	望ましい食習慣を定着させるための指導体制の整備、普及啓発等により、可能な限り朝食欠食割合をゼロに近づけることを目指す。
栄養バランスの改善度合 ・脂肪からの摂取エネルギー比率 20歳代 30歳代 ・成人1人・1日当たりの野菜摂取量 ・成人1人・1日当たりの食塩摂取量	27.1% 25.8% 266.5g 11.3g 2004 (H16)	28.0% 26.6% 294.9g 11.3g 2010 (H22)	20%以上 30%未満 20%以上 25%未満 350g以上 男 9.0g未満 女 7.5g未満	20%以上 30%未満 20%以上 25%未満 350g以上 男 9.0g未満 女 7.5g未満	国の「日本人の食事摂取基準(2010年版) [厚生労働省]」や「健康日本21」で示されている目標値を踏まえ、「富山型食生活」の普及など望ましい食生活の普及啓発等により、栄養バランスの改善を目指す。

スポーツの振興

政策目標

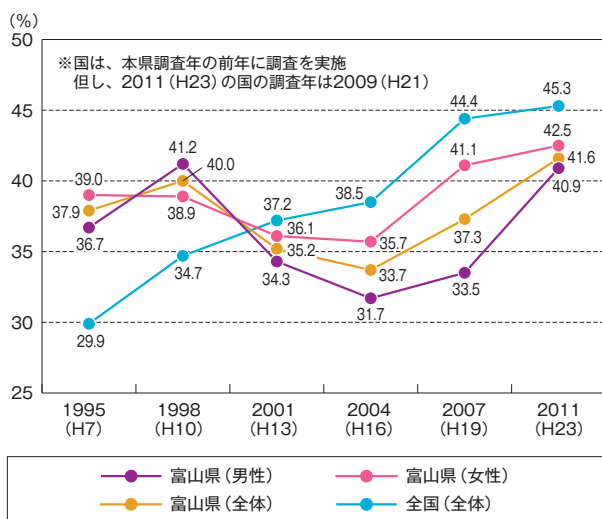
政策の目指すべき成果

県民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるとともに、本県の選手が全国や世界の檜舞台で活躍していること。

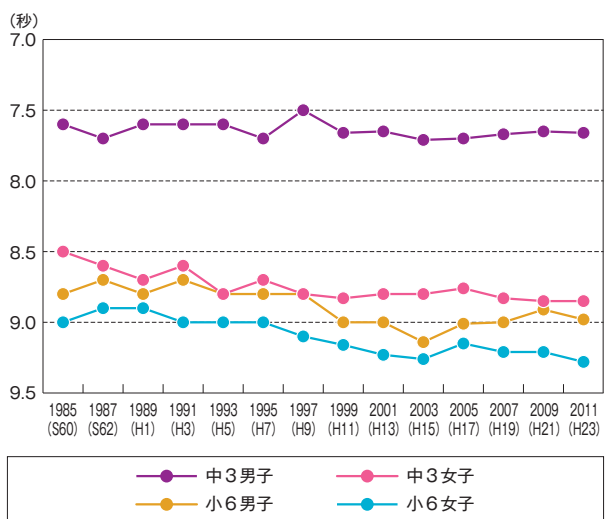
現状と課題

- 本県では、総合型地域スポーツクラブ(※1)が全市町村に設置されているものの、成人の週1回以上のスポーツ実施率は41.6% (2011 (H23)年度)と全国平均を下回っており、運動・スポーツ習慣が定着している県民の割合は決して高いとは言えません。このため、県民誰もが気軽にスポーツに参加できる機会づくりを今後も進めていくことが必要です。
- また、児童生徒の体力・運動能力は、1985 (S60)年頃をピークに長期的な低下傾向にあるとともに、運動する者とならない者との二極化も進んでおり、幼少期から運動好きの子どもを育て、体力の向上を図ることが求められています。
- 2000年とやま国体以降、本県の国民体育大会の総合成績は次第に下降し、また、全国高等学校総合体育大会等における上位入賞数も減少しています。一方、県内では、富山県民スポーツ応援団(※2)が設立されるなど、トップアスリートの活躍を県民あげて応援する取組みが進められています。
- 県内の地域密着型プロスポーツチームを新たな地域資源と位置づけ、子どもたちを対象にしたスポーツ教室やイベントの開催などを通じてスポーツの振興や地域の活性化に結びつけていく動きが広がっています。

■ スポーツ実施率 (成人週1回以上) の推移



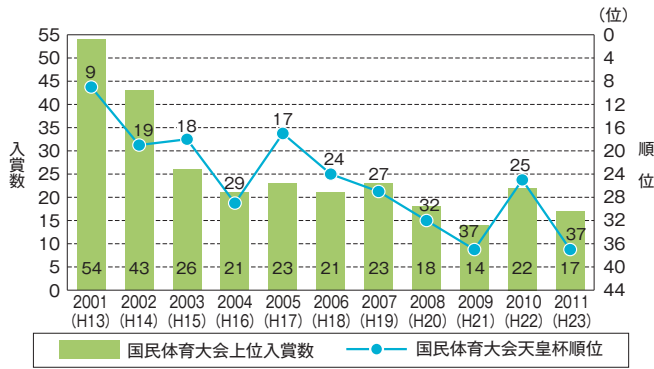
■ 50m走 記録推移



(※1) **総合型地域スポーツクラブ** 地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブで、子どもから高齢者までの誰もが、身近な施設で好みに応じたスポーツにいつでも親しむことができることを目的としている。

(※2) **富山県民スポーツ応援団** 県民あげて、全国・世界で活躍するトップアスリートや指導者等を応援することを目的に、県体育協会や経済団体等が中心となって2010 (H22)年6月に設立された応援組織。

■ 国民体育大会上位入賞数及び国民体育大会天皇杯順位の推移



資料：県スポーツ・保健課調べ



元気とやまマスコット きどきと君

取組みの基本方向

- 全国スポーツ・レクリエーション祭 (スポレクとやま2010) 開催の成果を活かし、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するとともに、地域における指導者などスポーツを支える人材の養成や効果的な活用に努めます。
- たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となった、児童生徒の運動の習慣化や体力向上の取組みを推進するとともに、中学・高校の運動部活動の活性化を図ります。
- ジュニア期から個人の特性や発育発達段階に応じて強化に取り組む一貫指導体制を推進するなど、全国や世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートの育成を目指した強化施策の再構築や強化拠点の再整備を図るとともに、トップアスリートの活躍を県民総ぐるみで応援する環境づくりを推進します。
- 地域密着型プロスポーツチームの運営会社が取り組む地域活性化事業などを支援するとともに、プロスポーツチームと連携した地域の魅力発信を促進します。

主な施策

1 県民がスポーツに親しむ環境づくり

- 幅広い年齢や競技レベル、障害の種類や程度などに対応した総合的なスポーツ大会の開催や、運動習慣の定着化を目的としたイベントの実施など、気軽にスポーツに参加できる機会づくりの推進
- 総合型地域スポーツクラブ間の交流や連携の促進によるクラブの育成
- 県民が日常生活でスポーツに親しめるようにするための、スポーツ施設の機能の充実と学校体育施設の開放の推進
- 富山のスポーツに関する情報サイト「とやまスポーツ情報ネットワーク」等による県民への効果的なスポーツ情報の提供
- 競技レベルの高い全国的、国際的大会やプロスポーツなど、「みるスポーツ」の機会づくりの推進

2 学校等における体育・スポーツの充実

- 幼稚園・学校と家庭や地域が連携した「元気っ子育成計画」(※3)の実施や、元気とやまふるさと体操 (仮称) の考案・普及など、児童生徒の望ましい生活・運動習慣の定着と体力向上の推進
- 教員の指導力向上と専門的な指導力を有する地域のスポーツ人材活用による、小学校の体育授業の充実や中学・高校の運動部活動の活性化
- インターネット等を活用した、幼稚園や学校における体力づくり、運動習慣等に関する積極的な情報提供

(※3) 「元気っ子育成計画」 県内の幼稚園、小・中学校及び高等学校が、児童生徒の体力向上を図るため、発達段階に応じて作成する体育・スポーツの年間計画。

3

全国や世界の 檜舞台で活躍 できる選手の 育成

- 優れた運動能力を秘めた児童を発掘し、育成するなど、ジュニア期から個人の特性や発育発達段階に応じて強化に取り組む一貫指導体制の推進
- ホッケーやボート等の地域に根ざしたお家芸など本県の主力競技や、県民の注目度や関心が高い駅伝、野球、サッカー等の競技の重点強化
- スポーツ医・科学的サポート（※4）や宿泊機能などが充実している県総合体育センターを中核拠点とした、県体育協会と競技団体等との連携による総合的な強化活動の推進
- 県民スポーツ応援団募金の活用など、オリンピックやパラリンピック等での活躍を目指すトップアスリートを県民総ぐるみで支援する体制づくりの推進

4

スポーツを支 える人材の養 成及び活用

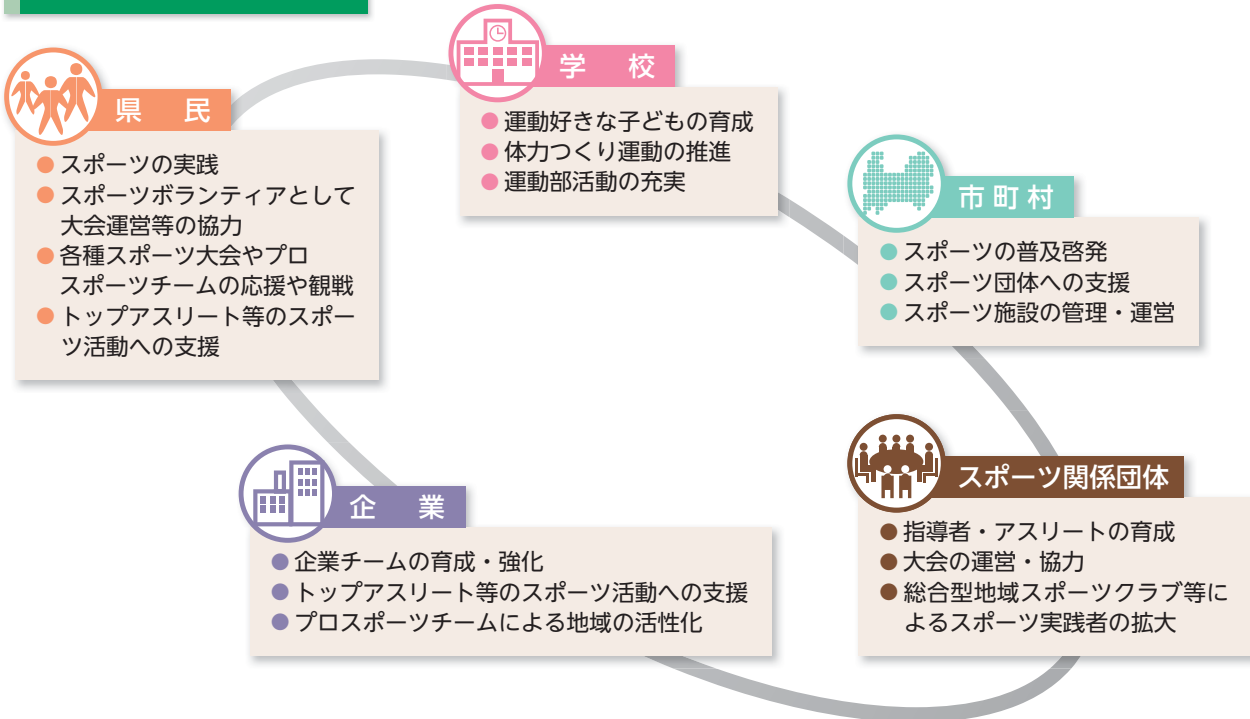
- 県内で活躍するスポーツ指導者等の登録・紹介システム「パスネットとやま」による、スポーツ指導者やボランティアの確保と活用
- 国立スポーツ科学センター（JISS）等への研修派遣や国内トップレベルの指導者招へいによる本県スポーツ指導者の意識改革や資質の向上
- 運動部活動を指導するスポーツエキスパート等、地域のスポーツ指導者の活用と資質の向上
- 地域等で積極的にスポーツ活動に取り組む個人や団体の功績等を讃える顕彰制度の充実

5

プロスポーツ と連携した地 域の魅力づく り

- プロスポーツ選手等が子どもたちに直接指導するスポーツ教室開催の推進
- 地域密着型プロスポーツチームの運営会社が行き届くホームゲームでの県民参加型イベントなどの地域活性化事業に対する支援
- 福祉施設等の児童生徒のプロスポーツ観戦を無料招待する事業に対する支援

県民等に期待する主な役割



（※4）「スポーツ医・科学的サポート」 競技選手の競技力向上等の支援を目的として、医・科学的な検査・測定の実施に基づいて適正なトレーニングメニューの提供・指導・助言を行うこと。



誰もが気軽に参加できるウォーキングイベント



みんなで朝の運動に取り組む小学生



世界の檜舞台での本県選手の活躍

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
総合型地域スポーツクラブへの加入者数 総合型地域スポーツクラブに加入して活動するクラブ員数	34,142人 2006 (H18)	39,640人 2011 (H23)	45,000人	50,000人	今後、人口減少が予測されるものの、中高年齢者対象のスポーツメニューの充実等を図り、加入者数の増加を目指す。
児童の体力・運動能力の平均値 小学校6年生50m走の平均値	男9.03秒 女9.15秒 2006 (H18)	男8.98秒 女9.28秒 2011 (H23)	男8.85秒 女9.15秒	男8.80秒 女9.10秒	低学年から体力向上の意識を高め、各学校における特色ある体力づくり運動を推進することにより、過去15年間の最高値(男8.80秒(1997(H9)年度)、女9.10秒(1998(H10)年度))を目指す。
国民体育大会、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会における上位入賞数 3位以内の入賞数	42 2006 (H18)	46 2010 (H22)	47以上	47以上	県体育協会や競技団体、関係機関等の連携による一貫指導体制等を推進することにより、2000年国体後概ね5年間の成績水準の復活・維持を目指す。
スポーツ指導者数 公益財団法人日本体育協会に登録している公認スポーツ指導者数	1,848人 2006 (H18)	2,350人 2011 (H23)	2,600人	2,800人	総合型地域スポーツクラブのアシスタントマネージャー等の養成を推進し、スポーツ指導者の増加を目指す。

循環型社会と低炭素社会づくりの推進

政策目標

政策の目指すべき成果

県民一人ひとりが、廃棄物の排出抑制や循環的利用などに積極的に取り組むとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践していること。

現状と課題

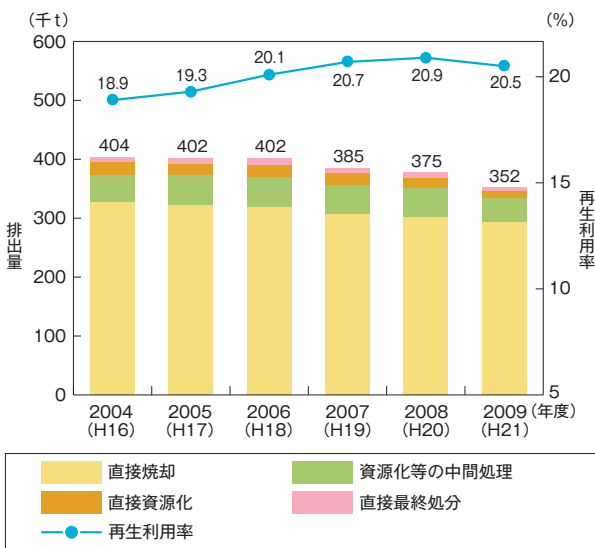
- 県内における廃棄物の再生・利用の状況については、一般廃棄物再生利用率、産業廃棄物減量化・再生利用率はともに近年は横ばいであるものの、2004 (H16) 年度と比較すると上昇してきています。また、それぞれの排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。

一般廃棄物再生利用率 2004 (H16) 年度：18.9% ⇒ 2009 (H21) 年度：20.5%
産業廃棄物減量化・再生利用率 2004 (H16) 年度：93.8% ⇒ 2009 (H21) 年度：95.6%

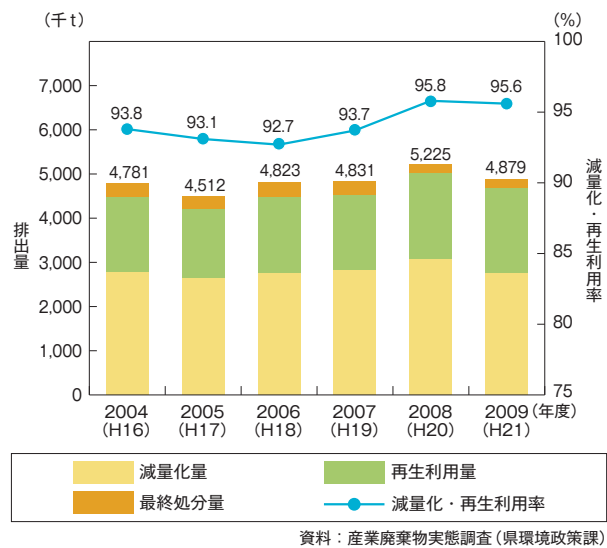
- 地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス(※1)排出量については、1990 (H2) 年度と比較すると、2008 (H20) 年度は16.5%の増加となっており、民生部門を中心として大きく増加しています。
- 循環型社会や低炭素社会を実現するためには、県民や事業者が地球環境とのつながりを意識し、環境配慮の視点に立って自ら行動していく必要があります。
- こうしたなか、本県では全国で初めて実施した県内全域でのレジ袋の無料配布取止めが定着するなど、環境にやさしいライフスタイルに対する意識が一層高まり、県民自らの実践の輪が広がってきています。

富山県におけるレジ袋無料配布取止めの取組み(本県に続き全国12県でも実施)
店舗 2008 (H20) 年度：28社208店舗 ⇒ 2010 (H22) 年度：48社432店舗
マイバッグ持参率 2008 (H20) 年度：92% ⇒ 2010 (H22) 年度：94%

■ 県内一般廃棄物の処理状況の推移



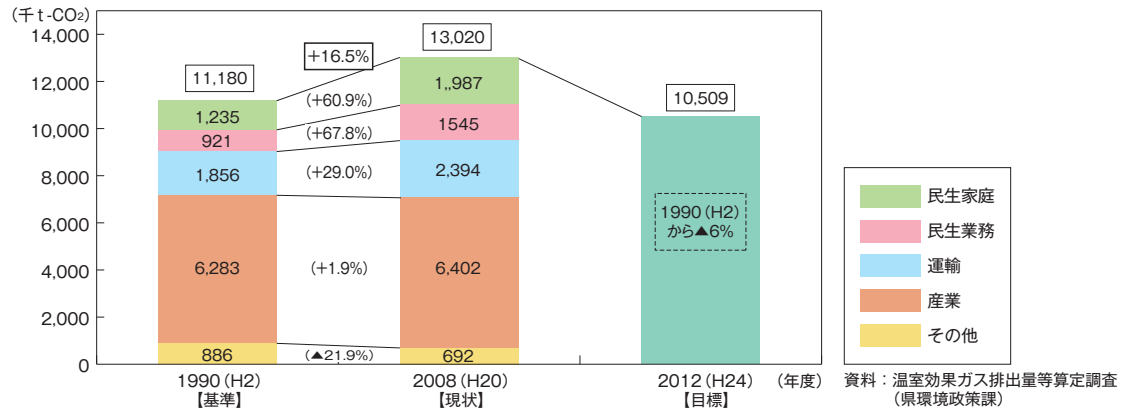
■ 県内産業廃棄物の処理状況の推移



(※1) 温室効果ガス 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガス。2005 (H17) 年2月

に発効した京都議定書では、二酸化炭素、メタンなどの6種類を対象として定めている。

■ 県内における温室効果ガスの部門別排出状況



取組みの基本方向

- 限られた資源を効率的に利用するため、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の排出抑制を進めるとともに、分別回収・処理体制の最適化等の循環的利用や廃棄物の適正処理の確保など、循環型社会の形成に向けた取組みを加速します。
- 地球温暖化防止に向け、民生部門を中心とした省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を推進し、温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会への転換を図ります。
- 循環型社会と低炭素社会づくりに向け、環境教育を一層推進するとともに、レジ袋の無料配布取止めやエコドライブなどのエコライフの実践を促進するため、県民総参加のもと、行政、県民、事業者、民間団体等が一体となって全県的な運動を展開します。

主な施策

1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進

- エコ・クッキングや各種イベントにおける啓発など、廃棄物の排出抑制・再使用の取組みの推進
- 事業系生ごみの広域的リサイクルシステムの検討、使用済小型家電等の適切なリサイクル体制の構築、リサイクル認定制度などによる廃棄物の循環的利用の促進
- ごみ処理施設整備への支援や事業者等の監視指導など、廃棄物の適正処理の仕組みづくりの推進

2 温室効果ガス排出量の削減

- 日常生活や事業活動における自主的な地球温暖化防止の取組みを促すための、インターネットや各種イベントによる情報提供
- 家庭の省エネ診断、自主的な節電の取組みを促す「メガ節電所」のウェブサイト上への開設、省エネ機器の利用促進など、県民、事業者による省エネルギーの取組みへの支援
- 事業者におけるエネルギー管理の徹底を推進する、エコアクション21（※2）などの環境マネジメントシステム（※3）の導入への支援
- ノーマイカー運動やパークアンドライドの推進による公共交通の利用促進
- 住宅用太陽光発電システム導入への支援や小水力発電所の建設など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギーの地産地消や有効活用のための実証実験など、スマートコミュニティの形成に向けた取組みの促進
- 人工林の間伐や里山林整備など、二酸化炭素の吸収源ともなる森林の整備・保全の推進

（※2）「エコアクション21」 環境省のガイドラインに基づいた、中小企業でも容易に取り組める環境マネジメントシステム。

（※3）「環境マネジメントシステム」 事業者等が、自主的に環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制・仕組み。

3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大

- 民間団体と連携した環境学習会や幼児、児童向けの環境学習教室の開催など、家庭、学校、地域等あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対する環境教育の推進
- 県民、事業者、民間団体等との連携・協働による清掃活動や森づくりなど、環境保全活動の拡大
- ノーレジ袋県民大運動やエコドライブ推進大運動など、環境とやま県民会議を中心とした県民、事業者、行政が相互に連携協力したエコライフ実践の促進
- 行政機関での環境マネジメントシステムの着実な実施、環境への負荷が少ない製品やサービスを調達するグリーン購入の推進など、行政自身の率先的な行動

4 技術開発と調査研究の推進

- 環境にやさしい製品等の普及や、国、企業、大学等と連携した省エネルギー、未利用エネルギー、リサイクル等の技術開発の推進
- 廃棄物の循環的利用や地球温暖化による地域への影響の把握など、県内における循環型社会や低炭素社会づくりに関する調査研究の推進
- 戦略的創造研究推進事業（E R A T O）等を活用した環境負荷の少ないホワイトバイオテクノロジー（※4）に関する開発研究の推進
- 県立大学大学院工学研究科環境工学専攻等における高度な環境人材の育成や留学生等の受入れの促進

県民等に期待する主な役割



県民

- 廃棄物の排出抑制や省エネルギーの取組みなどエコライフの実践
- 環境保全活動への参加と地域ぐるみでの実践
- 所有森林の整備・保全や森づくりへの参加



NPO等

- 環境教育の機会の提供や情報発信
- 継続的な環境保全活動の実践と拡大
- 森林の整備・保全活動への取組み



事業者

- 環境配慮の視点に立った事業活動の実施
- 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進
- 環境マネジメントシステムによるエネルギー管理の徹底



市町村

- 地域における環境保全活動の促進や支援、情報提供
- 公共交通機関の利用促進
- 森林の整備・保全活動への支援



エコ・クッキングナビゲーター
（指導者）養成講座



エコ・クッキングの普及拡大



住宅用太陽光発電

（※4）「ホワイトバイオテクノロジー」 微生物や動植物の酵素を用いて物質生産を行う化学工業分野でのバイオテクノロジー。



地球温暖化防止活動推進員による地球温暖化の学習



とやま環境フェア

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね 5 年前	現 況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿			
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方	
一般廃棄物再生利用率 一般廃棄物排出量に対する再生利用量の割合	18.9% 2004 (H16)	20.5% 2009 (H21)	25%以上	25%以上	生ごみ等の排出抑制や分別回収の徹底、新たな再生利用の推進等により、25%以上の再生利用を目指す。	
産業廃棄物減量化・再生利用率 産業廃棄物排出量に対する減量化量及び再生利用量の合計割合	93.8% 2004 (H16)	95.6% 2009 (H21)	96%以上	96%以上	多量排出事業者による減量化・再生利用の推進、埋立処分量の一層の削減やサーマルリサイクル(※5)への転換等により、96%以上の減量化・再生利用を目指す。	
エネルギー消費量の削減率	世帯当たりのエネルギー消費量の削減率	6.9%削減 2004 (H16)	11.3%削減 2008 (H20)	14%以上削減	19%以上削減	家庭における省エネルギーの推進や住宅用太陽光発電システムの導入支援等により、2002 (H14) を基準として年1%の削減を目指す。
	2002 (H14) を基準としたエネルギー消費量の削減率	事業所ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率	4.2%増加 2004 (H16)	9.2%削減 2008 (H20)	7%以上削減	9%以上削減

(※5) サーマルリサイクル 廃棄物等を燃料として活用し、熱エネルギーを回収すること。

自然環境の保全

政策目標

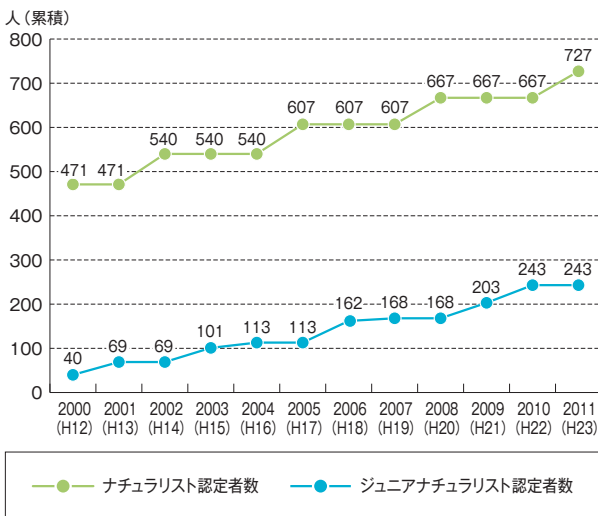
政策の目指すべき成果

自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然が保全されていること。

現状と課題

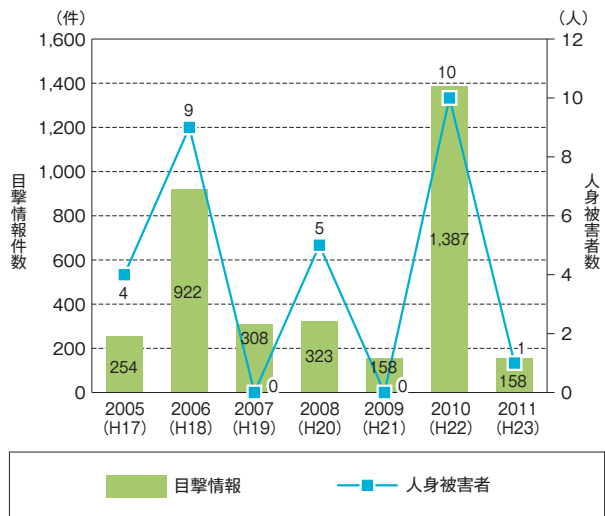
- 本県は、標高3,000m級の立山連峰から水深1,000mの富山湾に至る高低差4,000mのダイナミックな地形や、本州随一を誇る植生自然度など、豊かな自然に恵まれています。経済活動の進展などに伴い、環境への負荷が増大するとともに、人と自然との関係が希薄になってきています。
- 本県では、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、全国に先駆けてナチュラリスト制度が発足し、ナチュラリストやジュニアナチュラリストの認定者も着実に増加してきています。
- 外来生物の侵入や里山・里海における人間活動による地域固有の生態系への影響が懸念されており、生態系の維持・回復など生物多様性の確保の取組みの重要性が拡大しています。
- 近年、ツキノワグマによる人身被害の発生、イノシシやニホンザル等による農作物被害が発生し、地域住民の不安が高まっています。また、有害鳥獣捕獲については、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少していることから、担い手の育成・確保が必要となっています。
- 世界的な人口増加や経済活動の拡大等に伴い、地球規模での環境問題の深刻化が懸念されるなか、環境保全や生物多様性の確保などについても広い視野で取り組む必要があります。

■ ナチュラリスト及びジュニアナチュラリスト認定者数



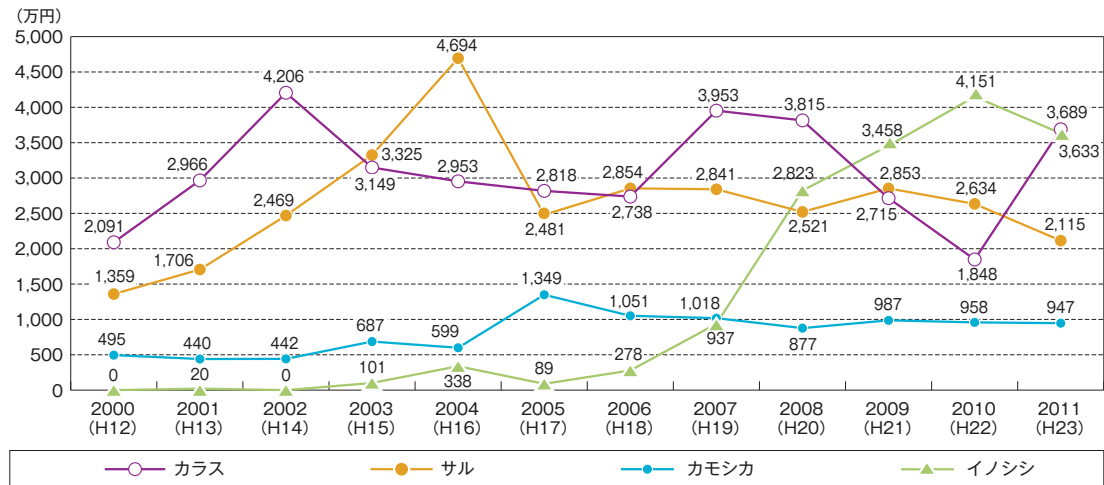
資料：県自然保護課調べ

■ グマの目撃情報と人身被害



資料：県自然保護課調べ

■ 鳥獣別の農作物被害金額の推移



資料：県農村振興課調べ

取組みの基本方向

- 自然とふれあう機会の創出に努めるとともに、県民一人ひとりが自然に関心をもち自然環境に配慮した行動ができる社会の構築を目指します。
- 地域の特性に応じた多様な生き物や生態系の保全と、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会づくりを推進します。
- 野生鳥獣による人や農作物等への被害防止と、人と野生鳥獣が共生できる環境づくりを推進します。
- 世界自然・野生生物映像祭（JWF）（※1）の開催や北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）（※2）と連携した環日本海地域の環境保全活動など、グローバルな視点に立った先駆的な取組みを推進します。

主な施策

1 自然保護思想の普及啓発

- ナチュラリスト及びジュニアナチュラリストの養成、ナチュラリストによる自然解説活動の実施
- 自然博物館ねいの里などを拠点とした自然保護思想や鳥獣保護センターでの鳥獣保護思想の普及啓発
- 世界自然・野生生物映像祭（JWF）の開催を通じた地球環境保全教育の推進

2 自然とのふれあい創出

- 自然観察会や探鳥会など自然とふれあう場と機会の確保
- 立山自然保護センターなどの自然体験施設の利用促進と登山者等に対する安全対策の推進
- ラムサール条約（※3）登録湿地「立山弥陀ヶ原・大日平」の環境保全と利用の推進
- 自然公園等における歩道や案内施設、外国語案内板等の整備
- 富山県フォレストリーダー（※4）による森林・林業に関する体験活動（森の寺子屋）の実施

（※1）**世界自然・野生生物映像祭（JWF）** 世界三大自然・野生生物映像祭の一つで、国内外から大自然のドラマ、生命の営みをとらえた世界トップレベルの映像作品が参加する映像祭。1993（H5）年から2年ごとに富山で開催されている。

（※2）**北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）** 国連環境計画（UNEP）が進める地域海行動計画の一つであり、日本海及び黄海の環境保全を目的として、日本、中国、韓国、ロシアの4か国により1994（H6）年に採択された。2004（H16）年11月、富山市に本部事務局が設置された。

（※3）**ラムサール条約** 特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、1971（S46）年にイランのラムサールで採択された条約。日本は1980（S55）年に加入した。

（※4）**富山県フォレストリーダー** 森林・林業に関する基礎知識の講習や木工工作等の指導者。2002（H14）年、2007（H19）年に県が養成し認定（2011（H23）年9月末現在111名を認定）。

3 自然環境保全活動の推進

- 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開
- 自然公園における貴重な植生の保護・復元
- 環境配慮型公衆トイレ・山小屋トイレの整備
- 立山植生モニタリング調査や酸性雨、黄砂等の調査研究
- 環日本海地域における海洋環境保全活動に対する支援

4 生物多様性の確保

- 希少野生生物等の現状を把握するための基礎的データとなる「レッドデータブックとやま」(※5)改訂版の普及啓発
- ライチョウ等の希少野生生物の保護対策の推進
- 動植物の生息・生育に配慮した河川整備など、地域の特性に応じた多様な生物が生息・生育する環境の保全・復元・創造
- 立山における外来植物など、生態系を脅かす外来生物の適切な管理の推進
- 里山地域における生物多様性の保全を図るための里山林整備
- 「豊かな海づくり運動」の展開や北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)による生物多様性を視点とした活動への支援など海洋環境保全の推進

5 人と野生鳥獣との共生

- ツキノワグマ、ニホンザル等の野生鳥獣のモニタリング調査やイノシシの保護管理計画の策定など、保護管理の推進
- 河川敷の草刈、未収穫果実の処分など、鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進
- 侵入防止柵の設置による被害防除や里山林の整備など、野生鳥獣との棲み分けを図る森づくりの推進
- 狩猟者の育成・確保による有害鳥獣被害防止体制の維持

県民等に期待する主な役割



県民

- 自然環境に配慮した行動
- 子どもなどの自然体験活動への参加
- 生物多様性への理解の促進



NPO・ボランティア等

- ナチュラリスト活動など自然保護思想の普及啓発
- 自然環境保全活動の実施・参加



企業

- 事業活動における自然環境への配慮
- 生物多様性の保全への貢献



市町村

- 自然保護思想の普及啓発
- 自然公園等の適正な管理
- 自然環境保全活動の推進
- 生物多様性の確保や野生鳥獣の適正な保護管理
- 狩猟者の育成・確保

(※5) 「レッドデータブックとやま」 本県の絶滅のおそれがある野生生物のリスト(レッドリスト)に掲載された種について、生息状況等を取りまとめた報告書。



ジュニアナチュラリストの養成



立山のライチョウ



立山の外来植物除去



鳥獣の侵入防止柵

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者 ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	ナチュラリスト 607人 ジュニアナチュラリスト 162人 2006 (H18)	ナチュラリスト 727人 ジュニアナチュラリスト 243人 2011 (H23)	780人 400人	900人 520人	ナチュラリストについては、自然公園等での自然解説や、地域の環境教育の推進のため、養成講座開催毎に60人程度の認定を目指す。また、ジュニアナチュラリストについては養成講座開催毎に40人程度の認定を目指す。
ライチョウ生息数 (立山地域) 北アルプスのうち立山地域 (約1,070ha) における推定生息数	245羽 2006 (H18)	284羽 2011 (H23)	現状維持	現状維持	ハイマツ地域への立入り規制、植生復元、環境浄化など生息環境の向上等に努め、生息数の現状維持を目指す。
里山林の整備面積 (累計) と整備率 竹林を含む里山林を整備する面積 (整備率)	—	1,296ha 29% 2011 (H23)	2,600ha 59%	3,900ha 89%	今後優先的に整備が必要な森林について、幅広い県民の参加による整備を目指す。

生活環境の保全

政策目標

政策の目指すべき成果

多くの県民の実践により、きれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されていること。

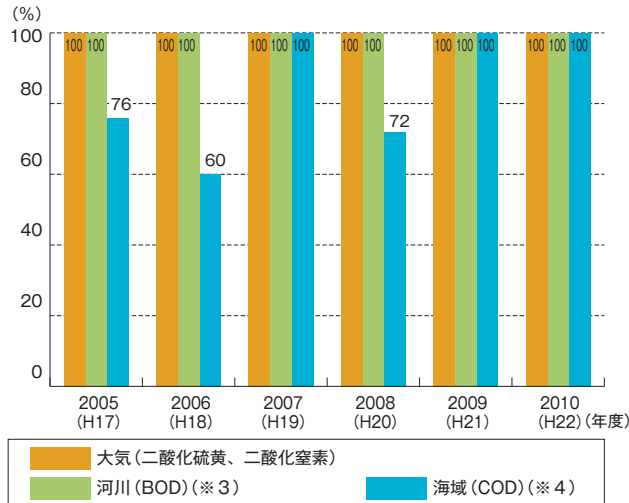
現状と課題

- 人の健康や生活環境を守るために、近年、国において、微小粒子状物質の大気環境基準や水生生物保全に関する水質環境基準といった新たな環境基準項目が設定されるなど、これまで以上に、安全で健康的な生活環境の確保が求められています。
- 本県の環境は、大気、水質等の環境基準を100%達成しており、概ね良好な状態にありますが、ダイオキシン類による底質（※1）の汚染や有害物質による土壌、地下水汚染が判明する事例が生じています。また、下水道等の汚水処理施設については、着実に整備が進められてきましたが、引き続き、整備が遅れている地域での整備推進や施設老朽化への対応が必要となっています。
- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、県ではモニタリングポスト（※2）の増設などにより調査体制を強化したところであり、今後も放射性物質による環境への影響を的確に把握する必要があります。
- 日本海対岸地域の工業化や都市化の進展等により、漂着ごみ、黄砂、越境大気汚染、海洋汚染等の環境問題が顕在化し、本県をはじめとする日本海側地域、ひいてはわが国全体の環境に影響を及ぼすことが懸念されています。
- 本県で発生した日本の四大公害病の一つであるイタイイタイ病を知らない子どもたちの増加や関係者の高齢化等により、その教訓や克服の歴史の風化と関係資料の散逸が懸念されていることから、県では、県立イタイイタイ病資料館を設置しています。

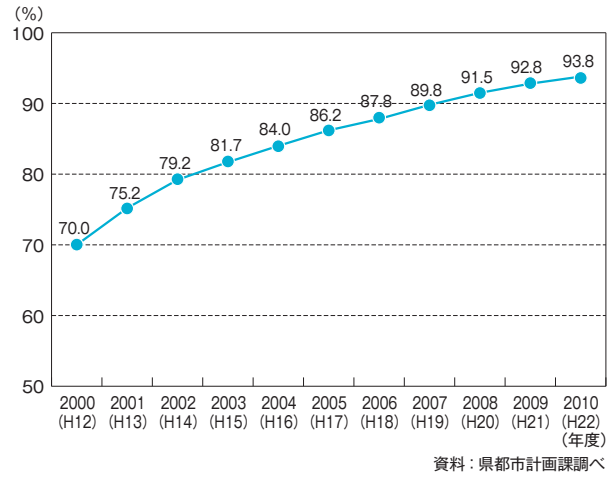
（※1）**底質** 河川、湖沼、海域等の水域において、水底を構成している土砂、ヘドロ等のこと。

（※2）**モニタリングポスト** 空気中の放射線量を自動的に測定するための機器。

■ 富山県の環境基準達成率の推移



■ 富山県の汚水処理人口普及率の推移



取組みの基本方向

- 大気、水質等の監視により環境の状況を適切に把握するほか、新たな環境基準項目に係る監視体制の整備や発生源対策を推進するなど、安全で健康的な生活環境の確保に取り組みます。
- 土壌汚染や地下水汚染等の発覚時には原状回復に向け適切に対応するとともに、富山湾の水質保全対策や地域の実情等に応じた効率的な汚水処理を推進します。
- さわやかな空気やさきいかな水を実感できる快適な環境の実現に向け、環境保全に取り組む人づくりや様々な活動主体の連携協力を推進するなど、県民等による自主的な環境保全活動を促進します。
- 国境を越えて影響が及ぶ漂着ごみ、黄砂等の環境問題の解決に向けて、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の活動を支援するとともに、(財)環日本海環境協力センター(NPECC)(※5)や沿岸自治体と連携して環日本海地域の環境保全に取り組みます。
- 県立イタイタイ病資料館において、貴重な関係資料を収集・保存・活用するとともに、イタイタイ病の恐ろしさや克服の歴史を伝え、その教訓を通して、環境と健康を大切にするライフスタイルの確立や地域づくりに取り組む心を醸成します。

主な施策

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

- 微小粒子状物質の監視体制の整備や事業者による揮発性有機化合物の排出削減の支援など、大気保全対策の推進
- 水質汚濁状況の監視や水生生物保全環境基準の設定など、水質保全対策の推進
- 地下水汚染状況の監視や事業者への監視指導など、地下水保全対策の推進
- 大気、水質等の放射性物質の調査や県民への情報提供の推進

(※3) [BOD(Biochemical Oxygen Demand)] 生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の汚濁を示す代表的な指標。

(※4) [COD(Chemical Oxygen Demand)] 化学的酸素要求量。水中の汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、湖沼や海域の汚濁を示す代表的な指標。

(※5) (財)環日本海環境協力センター(NPECC、Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center)

国や地域等の連携協力のもとに日本海・黄海の環境保全に寄与することを目的に設立された政府所管の公益法人。

2 環境改善対策の推進

- 汚染事故発生時における関係機関との連絡体制の強化や応急処置の確保、事業者による事故対策の強化など、環境汚染事故に対する適切な対応の推進
- 富山県全県域下水道化構想2012に基づく下水道、農村下水道、浄化槽等の整備など、地域の実情に応じた効率的な汚水処理の普及促進
- 化学物質の排出削減に関する事業者への支援など、化学物質対策の推進
- ダイオキシン類汚染底質の改善対策の推進

3 県民等による自主的な環境保全活動の展開

- エコドライブ、スターウォッチング、県土美化など、県民参加で取り組む環境保全活動の推進
- 身近な環境を活用した環境学習や活動団体のネットワーク化など、環境保全に取り組む人づくりの推進
- 名水等優れた環境や水生生物を保全する地域の活動団体への支援など、様々な活動主体の連携協力の推進

4 環日本海地域における環境保全

- 北東アジア地域自治体連合（NEAR）（※6）の枠組みを活用した海辺の漂着物調査など、産学官が連携したプロジェクトの推進
- 環日本海環境サポーター制度の運営など、（財）環日本海環境協力センター（NPEC）と連携した、環日本海地域の環境保全意識を啓発する活動の推進
- 生物多様性を視点とした海洋環境保全の取組みなどを行う北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の活動の支援
- 県立大学での東南アジア諸国等における水質保全の取組みに対する技術開発・支援、黄砂など越境汚染物質の継続的なモニタリング調査の実施
- 環境保全に関する技術指導のための職員等の海外派遣、環境技術研修員の受入れの推進

5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

- 県立イタイイタイ病資料館における貴重な資料の収集・保存、収集資料のデータベース化
- 被害の実態や克服の歴史等を継続的に学べる体制づくり、小・中学校の課外授業等の積極的な受入れや学習支援
- 外国語にも対応したホームページ等を活用した国内外への情報発信

県民等に期待する主な役割



県民

- 環境問題への理解と環境への関心の向上
- エコドライブなど環境に配慮したライフスタイルの実践
- 地域の環境保全活動への積極的参加



NPO等活動団体

- 環境教育・学習の推進による人づくり
- 自主的な環境保全活動の展開と多様な活動主体との連携
- 名水等の地域の環境資源の保全と活用



市町村

- 身近な環境の状況把握と公害苦情への適切な対応
- 地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備
- 住民、事業者等に対する環境保全活動の啓発



事業者

- 環境汚染物質の排出状況等の把握
- 環境汚染事故の適切な対応
- 事業活動による環境負荷の低減

（※6） 北東アジア地域自治体連合（NEAR、The Association of North East Asia Regional Governments）

北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同発展を目指すことを目的に、1996年に発足した組織。現在、富山県を含む6か国70自治体が加盟している。



活動団体による名水の清掃活動



海辺の漂着物調査



環境放射線の測定(モニタリングポスト)



県立イタイイタイ病資料館(2012(H24)年4月開館)

県民参考指標(政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016(H28)年度、2021(H33)年度の姿		
			2016(H28)年度	2021(H33)年度	目標設定の考え方
大気環境基準の達成率 大気測定局のうち、環境基準を達成している測定局の割合	二酸化硫黄 100% 二酸化窒素 100% 2005(H17)	二酸化硫黄 100% 二酸化窒素 100% 2010(H22)	二酸化硫黄 100% 二酸化窒素 100%	二酸化硫黄 100% 二酸化窒素 100%	ブルースカイ計画(※7)等の推進により、100%の現状維持を目指す。
水質環境基準の達成率 水質調査地点のうち、環境基準を達成している地点の割合	河川 100% 海域 76% 2005(H17)	河川 100% 海域 100% 2010(H22)	河川 100% 海域 90%以上	河川 100% 海域 90%以上	クリーンウォーター計画(※8)等の推進により、河川については100%の現状維持を目指し、海域については人為的汚染のほか気象・海象等の影響も考慮し、90%以上の達成維持を目指す。
汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	86% 2005(H17)	94% 2010(H22)	96%	98%	富山県全県域下水道化構想2012に基づき汚水処理施設の着実な整備促進に努める。

(※7) **ブルースカイ計画(富山県大気環境計画)** 大気環境を保全するための基本方向を示すための計画。「安全で健康的な大気環境の確保」及び「快適な大気環境の創造」を目標としている。

(※8) **クリーンウォーター計画(富山県水質環境計画)** 水質環境を保全するための基本方向を示す計画。「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目標としている。

水資源の保全と活用

政策目標

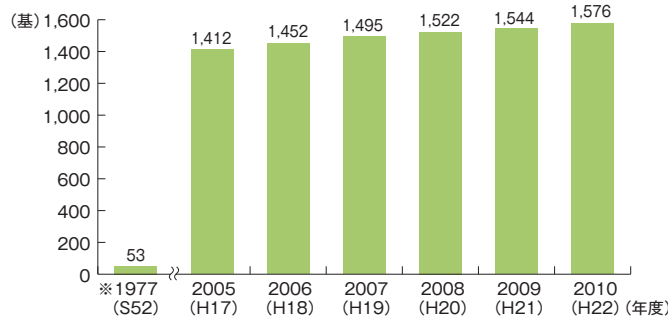
政策の目指すべき成果

空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。

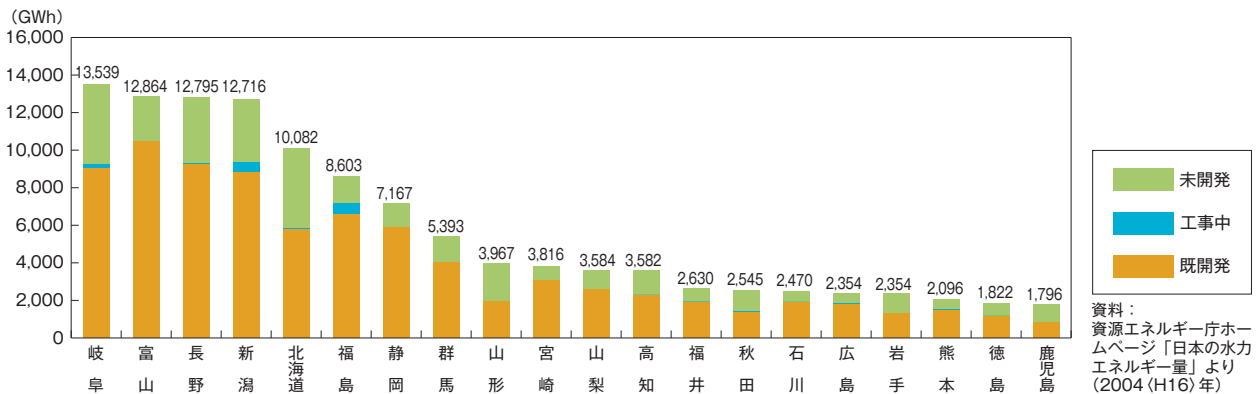
現状と課題

- 本県は、急峻な山々に源を発する清流が大小300あまりの河川となって流れ、環境省の名水百選に全国最多の8か所も選ばれるなど、全国に誇れる豊かで清らかな水環境を有しています。
- しかしながら、水田面積の大幅な減少による地下水涵養量の減少や、スギ人工林の荒廃による森林の水源涵養機能の低下等の課題が見られるほか、県内平野部の地下水揚水量については適正揚水量の範囲内で確保されているものの、消雪のための地下水利用の増加により、井戸涸れや地盤沈下等の発生が懸念されています。
地下水揚水量の適正確保率：100% (2005 (H17) 年度) ⇒ 100% (2010 (H22) 年度)
- また、本県は全国第2位の豊かな包蔵水力^{ほうざうすいりょく} (※1) を有していますが、未開発の水力も多く、代替エネルギーとしての小水力発電など、多面的な水資源の活用が求められています。

■ 地下水利用の消雪設備数の推移



■ 都道府県別包蔵水力 (上位20都道府県)



(※1) 「包蔵水力」 発電水力調査により明らかとなった水資源のうち、技術的・経済的に利用可能な水力エネルギー量のこと。

- 一方、地域用水機能の保全活動や水文化に関する活動など、県民等による水資源の保全・活用の取組みは着実に増加しています。今後も、これらの活動を一層推進するとともに、魅力ある水辺空間の創出、水文化の保存・継承や魅力発信などを積極的に進めていくことが求められています。

取組みの基本方向

- 水に関わる各種施策を総合的に展開し「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」を実現します。
- 森林の有する水源涵養機能を高度に発揮するため、間伐等の森林施業を適切に実施し、健全な森林の整備・保全を図ります。また、地下水については、涵養と利活用のバランスが取れるよう保全対策を推進します。
- 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電を推進するなど、水資源の有効かつ多面的な利活用を進めます。
- 優れた水環境を将来にわたって保全するため、地域の住民や団体が行う様々な河川愛護ボランティア活動等を積極的に支援するなど、県民と協働で地域の特性を活かした保全活動を推進します。
- 豊かで個性あふれる水辺のまちづくりや名水の保全など、県内各地において新たな水辺空間を活かした賑わい創出と地域の活性化を図り、富山の水辺の魅力を全国に発信します。

主な施策

<h2>1 水源の保全と涵養</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐等の実施や里山林の整備など県民参加による多様な森づくり、森林の適正な保全と管理など、健全で機能の高い森づくりの推進 ● 冬期間の地下水適正揚水量の確保、消雪設備の管理者に対する節水の啓発など、地下水位低下対策の推進 ● 地下水の合理的な利用や、水田を活用した地域ぐるみの地下水涵養、地下水保全活動を担う「地下水の守り人」の養成など、地下水保全対策の普及促進
<h2>2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用水等を利用した小水力発電の推進や、消流雪、防火、生態系保全など、水の多面的利用の促進 ● 既存ダムを有効に活用した水資源の再開発など、水の合理的な利活用の推進
<h2>3 水環境の保全</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の暮らしや歴史・文化と調和し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」の推進 ● 地域住民への憩いとやすらぎ空間の提供など、水辺の空間の質的向上の推進 ● 農家・非農家が連携した、防火・消流雪用水などの地域用水機能を有する農業用水の保全管理活動の推進
<h2>4 水を活かした文化・産業の発展</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 川や水路等の現地見学・学習会、都市農村交流や漁業者の森づくり活動など、水への意識を高めるための交流・連携や、川を守り育てる河川愛護活動の推進 ● 魅力ある水辺空間の賑わい創出と活性化を進めるまちづくり活動への支援 ● 名水の保全と活用、富山の貴重な水生生物など水辺の魅力の全国への発信 ● 水を利用した産業・観光の振興及び水に関する情報の発信

県民等に期待する主な役割



県民

- 節水や水の有効利用
- 水環境の保全や水文化活動への参加
- 打ち水など水文化の継承



ボランティア等活動団体

- 水環境の保全や水文化活動の取組み
- 水に関する歴史風土や文化についての普及啓発
- 名水の保全と活用



企業

- 節水や地下水の合理的な利用
- 小水力発電など水資源の有効利用
- 水を利用した産業・観光の振興



市町村関連団体

- 森林の適正な保全と管理
- 節水や水の有効利用の呼びかけ
- 水の多面的利用の促進と保全管理
- 安全な飲料水の安定的な供給



水田の水張りによる地下水涵養(氷見市坪池)



富岩運河環水公園(親水型の公園：富山市)



河川愛護ボランティア活動(鴨川：魚津市)



不動滝の霊水(平成の名水百選：南砺市)



熊野川ダム (既存ダムを活用した水資源の再開発：富山市)



打ち水 (暮らしの中に生きる水文化：富山市)

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
森林整備延べ面積 (累計) 1990 (H2) 年度以降実施した間伐の延べ面積累計	15,379ha 2005 (H17)	25,144ha 2010 (H22)	36,000ha	45,000ha	森林資源の現況を踏まえ、健全な人工林を育成するため、1年間に必要な間伐1,800haの実施を目指す。
地下水揚水量の適正確保率 地下水条例対象地域 (8地下水区) における適正な揚水量の確保状況	100% 2005 (H17)	100% 2010 (H22)	100%	100%	地下水の節水や合理的な利用を推進し、引き続き揚水量の実績が適正揚水量を上回らないことを目指す。
小水力発電所の整備箇所 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電所の整備箇所数	12か所 2005 (H17)	16か所 2011 (H23)	23か所	28か所	建設有望地調査の結果等を踏まえ、建設の見込みがある小水力発電所候補地を確実に整備することを目指す。
水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 水とのふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数	119団体 2005 (H17)	182団体 2010 (H22)	200団体	210団体	今後も活動の普及を図ることにより、約30団体の増加を目指す。

多様化、効率化を通じた エネルギー需給の安定確保

政策目標

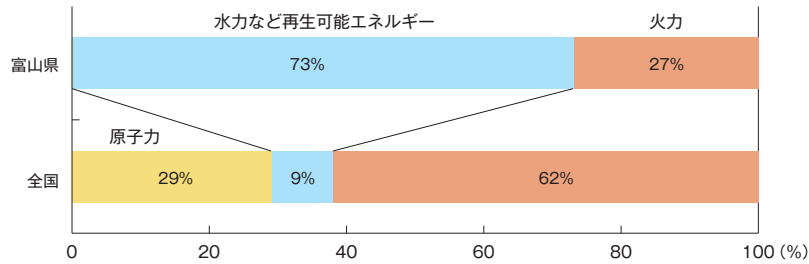
政策の目指すべき成果

豊かな県民生活や活発な産業経済活動を支えるため、多様なエネルギー源のベストミックス（最適な組み合わせ）や省エネルギー構造への転換により、エネルギー需給の安定が図られていること。

現状と課題

- 現在、わが国における発電電力量のうち、約3割を原子力発電が占めており、2010（H22）年6月に改定された「エネルギー基本計画」では、地球温暖化防止や発電コストなどの観点から、2030（H42）年における原子力の割合を約5割にまで高めることとされていました。
- しかし、東日本大震災に伴う原発事故発生を契機に、国においては、中長期的に、原子力発電への依存度を極力引き下げるとともに、多様なエネルギー源のベストミックスを目指し、あわせて省エネルギー構造への転換を図るなど、エネルギー基本計画の見直しも含めた、新たなエネルギー政策の検討が行われています。
- 本県では、明治の末期から豊かな水資源や急流河川を活かした水力発電の開発が盛んに行われ、現在、水力発電は県内における発電電力量の約7割を占めています。また、本県は包蔵水力が全国第2位と高いポテンシャルを有し、農業用水等を活用した小水力発電所が県内に16か所建設されているほか、小規模なマイクロ水力発電の研究開発も活発に行われています。
- 県内における発電電力量の3割弱を占める火力発電においては、石炭から環境性に優れたLNG（液化天然ガス）への燃料転換が計画されるなど、一層の電源多様化が図られるとともに、地球温暖化防止の取組みも着実に進められています。
- さらに、近年、本県でも住宅用太陽光発電システムの導入が飛躍的に進み、1戸当たりの発電設備の容量も全国第1位となっているほか、県においても中央病院や県立学校など県有施設へ率先して太陽光発電を導入しています。また、大規模な太陽光発電所（メガソーラー）や風力発電設備、バイオマス発電設備が建設されているなど、多種多様な再生可能エネルギーの導入が進められています。
- このように、本県では水力をはじめとする再生可能エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギー基盤が形成されており、日本で有数の環境に配慮したエネルギー先進県といえます。今後も、豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現していくためには、富山ならではのエネルギー基盤を一層強化するなど、エネルギーの多様化、効率化をさらに進め、エネルギー需給の安定確保を図っていくことが求められています。

■ 県内の発電電力量構成比 (2009 (H21) 年度)



資料：富山県：県統計調査課調べ(2009 (H21) 年富山県統計年鑑)(出力1,000kw未満、風力発電、太陽光発電は除く。火力にはバイオマスを含む)
全 国：エネルギー・環境会議資料

取組みの基本方向

- 経済の持続的な成長と豊かな県民生活を実現するため、電力をはじめとするエネルギー需給の安定確保を図ります。
- 本県の地域特性を活かした小水力発電や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、エネルギー源の多様化を図ります。
- 生活の快適さや経済成長と両立する持続可能な省エネルギー構造への転換を図るため、社会全体でのエネルギーの効率的な活用を積極的に推進するとともに、再生可能エネルギー・省エネルギー技術の研究開発など、グリーンイノベーションの取組みを一層加速させます。

主 な 施 策

1

再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化

- 固定価格買取制度(※1)等、国の制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進
- 中小河川や農業用水等、小水力発電のさらなる適地の発掘と、発電設備の導入促進
- 本県の恵まれた住環境を生かした住宅用太陽光発電の導入促進
- 民間事業者による太陽光発電(メガソーラーなど)や有望地点での大型風力発電の導入に向けた調査・検討
- 木質バイオマスを活用したボイラー等の導入支援や、廃棄物処理施設等におけるバイオマス発電の導入促進
- 地熱利用や、今後実用化が期待される波力エネルギーに関する調査研究の推進
- 公共施設等における再生可能エネルギーの率先行導入の推進

2

エネルギーの効率的な活用

- 再生可能エネルギーの地産地消や有効活用のための実証実験など、スマートコミュニティ(※2)の形成に向けた取組みの促進
- 家庭の省エネ診断、自主的な節電の取組みを促す「メガ節電所」のウェブサイト上への開設など、県民、事業者による省エネルギーの取組みへの支援
- 家庭や企業における省エネルギーに対する意識啓発の推進や情報提供
- 県の省エネルギーに関する率先行動の実施

(※1) **固定価格買取制度** 再生可能エネルギーによる電力を電力会社が一定期間・固定価格で買取義務を負うもの。2011 (H23) 年成立の再生可能エネルギー特別措置法では、太陽光発電、風力発電、水力発電(中小水力のみ)、地熱発電、バイオマス発電が買取対象とされている。

(※2) **スマートコミュニティ** 家庭やビル、交通システムをICTネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

3 エネルギー関連技術の研究開発などグリーンイノベーションの加速化

- マイクロ水力発電装置など再生可能エネルギー・省エネルギー関連技術や商品の開発支援
- ものづくり研究開発センターを中心とした産学官連携による環境・エネルギー関連技術の開発支援
- 蓄電池、燃料電池、次世代自動車など、スマートコミュニティを形成するために必要となる技術の開発支援や、ICTを活用したエネルギー管理システムの開発支援など、スマートコミュニティ関連産業の振興

県民等に期待する主な役割



県民

- エネルギー問題への理解
- 住宅用太陽光発電の導入、省エネルギー型の家電機器への買換えなどの身近な取組み
- 再生可能エネルギー発電施設設置への理解



市町村

- 地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入推進
- 公共施設等における再生可能エネルギーの率先導入
- 地域住民や企業と一体となった省エネルギーの取組みの推進
- 次代を担う小・中学生へのエネルギー教育の実施



企業

- 再生可能エネルギー・省エネルギーに関連する技術や機器の開発、低価格化の実現
- 再生可能エネルギーの積極的な利用
- 省エネルギー設備の導入など効率的なエネルギー使用の推進

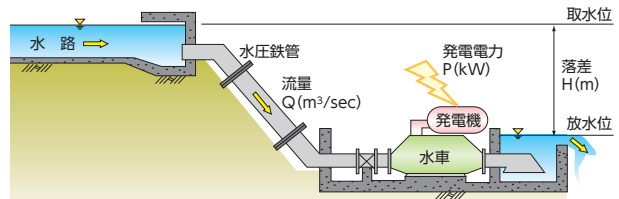


電気事業者等

- 地域におけるエネルギーの安定供給
- 再生可能エネルギーの導入拡大や、環境性に優れた燃料への転換などによる電源多様化
- 省エネルギー設備の推奨やエネルギーの効率的利用の提案



白中発電所（農業用水を利用した小水力：南砺市）



小水力発電施設の模式図（水の持つエネルギーを電気エネルギーに変換）



白中発電所内の横軸型発電機



中央病院新東病棟 太陽光発電



入善浄化センター風力発電施設



電気自動車

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明		概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
				2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
小水力発電所の整備箇所 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電所の整備箇所数		12か所 2005 (H17)	16か所 2011 (H23)	23か所	28か所	建設有望地調査の結果等を踏まえ、建設の見込みがある小水力発電所候補地を確実に整備することを目指す。
エネルギー消費量の削減率	世帯当たりのエネルギー消費量の削減率	6.9%削減 2004 (H16)	11.3%削減 2008 (H20)	14%以上削減	19%以上削減	家庭における省エネルギーの推進や住宅用太陽光発電システムの導入支援等により、2002 (H14) を基準として年1%の削減を目指す。
	2002 (H14) を基準としたエネルギー消費量の削減率	4.2%増加 2004 (H16)	9.2%削減 2008 (H20)	7%以上削減	9%以上削減	2008 (H20) 以降は、景気回復によるエネルギー消費量の変動が予想されるものの、事業所における省エネルギーの推進等により、2002 (H14) を基準として年0.5%の削減を目指す。

生活交通の確保

政策目標

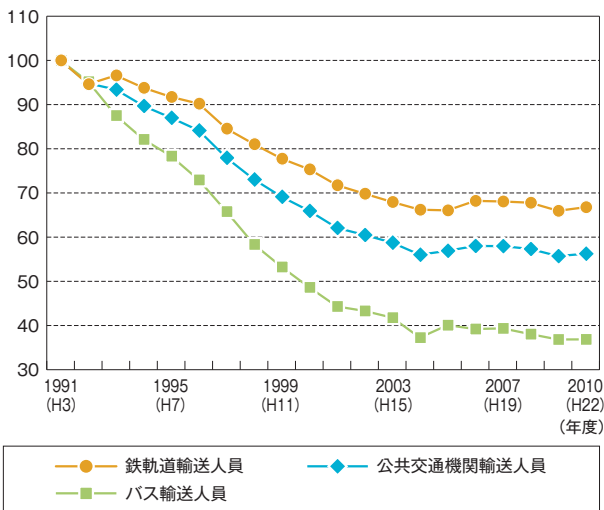
政策の目指すべき成果

県民の生活を支える身近な公共交通サービスが安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できること。

現状と課題

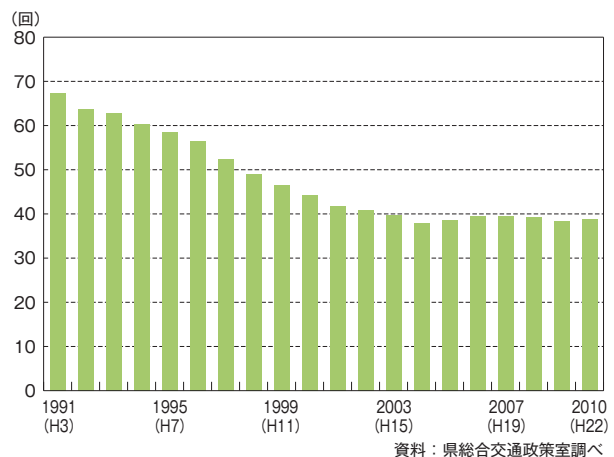
- 県内における最近20年の公共交通機関の利用状況をみると、利用者数は、4割以上も減少しており、これにあわせて1人当たりの県内の鉄軌道・バスの年間利用回数も4割以上減少しています。こうしたなかで、公共交通機関の利用低迷が、さらに公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じています。
- また、近年、高齢化や過疎化等の進展に伴い、高齢者などに買い物弱者・通院弱者をはじめとする移動制約者が増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じてきています。
- このような状況のなか、環境やまちづくり等も踏まえた、公共交通の維持活性化と利便性の向上が求められています。
- 北陸新幹線の開業に伴い、JR北陸本線は並行在来線としてJR西日本から経営分離されることとなりますが、少子化等が進行するなかで、並行在来線の収支は非常に厳しい見通しとなっています。並行在来線を将来にわたり持続可能とする安定的な運営の確保が重要な課題となっています。

■ 県内の公共交通輸送人員の推移
(1991 (H3) 年度を100としたもの)



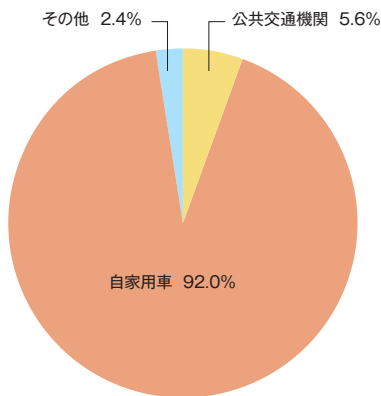
資料：県総合交通政策室調べ

■ 県内の鉄軌道・バスの年間利用回数 (県民一人当たり)



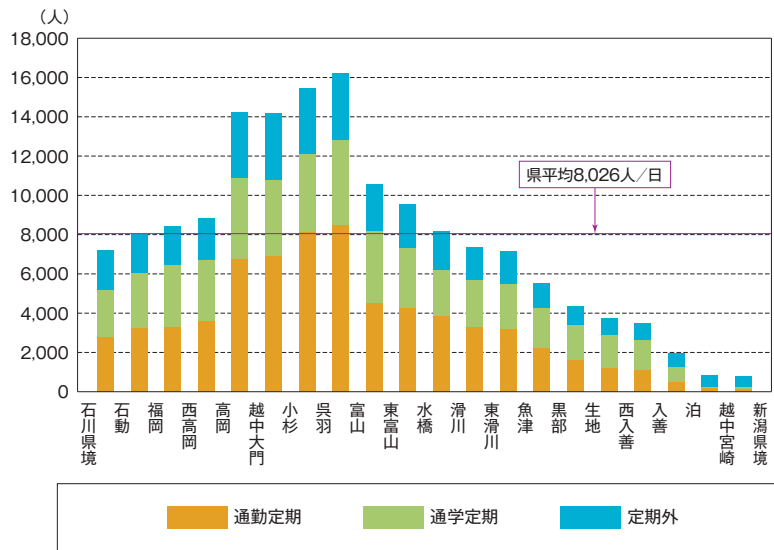
資料：県総合交通政策室調べ

■ 県内の旅客輸送機関分担率 (2008 (H20) 年度)



資料：北陸信越運輸局富山運輸支局調べ

■ 北陸本線 (富山県内区間) の利用状況 [1日当たりの平均乗車人員2010 (H22) 年度]



資料：県総合交通政策室調べ

取組みの基本方向

- 鉄道、路面電車、バスなど県民の日常生活を支え、地域づくりの推進につながる地域公共交通ネットワークの維持活性化を促進します。
- 高齢者や障害者など、県民誰もが不自由なく外出できるよう、交通事業者等による人にやさしい公共交通サービスの提供の取組みを支援します。
- 県民の日常生活の足である並行在来線について、マイルール意識の醸成を図りながら、持続可能な安定的運営を確保するとともに、利用実態に即した運行ダイヤや新駅設置の検討など利便性の向上に努めます。

主な施策

1 地域公共交通の維持活性化

- 交通事業者が行う鉄軌道の安全性向上への取組みや、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行維持等への支援
- ノーマイカー施策の普及啓発、パークアンドライドの推進等による公共交通の利用促進
- 並行在来線を含む鉄軌道、バスなどの交通機関相互の乗継ぎの円滑化や鉄軌道駅等と結節するフィーダーバス路線の充実による地域交通のネットワーク化
- 交通ICカードの導入促進やインターネット等での一元的な交通情報提供システムによる公共交通の利便性向上
- 城端線、氷見線の利用促進策への支援
- 観光利用の促進など、沿線観光資源を活用した地域公共交通の活性化

2 人にやさしい公共交通サービスの推進

- 高齢者や障害者など誰もが安全に利用できる低床車両導入や、駅舎など交通結節点のバリア解消の取組みへの支援
- デマンドバスやデマンドタクシー(※1)など、地域のニーズ等にきめ細かく対応した公共交通サービスへの支援

(※1) [デマンドバス、デマンドタクシー] 路線バス方式での運行が効率的でない路線について、利用者のニーズに応じて、乗降場所・時刻等を弾力的に運行するバス・乗合タクシー。

3 並行在来線の 安定経営と利 便性確保

- 富山県単独の並行在来線運営会社の設立
- 安全性の確保、組織の簡素化、業務の効率化を図った運営会社の安定経営の確保
- 利用実態に即した運行ダイヤ・運行本数の確保や、県境を跨ぐ運行の確保
- 新駅設置の検討
- セクソ会社（本格会社）の会社名の募集など、県民ぐるみの利用促進に向けた、県民のマイレール意識の醸成

県民等に期待する主な役割



県民

- 公共交通の積極的利用
- 過度のマイカー利用の自粛
- 並行在来線に対するマイレール意識の向上



企業

- 従業員の公共交通利用の促進
- 過度のマイカー利用自粛の啓発



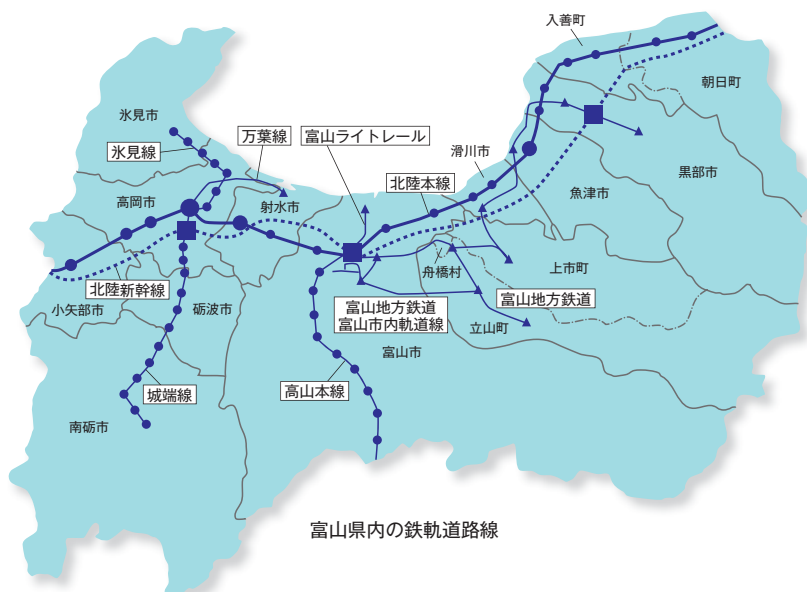
市町村

- 公共交通の利用促進に向けた啓発
- 住民ニーズを踏まえた公共交通の支援
- 公共交通機関と連携したまちづくり



交通事業者

- 安全対策設備の整備など安全性の向上
- 運行ダイヤの改善など利便性の向上
- 低床車両導入等のバリアフリー化の実施



万葉線アイトロム (高岡市・射水市)



コミュニティバス のらんマイ・カー (入善町)



快適な鉄道車両
(富山地方鉄道・特別車両「ALPS EXPRESS」)



交通ICカード
(左：富山地方鉄道「eco myca」、右：富山ライトレール「passca」)



県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
鉄軌道・バスの利用率 1人当たりの県内の鉄軌道・バスの年間利用回数	38.5回 2005 (H17)	38.8回 2010 (H22)	39回	40回	人口の減少や少子高齢化の進展に伴い、鉄軌道・バスの利用の主要部分を占める通勤通学の減少が見込まれるが、公共交通の利用促進の取組みにより、利用率の維持・向上を目指す。
旅客輸送分担率 旅客輸送のうちの鉄道・バスなど公共交通機関と自家用車の分担率	鉄道バス等 6.1% 自家用車 90.0% 2005 (H17)	鉄道バス等 5.6% 自家用車 92.0% 2008 (H20)	鉄道バス等 6% 自家用車 91%	鉄道バス等 7% 自家用車 90%	公共交通の利便性の向上などを通じて、公共交通利用者分担率の減少傾向に歯止めをかけ、向上を目指す一方、自家用車分担率の増加傾向に歯止めをかけ、低下を目指す。
パークアンドライド駐車場設置鉄道駅数 半径300m以内に市町村又は交通事業者が設置するパークアンドライド駐車場がある鉄道駅数	43駅 2008 (H20)	46駅 2011 (H23)	53駅	60駅	パークアンドライド駐車場施設整備の支援等により、パークアンドライド駐車場が設置されている鉄道駅数の増加を目指す。
低床バス導入割合 民営乗合ノンステップバスの導入割合	14.3% 2005 (H17)	28.1% 2010 (H22)	40%	50%	交通事業者の計画的な導入を支援し、現況の2倍程度の導入割合を目指す。

安心 14

Ⅲ 災害に強い県土づくりと安全・安心な生活の確保

住生活の向上

政策目標

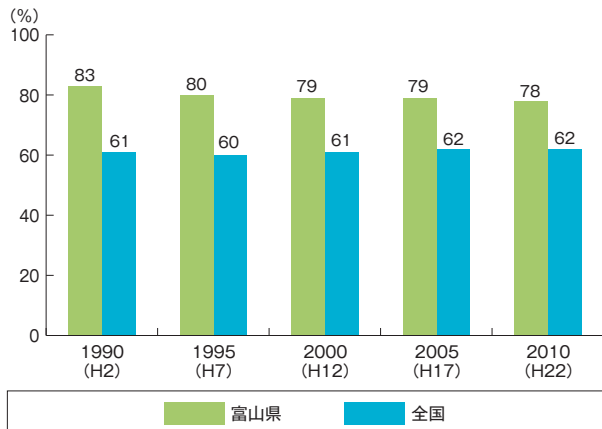
政策の目指すべき成果

耐震性やバリアフリー性能等を備えた地球環境にもやさしい住まいで、それぞれのライフステージに応じて豊かな住生活が営まれていること。

現状と課題

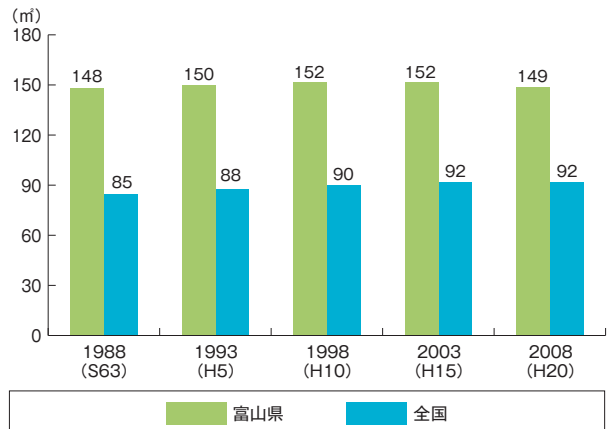
- 本県は、住宅の持ち家比率が78%（2010〈H22〉年）、1住宅当たりの延べ床面積が149㎡（2008〈H20〉年）であるなど、住環境の面において全国でも非常に高い水準にあります。
- 県内における耐震性やバリアフリー性能を有する住宅の割合は着実に増加していますが、1980（S55）年以前に建設された耐震性が十分でない住宅が32%あることなどから、引き続き安全な住環境の確保を図っていく必要があります。また、人々の環境意識の高まりに伴い、省エネルギーに対応した住宅や太陽光発電設備を備えた住宅へのニーズが高まりつつあります。
住宅の耐震化率 : 63%（2003〈H15〉年）⇒ 68%（2008〈H20〉年）
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 : 32%（2003〈H15〉年）⇒ 40%（2008〈H20〉年）
- 人々の生活形態や価値観が多様化するなかで、県民一人ひとりがそれぞれの居住ニーズに応じた住宅を安心して選択し取得できる住宅市場の環境整備が求められています。また、自力では住宅の確保が困難な高齢者や障害者等の居住の安定確保も必要とされています。
- 近年、郊外居住化の進行などによるまちなかの空洞化が進んでいるほか、住宅密集地域での防災性の向上、散居村などの田園地域における住環境の保全など、それぞれの地域で住環境に関する課題が生じており、地域活性化の観点も踏まえながら、地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備を進めていくことが求められています。
- 住宅は、景観やまち並みの重要な要素となることから、本県の気候・風土、伝統・文化と調和した美しい住環境の整備が求められています。

■ 住宅持ち家比率



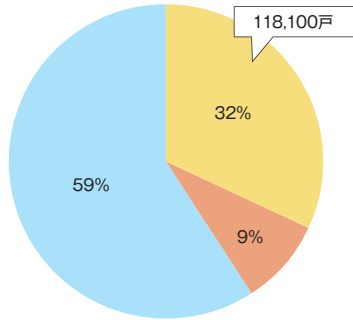
資料：国勢調査（総務省）

■ 1住宅当たり延べ床面積（専用住宅）



資料：住宅・土地統計調査（総務省）

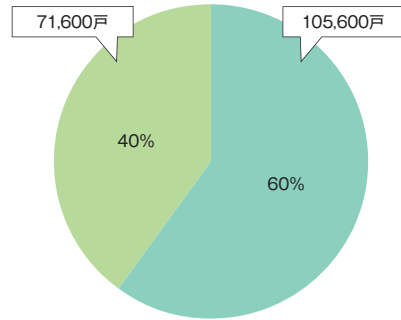
■ 県内住宅の耐震化の現状



1980 (S55) 年以前建設	耐震性が不十分と思われる住宅
1980 (S55) 年以前建設	耐震性があると思われる住宅
1981 (S56) 年以降建設	耐震性がある住宅

資料：住宅・土地統計調査(総務省)(2008 (H20))をもとに推計

■ 県内における高齢者が居住する住宅のバリアフリー化の現状



バリアフリー対応のない住宅
バリアフリー対応のある住宅

資料：住宅・土地統計調査(総務省)(2008 (H20))

取組みの基本方向

- 住宅施策と防災、福祉、環境等の施策との連携を図り、住宅の耐震化やバリアフリー化を進めるとともに、省エネルギー化や太陽光発電設備の設置を推進します。また、耐久性等に優れた長期優良住宅の普及を促進します。
- 暮らし方にあった住宅を安心して取得・改修できるよう、新築だけでなく既存住宅の市場の環境整備を図るとともに、高齢者、障害者、低所得者等も安心して暮らすことができる住宅セーフティネットを充実します。
- 利便性の高いまちなかへの居住を誘導するとともに、住宅密集市街地等まちなかにおける安全でゆとりある住環境の整備を促進します。また、散居村など田園地域の住環境を充実します。
- 豊かな住まいが次世代に継承されるよう、本県の気候・風土、伝統・文化と調和した住宅及び伝統工法を活かした木造住宅の普及を促進します。

主な施策

1

住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進

- 耐震診断及び耐震改修工事に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発など、木造住宅の耐震化の促進
- 子供から高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせる住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進
- 住みよい家づくり資金融資制度等の活用による、省エネルギー住宅や住宅用太陽光発電設備設置の普及促進
- 長期優良住宅認定制度の活用による、耐久性等に優れた適切な維持保全が確保される住宅の普及促進

2

住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実

- 住宅の性能を第三者機関が評価することにより、消費者が安心して住宅を取得できる住宅性能表示制度の普及
- 住宅リフォームに関する支援・保険制度や、紛争防止のための留意点等の情報提供
- 建築関係団体と連携した住宅に関する相談体制の充実
- 介護施設、デイサービス施設、託児施設と共同住宅との合築など、福祉施策と住宅施策との連携の推進
- 住宅登録制度の普及による、民間事業者の生活支援サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進
- 高齢者、障害者、低所得者等の居住の安定を図るための公営住宅の活用
- 資金融資制度による、三世帯同居等の子育て世帯の住宅取得・リフォームに対する支援

3 まちなかや散居村等田園地域の住環境の整備

- まちなかにおける共同住宅の整備など、まちなか居住を誘導する市街地再開発事業や土地区画整理事業等の推進
- 住宅密集市街地における防災上必要な公共施設の整備や老朽住宅の建替え
- 屋敷林の枝打ちへの支援による、散居村など田園地域の優れた住環境の整備

4 本県の気候・風土、伝統・文化と調和した住環境の整備

- 地域の建築関係団体が開催する住宅相談などによる、地域の環境と調和した住宅及び伝統工法を活かした木造住宅の普及促進
- 県産材を使用した住宅建築に対する支援など、県産材住宅の普及促進

県民等に期待する主な役割



県民

- 快適な住まいへの自助努力
- 住まいの適切な維持管理
- まちづくり活動への参加



市町村

- 耐震改修に対する支援
- 公営住宅などの適切な活用による住宅セーフティネットの構築
- 住宅相談窓口の設置と住情報の提供
- 地域性を活かした住環境の整備



事業者

- 住まいの質の向上に向けた事業展開
- 耐震・省エネ等に関する適切な情報提供
- 公正な取引、良質な住宅関連サービスの提供
- 地域性への配慮、地域のまちづくり活動への協力



住宅の耐震改修工事



住宅のバリアフリー化(手すりの設置)



まちなかの分譲マンション
(富山市堤町通り一丁目地区)



散居村地域の住宅

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
持ち家比率 住宅に住む一般世帯数に占める持ち家世帯の割合	79% 2005 (H17)	78% 2010 (H22)	78%	78%	全国上位(全国第1位)にある現状を維持することを旨とする。
住宅の延べ床面積 1住宅当たりの延べ床面積(専用住宅)	152㎡ 2003 (H15)	149㎡ 2008 (H20)	149㎡	149㎡	全国上位(全国第1位)にある現状を維持することを旨とする。
住宅の耐震化率 新耐震基準(1981(S56)年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合	63% 2003 (H15)	68% 2008 (H20)	78%	85%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、耐震化率の向上を旨とする。
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 65歳以上の者が居住する住宅のうち、2か所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当するものの割合	32% 2003 (H15)	40% 2008 (H20)	60%	75%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率の向上を旨とする。

雪に強いまちづくり

政策目標

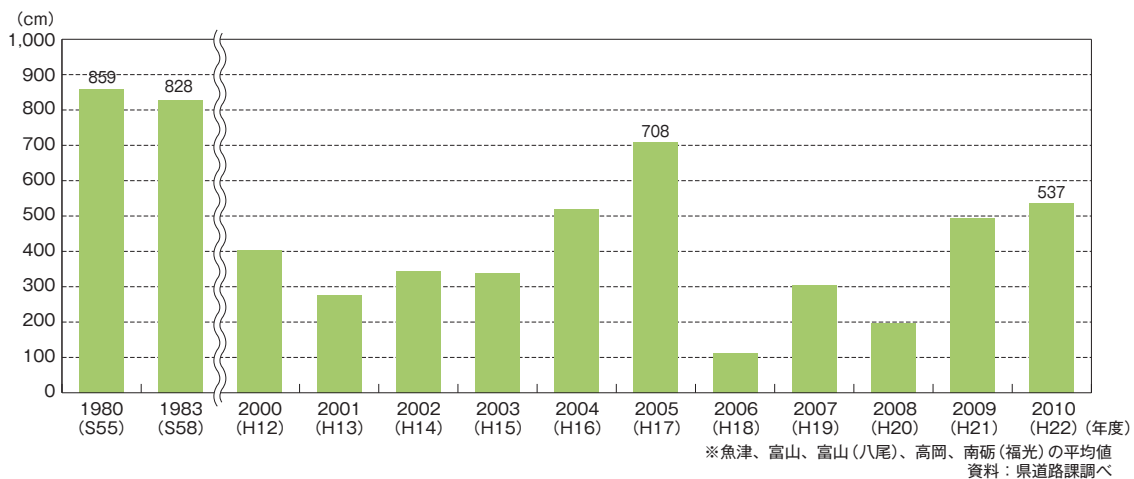
政策の目指すべき成果

降積雪時においても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに、豊かな雪の文化が継承・創造されていること。

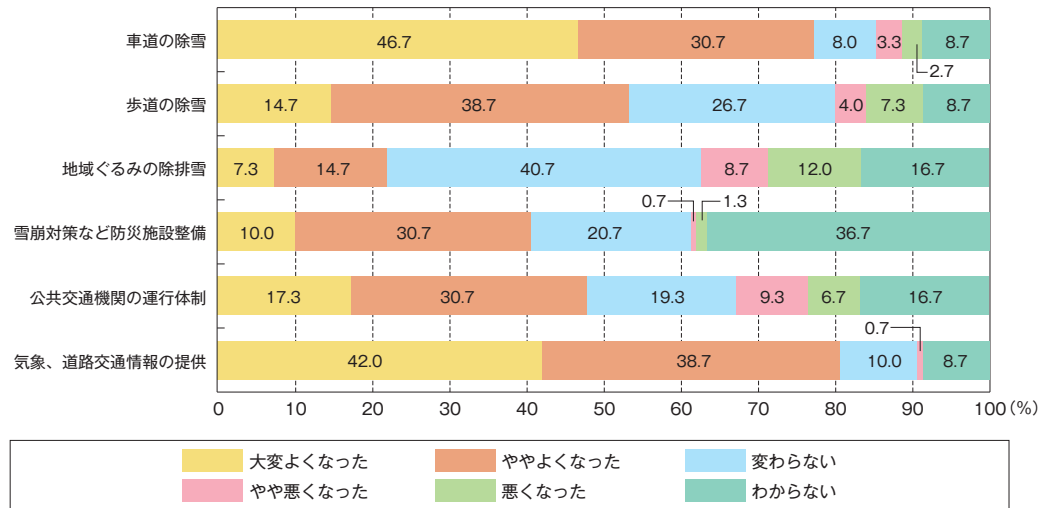
現状と課題

- 本県は、近年、暖冬・少雪の傾向にあります。年によっては短期的・局地的に豪雪となり、車道や歩道の交通障害など県民生活に大きな影響を及ぼしています。2011 (H23) 年1月の大雪による交通機関の運休などの影響もあり、雪対策に対する県民のニーズも高くなっています。
- 県民が重要と思う雪対策をみると、冬季の高齢者世帯への生活支援が重要と思う人の割合は約6割となっているなど、地域における除排雪体制の整備が求められています。また、近年は、除雪業務のオペレーターや機械の確保が困難な状況となっていることから、安定的な除雪体制の維持も求められてきています。
- 短期的・局地的な大雪が発生した場合、雪崩等により集落の被災や孤立が懸念されることから、雪崩防止柵やなだれ防止林等の効果的・効率的な整備が一層求められています。
- 人々の生活の近代化・多様化により、富山ならではの雪の文化や、冬季の生活の知恵(かぶら寿し等の食文化、雪囲い・エンナカ(流雪溝)等の住文化)が失われつつあり、これらの保存・継承が課題となっています。

■ 富山県における過去10年の累計降雪量

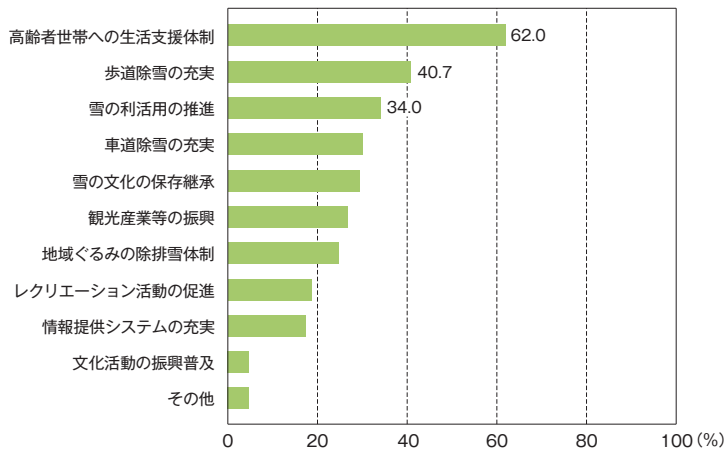


■ 冬の生活環境の変化 (約20年前との比較)



資料：県政モニターアンケート(2011(H23)年度)

■ 10年後の富山の冬をより明るく楽しいものとするために特に重要と思う雪対策



資料：県政モニターアンケート(2011(H23)年度)

取組みの基本方向

- 雪によって県民生活や産業経済活動に支障が生じないように、車道や歩道の除雪を充実するとともに、高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮し、雪害のないまちづくりを推進します。また、地域住民の安全な生活を支えるため、道路の雪害防止対策を推進するとともに、集落を雪崩から守るための対策を推進するなど、総合的な雪対策を展開します。
- 富山ならではの雪の文化や生活の知恵を保存・継承するとともに、ライフスタイルの変化を踏まえた冬の富山を楽しむ文化活動の振興と新しい雪の文化の創造に努めます。

主な施策

1 雪害のないまちづくり

- 重要路線における除雪レベルの向上などによる車道除排雪の強化や歩道除雪の充実
- 道路幅の狭い区間への堆雪帯（※1）の設置や消雪施設の更新等の推進
- 除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定的な除雪体制の維持
- 市町村や地域住民等による高齢者や障害者世帯などに対する除排雪活動への支援
- 地域の住民等の参加による除雪ボランティア活動の促進

2 雪害防止対策の推進

- スノーシェッドや雪崩防止柵の整備による道路の安全な通行の確保
- 雪崩防止柵等の整備による集落の安全確保
- 雪崩防止機能を有する森林（なだれ防止林）の維持・造成の推進

3 雪の文化の継承と創造

- 雪国の伝統的な生活文化の保存・継承
- 雪に親しみ雪を楽しむ冬の催しの開催等による雪の文化の創造
- 冬期イベント等の実施による冬の富山の魅力のアピール
- 克雪、利雪、親雪に関する調査研究・技術開発等の支援

県民等に期待する主な役割



県民

- 地域ぐるみでの除排雪の推進
- 除雪ボランティア活動等への参加・協力
- 雪に親しむ催し物等への参加・協力
- 雪の文化の継承と創造



市町村

- 道路管理者が混在する区間での連続した除雪作業
- 地域ぐるみ除排雪に対する支援
- 高齢者や障害者世帯などに対する除排雪の実施・支援
- 除雪ボランティアのコーディネート
- 雪に親しむ催し物等の開催



企業

- 安定的な除雪体制の維持への協力
- 地域の除排雪への協力
- 雪に親しむ催し物等への参加・協力



豪雪にも対応した除排雪体制



雪崩防止柵

（※1）「堆雪帯」 機械除雪の排雪先となる幅広い路肩。



地域ぐるみの除排雪活動



雪の催しでの大雪像及び花火

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね 5 年前	現 況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
冬期走行しやすさ割合 県道以上の除雪延長のうち、堆雪帯を備えた道路や消融雪施設が設置された道路など積雪に対応した道路延長	48.8% 2006 (H18)	51.1% 2010 (H22)	55%	58%	堆雪帯などが未整備の道路について、今後も、着実な整備を進める。
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数 市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対し、県が補助を実施している累計地区数	246地区 2006 (H18)	270地区 2010 (H22)	295地区	320地区	過去の実績を踏まえ、毎年 5 地区程度の増加を目指す。
雪に関する催しの認知度 意識調査した県民のうち、県内の主要なイベントを認知している人の割合	11.0% 2006 (H18)	15.0% 2010 (H22)	15%以上	15%以上	今後も雪に関するイベントの魅力向上、PR に努め、現状以上のイベントの認知度を目指す。

県土保全の推進

政策目標

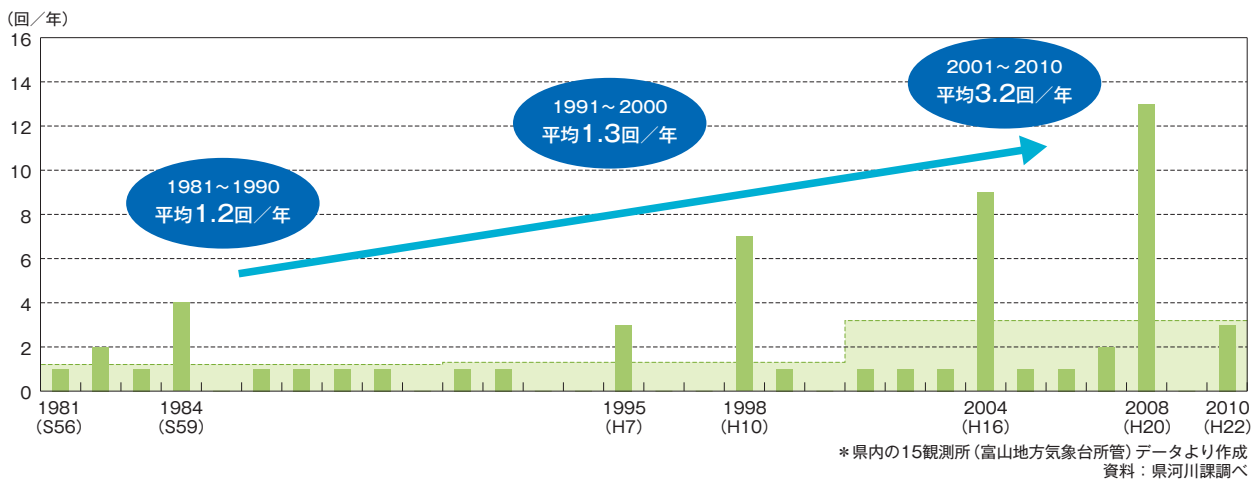
政策の目指すべき成果

水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、災害に強い県土が形成されていること。

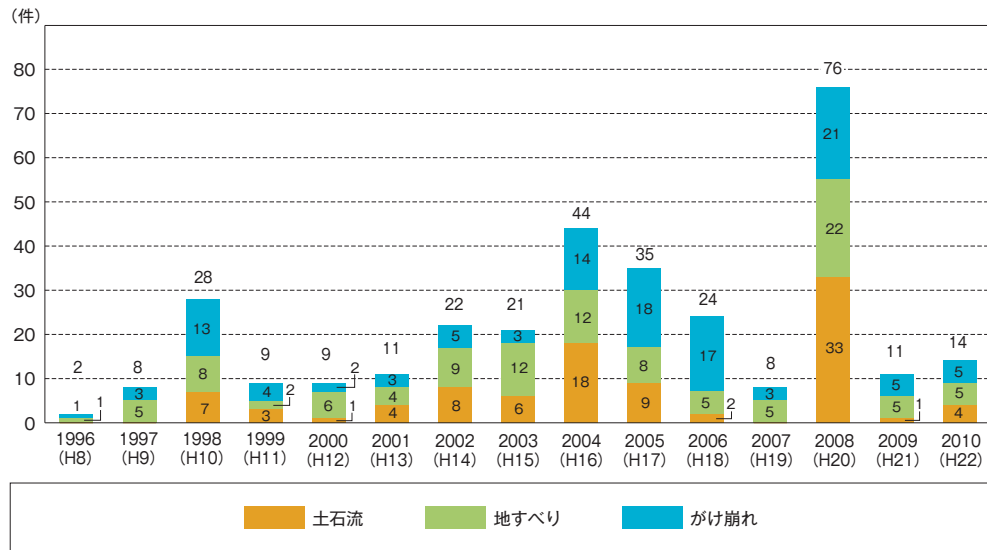
現状と課題

- 本県は、急峻な山々や急流河川などの険しい地形、崩れやすい地質を有しており、これまで幾度となく、集中豪雨等による山腹崩壊、河川の氾濫、土石流、地すべりなどの大きな被害を被ってきました。また、富山湾特有の寄り回り波による越波災害など、高波被害や海岸侵食に見舞われており、今後も治山・治水・土砂災害対策や高波・海岸侵食対策を積極的に進めていく必要があります。
- 特に、2011（H23）年に発生した東日本大震災では、東北の3県を中心に広範囲にわたって、地震のみならず津波による甚大な被害が発生したところであり、これを教訓とした津波対策の充実強化など災害に強い県土づくりを一層推進していくことが求められています。
- また、近年、ゲリラ豪雨により、市街地や宅地開発が進む地域の河川・排水路において浸水被害が多発しており、その対策が必要となっています。
- 一方、高度経済成長期を中心に整備された防災施設や橋梁等が老朽化しており、今後、更新時期が集中することが見込まれることから、これらの公共土木施設について計画的に維持・管理を進めていくことが求められています。

■ 県内における時間雨量50mm以上の降雨の発生回数



■ 県内における土砂災害の発生件数



資料：県砂防課調べ

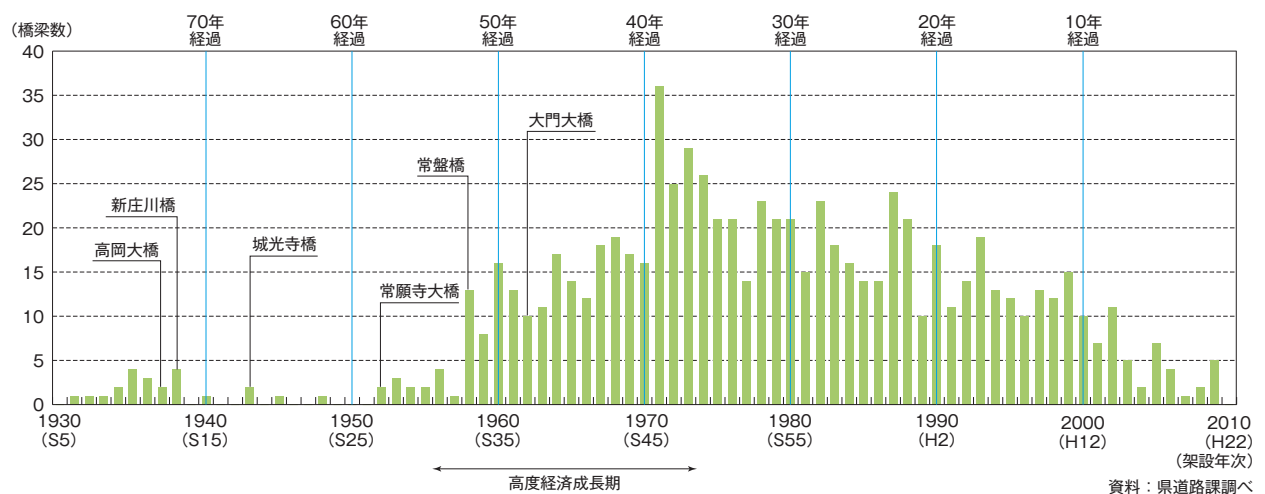


山田川(南砺市)の氾濫(2008(H20)年7月)



宮崎漁港(朝日町)の高波による越波(2008(H20)年2月)

■ 県内における架設年次別橋梁数



資料：県道路課調べ

取組みの基本方向

- 災害から県民の生命や財産を守るため、自然環境や経済性に配慮しつつ、治山・治水・土砂災害対策、津波・高波・海岸侵食対策のための施設整備や森林・農地の保全を着実に進めます。
- 市街地等におけるゲリラ豪雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携して総合的な浸水対策を推進します。
- ライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化や自然環境に配慮した工事の実施など、公共施設の計画的・効率的な維持管理や整備を行います。

主な施策

1 治山・治水・土砂災害対策の推進

- 災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備
- 堤防の建設や川幅の拡幅、放水路設置など河川の整備や、荒廃河川における砂防堰堤整備の推進
- 利賀ダムの建設促進、既存ダムの未利用貯水容量を有効活用するダムの再開発
- 農村地域の浸水被害を防止する農業用排水路や洪水調整池の整備の推進、老朽化に伴う被害が懸念される、ため池等農業水利施設の整備
- 砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の着実な整備、災害時要援護者関連施設における土砂災害対策の充実
- 山林・河川・ダムの管理者など関係機関との連携による流木対策の推進
- 保安林の指定など伐採等の規制による森林の保全、治山施設の整備と併せた森林整備の推進
- 地域の暮らしや歴史・文化との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」の推進
- 溪流の連続性を確保する透過型砂防堰堤や、緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工など、自然環境に配慮した施設の整備

2 津波・高波・海岸侵食対策の推進

- 堤防、護岸、人工リーフ（※1）などの海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し背後地を防護する、面的防護方式による海岸整備の推進
- 津波被害を防止・軽減するための、地域防災計画や国の新たな技術基準を踏まえた海岸保全施設のさらなる強化
- 突堤（※2）と養浜（※3）などを組み合わせることによる、防護、環境、利用が調和した海岸づくりの推進
- 飛砂・潮風・強風・高潮被害地での海岸保安林の造成・整備

（※1）**人工リーフ** 珊瑚礁を模倣したもので、海底にブロックや石で人工の浅瀬をつくることにより、波を弱める施設。

（※2）**突堤** 海岸線からほぼ直角方向に、沖側に向かって突き出して設けられる構造物で、海岸の侵食を軽減させる施設。

（※3）**養浜** 海岸に人工的に土砂を供給し、海浜の造成や維持などを行うこと。

3

市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進

- 市町村、関係機関、地域の団体や住民等からなる協議会による浸水対策計画の策定と当該計画に基づく河川、雨水排水路、農業用排水路等の整備
- 雨水の流出を抑制するための流域貯留浸透施設の整備や水田等を活用した取組みなど、流域対策の推進
- 県民へのきめ細かな防災情報の提供など、浸水被害軽減対策の推進

4

公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進

- 橋梁、港湾施設、農業水利施設等の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕・更新費用の平準化など、計画的な施設管理の推進
- 堤防や護岸など河川管理施設の効果的、効率的な維持管理の推進
- 地域住民やボランティアと協働で行う土砂災害危険箇所等の巡視や施設の点検、河川や海岸の除草・清掃などの取組みの強化
- 国、関係市等からなる協議会を中心とした効果的な放置艇対策の推進



治山施設の整備(南砺市下梨地区)



親水施設を配置した河川の整備(いたち川)



砂防堰堤の整備 (魚津市長引野東谷)



面的な海岸保全施設の整備 (富山海岸)

県民等に期待する主な役割



県民

- 施設整備に係る計画策定への参加
- 河川堤防の除草など、施設の維持管理のための活動



ボランティア等

- 施設や危険箇所等の簡易な点検
- 河川や海岸の除草・清掃などの保全活動



建設事業者・関係団体

- 災害発生時の応急対策
- 農業用排水路等の維持管理



市町村

- 施設整備に係る計画立案、事業実施、施設の維持管理

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
河川整備率 河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨量(時間約50ミリ)以上への対策整備がされた延長の割合	54.2% 2005 (H17)	54.9% 2010 (H22)	56%	57%	局所的な集中豪雨の頻発や都市化の進行により、依然として県内各地で浸水被害が発生していることから、引き続き、着実な河川整備を進める。
土砂災害危険箇所の整備率 保全人家5戸以上等の土砂災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所の割合	28.8% 2005 (H17)	31.9% 2010 (H22)	34%	36%	脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後とも砂防設備等の整備を進める。
海岸整備率 海岸の保全が必要とされる区間延長のうち、整備済み延長の割合	73.5% 2005 (H17)	80.6% 2010 (H22)	84%	87%	本県特有の寄り回り波や冬季風浪などによる越波被害や海岸侵食に見舞われており、引き続き海岸保全施設の整備を進める。また、津波対策については、国の基準などによる検証を進め、必要な対策に取り組む。

防災・危機管理体制の充実

政策目標

政策の目指すべき成果

県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、原子力災害、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合への備えが整えられていること。

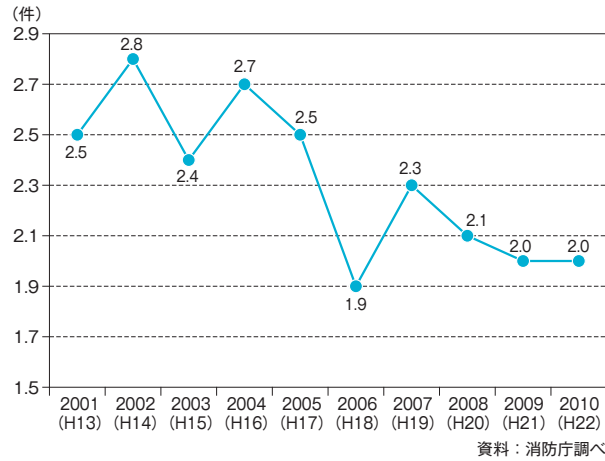
現状と課題

- 本県は台風などの自然災害の発生が少なく、火災出火率（人口一万人当たりの出火件数）も2010（H22）年は2.01となり20年連続で全国最小となるなど、「安全で安心な県」として評価されています。一方、東日本大震災の発生により、これまでの「防災」のみならず「減災」（※1）の考え方があらためて重要となってきています。
- 県民の災害に対する意識についてみると、災害への備えを行っている県民の割合はまだ低く、また、自主防災組織の組織率については上昇しているものの、全国平均を下回っている状況にあり、県民の災害に対する意識の向上や地域の防災力の充実強化が求められています。
- 本県では、消防団員数は横ばい傾向ですが、今後、高齢化等により減少することが見込まれることから、その一層の確保が必要となっています。また、消防については、多様化・大規模化している災害・事故への対応力の強化が求められているほか、火災・災害、交通事故等による救急出場件数が増加傾向にあることから、救急救命士（※2）の養成など救急業務の高度化も重要な課題となっています。
- こうしたなか、本県では2012（H24）年4月に広域消防防災センターを開設し、広域的な災害に備えた備蓄・輸送拠点などの機能の充実、高度で実践的な教育訓練や防災関係者の研修など専門的な人材の資質向上に加え、災害の歴史を含めた県民の防災教育の充実を進めていくこととしています。
- 東日本大震災では、地震災害とともに原子力発電所による災害も発生しましたが、本県に近接する地域にも原子力発電所があることから、万一の場合に備えた体制の充実を図る必要があります。また、大規模テロ、新型インフルエンザ等の感染症など新たな危機に迅速かつ柔軟に対応できる総合的な危機管理体制の整備・充実が求められています。

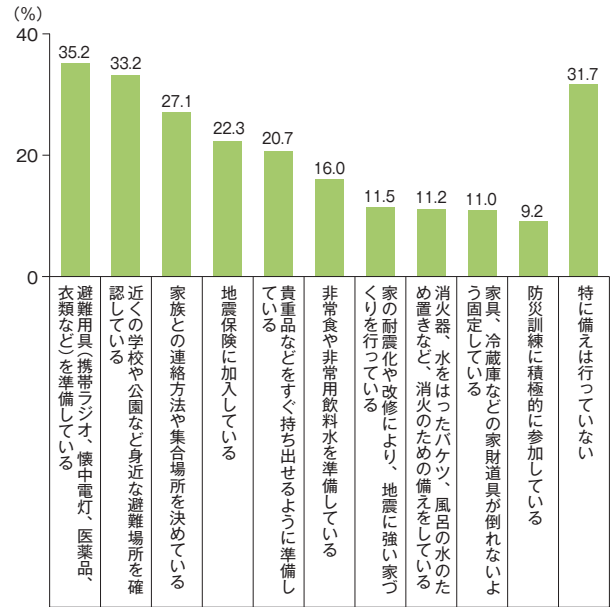
（※1）「減災（力）」 地震などの大規模な自然災害は発生そのものを防ぐことはできないので、災害が発生した時の被害を最小限に食い止めるようにする、という考え方。

（※2）「救急救命士」 傷病者の搬送途中において、医師の指示のもとに直接生命に関わる心肺の回復や輸液等の高度な救命処置を行うことのできる国家資格を持つ者。

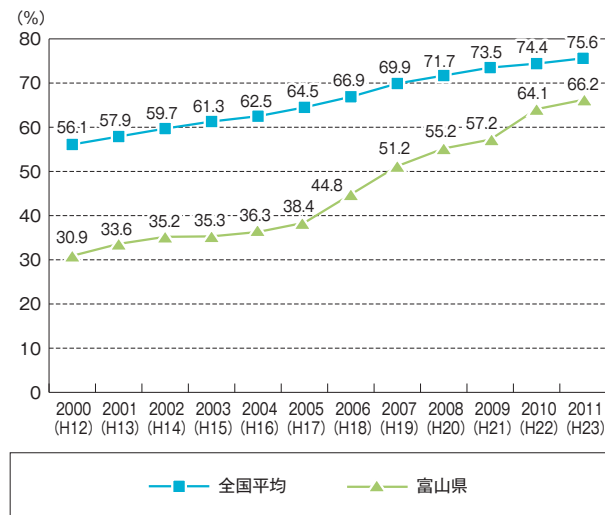
■ 県内の火災出火率の年次推移 (人口1万人当たり)



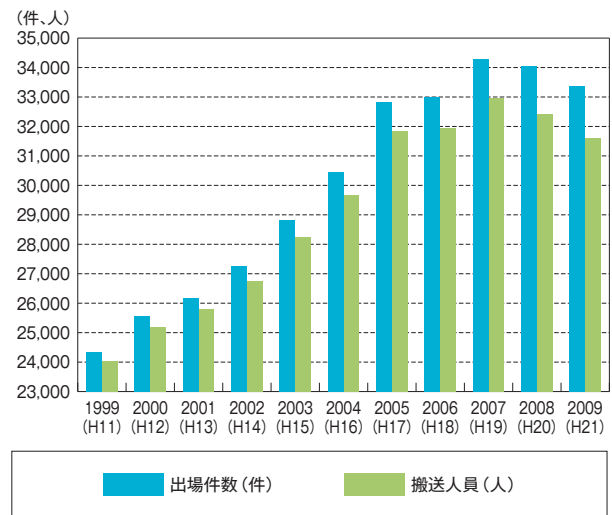
■ 家庭における災害に対する備え



■ 県内の自主防災組織率の推移



■ 県内の救急出場件数及び救急搬送人員の推移



取組みの基本方向

- 災害が発生した時の被害を最小限に食い止める「減災」の考え方を基本として、防災情報を迅速に共有・提供するシステムの整備など災害に備えたまちづくりを進めるとともに、自主防災組織の活性化など、災害に強い地域づくり・人づくりを推進します。
- 消防を取り巻く環境の変化に対応するため、消防の広域化、消防施設・設備や救急搬送体制の整備、消防団の活性化など、消防体制を充実強化します。
- 広域消防防災センターを中核として、消防職団員への教育訓練や防災関係者への研修等を通じた消防力及び地域防災力の向上を図るとともに、子供たちをはじめ多くの県民への防災教育を推進します。
- 自然災害はもとより、原子力災害、テロなどの国民保護事案、新たな危機事案が発生した場合の初動対応や幅広い分野にわたる各種対策を迅速かつ的確に実施できる体制を整備・充実します。

主な施策

1 災害に強いまちづくり

- 広域消防防災センターの救急・救援活動拠点機能や物資輸送拠点機能の充実
- 災害時の避難場所となる公園や、避難路となる道路の整備の推進
- 市街地開発事業による密集市街地の解消や都市基盤施設の整備を通じた、市街地の防災機能の向上
- 災害が発生するおそれの高い区域の市街化の抑制など、防災に配慮した土地利用への誘導
- 県・市町村・消防等をはじめとする防災関係機関における迅速な情報共有や、県民への防災情報の提供を行う、県総合防災情報システムや全国瞬時警報システムの高度化
- 河川情報システム、土砂災害警戒情報支援システム、洪水予測システム、波浪うちあげ高予測システム、海岸監視カメラなど、災害監視や防災情報の提供を行うシステムの整備充実
- ハザードマップ(※3)の作成支援及び土砂災害警戒区域等の指定・周知
- 避難場所や救援物資等の確保、医療救護体制の充実など、救援・救護体制の整備
- 輸送拠点施設や緊急通行確保路線の耐震性強化など、緊急交通・輸送体制の整備
- 防災ヘリコプターの緊急時臨時着陸場の確保など、孤立集落対策の推進

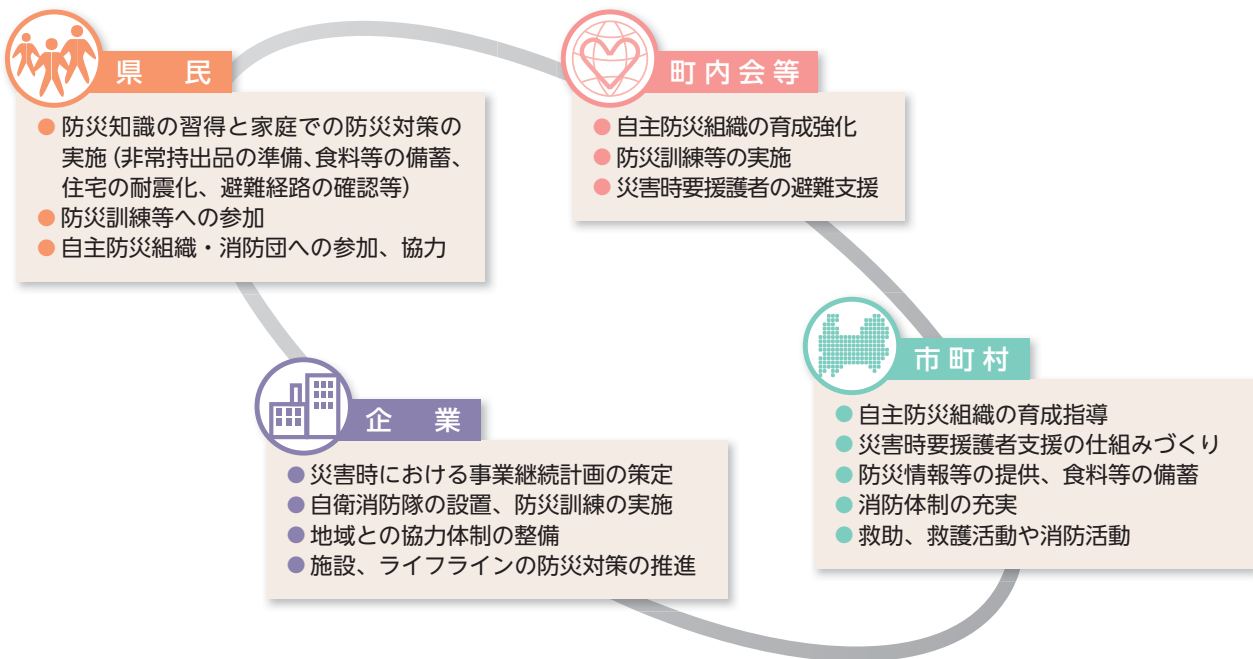
2 消防体制の充実

- 大規模な災害に的確に対応するための消防組織の広域化や消防救急無線のデジタル化、消防・救急資機材の高規格化の推進
- 消防団活動に対する理解を深めるための地域住民や事業所への広報、消防団の活動環境の整備、消防団員確保に向けた取組みに対する支援など、被雇用者や女性等の消防団への参加促進
- 女性消防団員や婦人防火クラブ員の災害対応力の向上
- 救急救命士の計画的な養成や救急搬送体制の強化等による救急業務の高度化の推進
- 優れた山岳救助技術を活用した、山間地における実践的救助訓練の実施

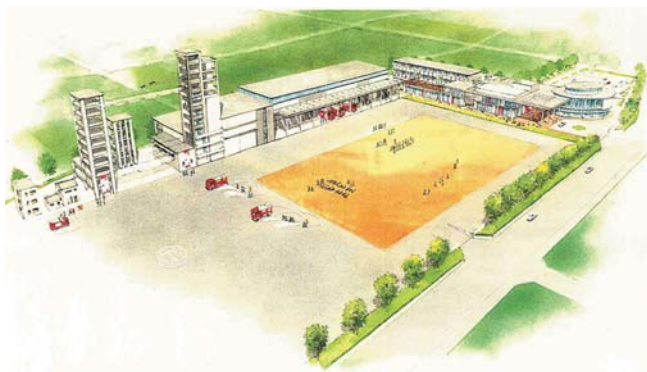
(※3) **ハザードマップ** 自然災害による被害を予測し、その被害の範囲や程度を地図化したもの。

<p>3 自主防災組織の充実等による地域防災力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資機材整備支援、自主防災アドバイザー制度や地区安全なまちづくり推進センターの活用、組織化・リーダー研修など、自主防災組織の結成促進と活動の充実 ● 防災ハンドブックを活用した家庭、地域、学校における防災教育の推進 ● 高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援や社会福祉施設等への受入れを行う体制の整備 ● 地域防災力を向上するための、自主防災組織と消防団員や消防本部、さらには福祉団体や女性団体、学校などとの連携強化 ● 地域における防災リーダーとなる防災士の養成 ● 災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備
<p>4 災害に対応できる人づくりをはじめとする防災拠点施設の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防職団員、自主防災組織等の専門分野の人材育成や県民の防災意識・対処能力の向上を図るための広域消防防災センターの機能強化 ● 県災害対策本部（県庁本庁舎）の代替機能を有する広域消防防災センターにおける、県庁本庁舎の被災を想定した防災訓練の実施 ● 子どもたちをはじめ多くの県民への各年代に応じた防災教育の推進
<p>5 総合的な危機管理体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、事業者など関係機関との連携体制の充実をはじめとした総合的な原子力災害対策等の充実 ● 新しい種類の危機事案に対応した個別マニュアルの整備 ● 災害時の事業継続のための方法、手段などを定めた業務継続計画（BCP）の策定 ● 危機管理に対する県職員研修の充実、危機管理分野における人材育成 ● 国民保護、地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練の拡充強化 ● 新型インフルエンザ等の感染症や食中毒のほか、クマによる人身被害などの危機事案への体制整備

県民等に期待する主な役割



富山県広域消防防災センター



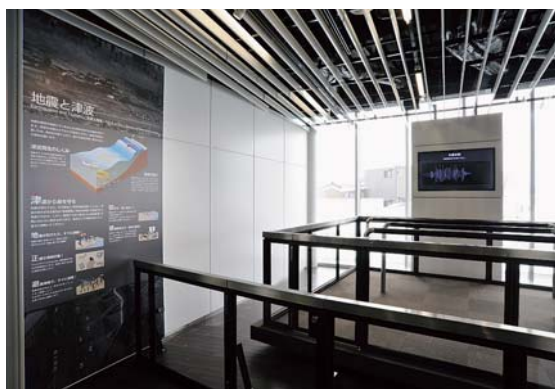
施設鳥瞰図



主訓練塔(高さ45m)



水難救助訓練施設(深さ10m)



地震体験施設



災害体験施設



初期消火体験施設

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
自主防災組織の組織率 全世帯数に占める自主防災組織に加入している世帯数の割合	44.8% 2006 (H18)	66.2% 2011 (H23)	75%	77%	組織の結成を促進し、現行よりも10ポイント以上の増加を目指す。
気管挿管及び薬剤投与が可能な救急救命士数	2人 2006 (H18)	77人 2011 (H23)	150人	150人	両業務が実施可能な救急救命士を計画的に養成し、全救急隊に1名ずつ従事させることを目指す。
消防団員数	9,569人 2005 (H17)	9,618人 2011 (H23)	9,600人	9,600人	人口の減少などにより団員の減少が見込まれるが、参加促進策の展開により、最も少なかった2005 (H17) 年の人数を下回らないことを目指す。
出火率 人口1万人当たりの出火件数	2.46件 2005 (H17)	2.01件 2010 (H22)	2.0件以下	2.0件以下	現状以下の率を目指す。

地震防災対策の充実

政策目標

政策の目指すべき成果

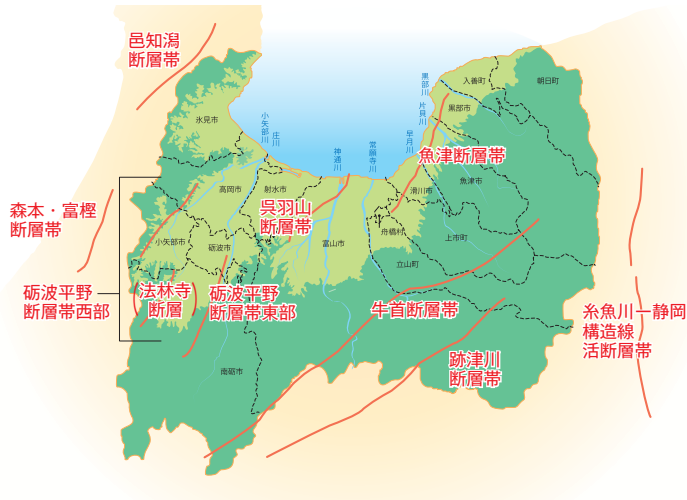
地震災害に備えた施設整備や体制づくりが進み、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、地震災害発生時には、速やかで的確な応急対策や復旧・復興対策が行われる体制が整備されていること。

現状と課題

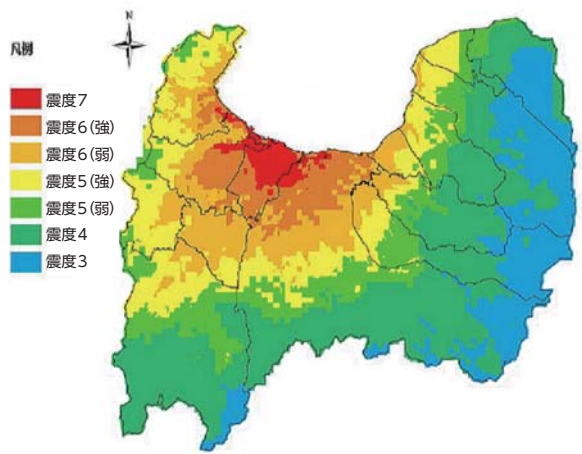
- 我が国は世界有数の地震多発国であり、時には国民生活や地域の産業・経済に大きな被害をもたらすことがあります。本県でも、江戸時代末期の安政の大地震により立山カルデラの内側斜面が崩壊し、これに起因して土石流、河川氾濫など大きな災害が生じた歴史があります。
- また、未曾有の被害をもたらした2011（H23）年の東日本大震災では、地震災害とあわせて津波や原子力災害が発生したところであり、災害への備えから復旧・復興までの災害対策のあり方について抜本的な見直しが必要となっています。
- 災害への備えについては、地震など大規模な自然災害は発生そのものを防ぐことができないので、災害が発生した時の被害を最小限に食い止める「減災」の考え方が重要となります。また、東日本大震災を教訓として、地域の防災活動体制の整備、県民・行政・企業の情報共有を一層推進するとともに、津波を想定した様々な対策についてもさらなる充実・強化を図る必要があります。
- 県や市町村等では、災害時の避難施設となる学校などの拠点施設や、橋梁・港湾などの公共土木施設等の耐震化などを進めています。住宅については耐震化が着実に進んではいるものの依然として不十分なものが多く、引き続きその耐震性の確保を図っていく必要があります。
住宅の耐震化率：68%（2008（H20）年）
- 万が一、地震災害が発生した際には、救急救護やライフライン（※1）の確保などの応急対策を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要です。また、復旧・復興にあたっては、住宅や仕事の確保など住民生活の安定を第一に迅速な対応を図ることが求められます。
- 本県に近接する地域にも原子力発電所があることから、東日本大震災の教訓に鑑み、大規模地震の際の原子力防災対策について、立地県や関係機関との連携体制、災害応急体制等の充実を図る必要があります。

（※1）**ライフライン** 電気、水道、ガス、電話等生活に不可欠なシステム設備。

■ 富山県内の主な活断層



■ 呉羽山断層帯による地震の震度分布



■ 呉羽山断層帯による地震における被害想定

			今回調査 (地震規模M7.4)	H10年調査 (地震規模M6.5)	増 減	対 比
			(A)	(B)	(A) - (B)	(A) / (B)
物的 被害	建 物	全壊(棟)	90,424	35,431	54,993	255.2%
		半壊(棟)	273,752	57,651	216,101	474.8%
	火災・延焼	(棟)	3,711	5,545	▲1,834	66.9%
	落下物	(棟)	37,390	6,986	30,404	535.2%
	ブロック塀等	(件)	29,726	26,090	3,636	113.9%
	自動販売機	(件)	3,057	-	-	-
人的 被害	死 者	(人)	4,274	1,471	2,803	290.6%
	負 傷 者	(人)	20,958	24,385	▲3,427	85.9%

資料：呉羽山断層帯被害想定調査(2011(H23)) (県防災・危機管理課)

取組みの基本方向

- 幼い頃からの防災教育による県民意識の向上や、地震・津波に適切に対応できる人材の育成を推進するとともに、学校、住宅、公共土木施設等の耐震化をはじめとした地震に強い県土・まちづくりを図るなど、ソフト・ハード両面の対策を充実し、防災・減災力の向上を図ります。
- 地震災害発生時には、ライフライン確保、食料・水の提供、医療の提供などの初動対応、救助救援活動、被害拡大防止活動等の応急対策を迅速・的確に実施するとともに、被災者の一日も早い生活の安定と被災地域の復旧・復興を行う体制の整備・充実を図ります。
- 国におけるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）（※2）等の設定を踏まえ、関係機関と連携した住民等への情報伝達体制、環境モニタリング（※3）体制など、原子力災害に対応した体制づくりを推進します。

主な施策

1 震災予防対策の推進

- 防災関係者の育成や対処能力向上を図るための、広域消防防災センターにおける高度で実践的な訓練の実施
- 広域消防防災センターにおける、津波に備えた自然体験型学習など県民の防災意識等を高めるための防災教育の実施
- 自主防災組織が実施する、住民が主体となった実践的で地域の特性に応じた地震・津波避難訓練の実施、津波に備えた資機材の整備
- モデル校における緊急地震速報受信システム等を活用した先進的・実践的な防災教育の推進やその普及啓発による、学校の防災機能の強化

2 地震に強い県土・まちづくり

- 災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実
- 警察署の耐震化、災害警備用装備資機材の整備等による災害に強い警察基盤の充実・強化
- 私立学校を含む小・中学校や高校、県立大学等の耐震性確保の促進
- 広域医療搬送（※4）の体制整備
- 道路・橋梁、港湾、河川、砂防、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実
- 荒廃河川や土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備など、土砂災害対策の推進
- 耐震診断及び耐震改修工事に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発などによる木造住宅の耐震化の促進
- ライフライン施設・設備の耐震性の確保
- 津波に備えた海岸保全施設等の整備、津波避難誘導標識・海拔表示設置、避難場所の確保、津波ハザードマップの作成支援・住民への周知徹底など、津波対策の強化

（※2）**UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）** 原子力発電所における緊急事態発生初期段階で実施する防護措置の準備のために設定される区域の一つで、緊急時に避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。原子力発電所から概ね30kmの範囲を目安とする。

（※3）**環境モニタリング** 空気中の放射線量を測定したり、農畜産物や土壌などの陸上試料、海水や海底土などの海洋試料について放射能分析測定・評価を行うこと。

（※4）**広域医療搬送** 被災地域で対応困難な重症患者を被災地域以外に搬送し、緊急の治療を行うために、国が関係機関の協力の下で行う活動。

3 震災応急対策の充実

- 海岸部における防災行政無線など情報伝達体制の充実
- 関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進
- DMAT（※5）等における資機材整備、DMAT 隊員等と連携した研修による災害医療人材育成など、災害医療体制の充実
- 避難所や在宅における衛生管理、防疫対策、被災者の健康支援を行うための体制の整備や、保健師等公衆衛生関係者の災害対処能力の向上
- 福祉施設や在宅の高齢者・障害者等に対する支援体制の整備や、介護福祉士、地域包括支援センター職員等福祉人材の災害対処能力の向上
- 災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備
- 市町村等における非常食・生活必需品の備蓄の確保、市町村の備蓄を補完するリスク分散に配慮した県における備蓄の推進
- 他都道府県、関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実

4 震災復旧・復興対策の充実

- 就労支援、被災者生活再建支援金の支給、税の免除など被災者の生活再建支援対策の充実
- 既往債務の償還猶予、償還期間の延長など、中小企業、農林漁業者への支援対策の充実
- 激甚災害指定（※6）による復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧を行う体制の充実
- 道路、河川管理施設、港湾施設など、公共土木施設の復旧計画の迅速な策定を行う体制の充実

5 地震に伴う原子力災害対策の充実

- 安定ヨウ素剤の備蓄、SPEEDI（※7）端末の設置などの応急対策の強化
- 関係機関に対する緊急時通信連絡訓練や除染訓練など、原子力防災訓練の実施
- 情報収集体制の充実や、関係機関と連携した住民等への情報伝達体制の整備
- 原子力災害時における環境放射線モニタリング体制、飲食物の摂取制限や汚染食品の出荷規制等の措置を行う体制の充実
- 農林水産業や地場産業の商品等における風評被害を軽減するための対策強化
- 県民への原子力防災に関する知識の普及啓発と避難誘導などの訓練の実施

（※5）**DMAT** 災害急性期に被災地域において、災害現場における医療救護活動や広域医療搬送などを機動的に実施する医療チーム。

（※6）**激甚災害指定** 災害が、国民経済に著しい影響を及ぼすものであり、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められるものとして、激甚災害法に基づき政府の指定を受けること。

（※7）**SPEEDI** 原子力発電所などから大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがある緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量など環境への影響を予測するシステム。

県民等に期待する主な役割



県民

- 津波・地震災害に関する知識の習得
- 原子力防災に関する知識の習得
- 住宅の耐震化
- 津波・地震・原子力災害に関する防災訓練等への参加



町内会等

- 津波等に備えた資機材の整備
- 津波・地震・原子力災害に関する防災訓練等の実施



企業

- 災害時における事業継続計画の策定
- 自衛消防隊の設置、防災訓練の実施
- 地域との協力体制の整備
- 施設、ライフラインの防災対策の推進



市町村

- 津波ハザードマップの作成、普及啓発
- 津波・地震に備えた避難場所の確保や、資機材整備
- 学校等公共施設の耐震化
- 津波・地震・原子力災害に関する防災訓練の実施



県総合防災訓練



DMAT (災害派遣医療チーム)

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
津波ハザードマップの作成市町 (沿岸9市町)	—	1市 2011 (H23)	9市町	9市町	東日本大震災を踏まえ、沿岸9市町すべてで早期に作成し、住民に周知徹底する。
県立学校の耐震化率	56.8% 2008 (H20)	71.5% 2011 (H23)	100%	100%	東日本大震災を踏まえ、2015 (H27) 年度末までにすべての県立学校の耐震化を行う。
住宅の耐震化率 新耐震基準 (1981 (S56) 年基準) が求める耐震性を有する住宅の割合	63% 2003 (H15)	68% 2008 (H20)	78%	85%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、耐震化率の向上を目指す。
災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率	33.3% 2005 (H17)	75.0% 2011 (H23)	100%	100%	災害時に医療の中心となる災害拠点病院と救命救急センターの耐震化を完了させる。

防犯・交通安全対策の推進 による安全なまちづくり

政策目標

政策の目指すべき成果

犯罪や交通事故の発生しにくい環境づくりが進み、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会が実現していること。

現状と課題

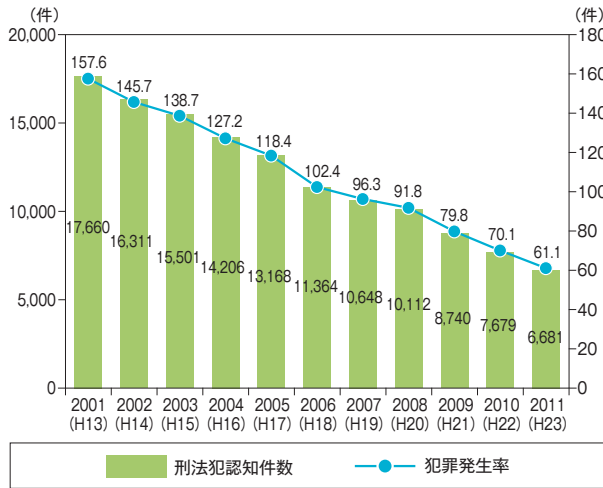
- 本県の犯罪発生率（人口1万人当たりの刑法犯認知件数）は、2002（H14）年以降減少を続けており、2011（H23）年は61.1件と全国的にも低い水準となっています。しかしながら、依然として、身近な場所での子どもや女性に対する不審な声かけ、つきまとい等の事案が後を絶たない状況にあるほか、住宅や自転車の無施錠による盗難なども発生しています。
- このようななか、県民総ぐるみで安全なまちづくりに取り組んでいくため、地区安全なまちづくり推進センター（※1）の設置や民間パトロール隊（※2）・学校安全パトロール隊（※3）の結成などが着実に進み、地域ぐるみの防犯活動が県内全域で活発に展開されています。今後も、こうした地域防犯活動の充実や、活動を支える担い手の育成・確保が求められています。
- また、近年、本県でも、強盗等の重要犯罪や振り込め詐欺等の悪質な犯罪が発生するなど、犯罪が組織化・広域化・複雑化するとともに、新たな手口による犯罪が出現しています。このような犯罪捜査をとりまく環境の変化に対応するため、捜査力の強化が必要となっています。あわせて、近年、大地震をはじめ、豪雨による洪水、土砂崩れなどの自然災害が日本各地で発生していますが、被災地における救出救助活動、安全・安心の確保など災害に強い警察機能の一層の充実・強化が求められています。
- 一方、本県における交通事故については、発生件数及び死者数は年々減少してきていますが、交通事故死者数に占める高齢者の割合が5割以上を占めているほか、四輪乗車中の交通事故死者数については約6割がシートベルト非着用であることなどから、これらの対策が求められています。また、自転車利用者の交通ルール違反や、自転車関連の交通事故も多発していることから、交通安全教育や通行環境の整備を推進していく必要があります。

（※1）**地区安全なまちづくり推進センター** 富山県安全なまちづくり条例に基づき、概ね小学校区単位で設置された組織。地域の各種団体によって構成され、(1)各団体の連携による安全なまちづくりに関する活動の推進、(2)安全なまちづくりに関する普及啓発、(3)安全なまちづくりに関する情報収集及び提供などの活動を行っている。

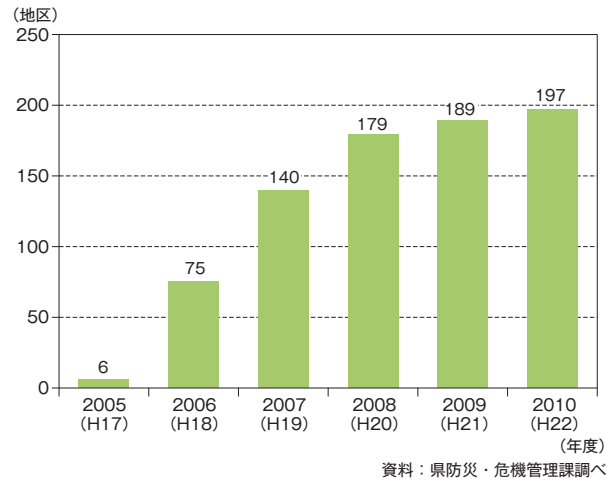
（※2）**民間パトロール隊** 住民自らが地域ぐるみで地域の安全を守ることを目的として結成された自主防犯組織。パトロールや声かけ、犯罪が発生しやすい場所の点検など、地域の実情に応じた防犯活動を行っている。

（※3）**学校安全パトロール隊** 子どもの安全確保を図るため、通学路などでパトロール活動等を行う地域の自主防犯組織。

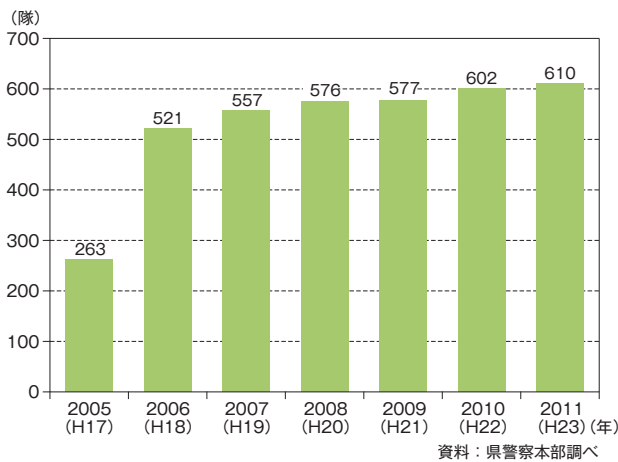
■ 県内の刑法犯認知件数と犯罪発生率(人口1万人当たり)



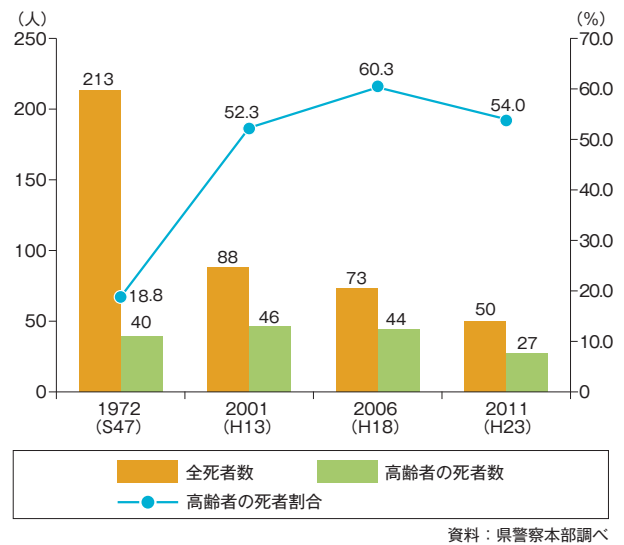
■ 地区安全なまちづくり推進センター設置数の推移



■ 県内の民間パトロール隊設置数の推移



■ 県内交通事故死者数等の推移



取組みの基本方向

- 地区安全なまちづくり推進センターを中核とした地域ぐるみによる防犯活動の推進など、地域住民、事業者、関係機関等が一体となった重層的な防犯ネットワークの構築とともに、社会の規範意識の向上と絆の強化に努め、犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。
- 県民の防犯意識を高める取組みや防犯活動を支える幅広い人材の育成を進め、地域防犯活動の担い手の裾野の拡大に努めます。
- 市町村、学校、家庭、地域、関係団体等と連携して、子どもの見守り活動や安全教育、不審者情報等の共有化などを推進することにより、児童生徒等の安全を確保します。
- 高齢者の交通事故防止対策の強化、後部席を含めた全座席でのシートベルトの正しい着用の徹底及び生活道路における歩行者、自転車利用者の安全確保を重点に、交通安全意識の高揚や道路交通環境の整備など総合的な交通安全対策を推進します。
- 悪質・巧妙化する犯罪や大規模災害に的確に対応できるよう、人材育成や装備資機材等の充実を推進し、県民の期待と信頼に応える力強い警察の確立を目指します。

1 地域ぐるみの防犯活動の推進

- 市町村及び地区安全なまちづくり推進センターの活動の活性化
- 地域の防犯活動の中核を担う地区安全なまちづくり推進センターの設置促進
- 関係機関・団体との連携による安全・安心に役立つ情報の提供、万引き防止対策など、防犯活動の推進
- カギかけ防犯対策の推進など、県民意識の高揚
- 安全なまちづくりパートナー制度などによる事業者の安全なまちづくりへの参加促進
- 港湾地区等における重点的な防犯活動の推進

2 防犯活動を支える幅広い人材育成

- 民間パトロール隊などの担い手の育成と裾野の拡大に向けた支援
- 安全なまちづくりカレッジ(※4)による、県民の防犯活動への参加促進に向けた普及啓発活動の推進

3 児童等の安全の確保

- 学校施設等の点検整備や防犯訓練など、学校への不審者の侵入防止対策の推進
- 学校安全パトロール隊などの子どもの見守り活動への支援
- 児童生徒等の危険回避能力を向上させる実践的な安全教育の推進
- 教育・安全情報のリアルタイム共有システムによる不審者情報等の共有化の推進

4 交通安全対策の推進

- 反射材の着用推進、体験型交通安全教室、交通安全アドバイザー(※5)等の家庭訪問による交通安全指導など、高齢者等に対する交通安全対策の推進
- 世代間交流による地域における交通安全教育の推進や県下一斉の統一キャンペーンによる交通安全意識の高揚
- 全座席でのシートベルト着用意識の啓発や自転車利用者の交通安全教育の推進
- 交通管制センターの高度化等の交通安全施設の整備、自転車走行空間や通学路における歩道の整備など、安全・安心な道路交通環境の確保
- 飲酒運転や著しい速度超過等、死亡・重大事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い交通違反に重点をおいた取締りや街頭監視活動の強化

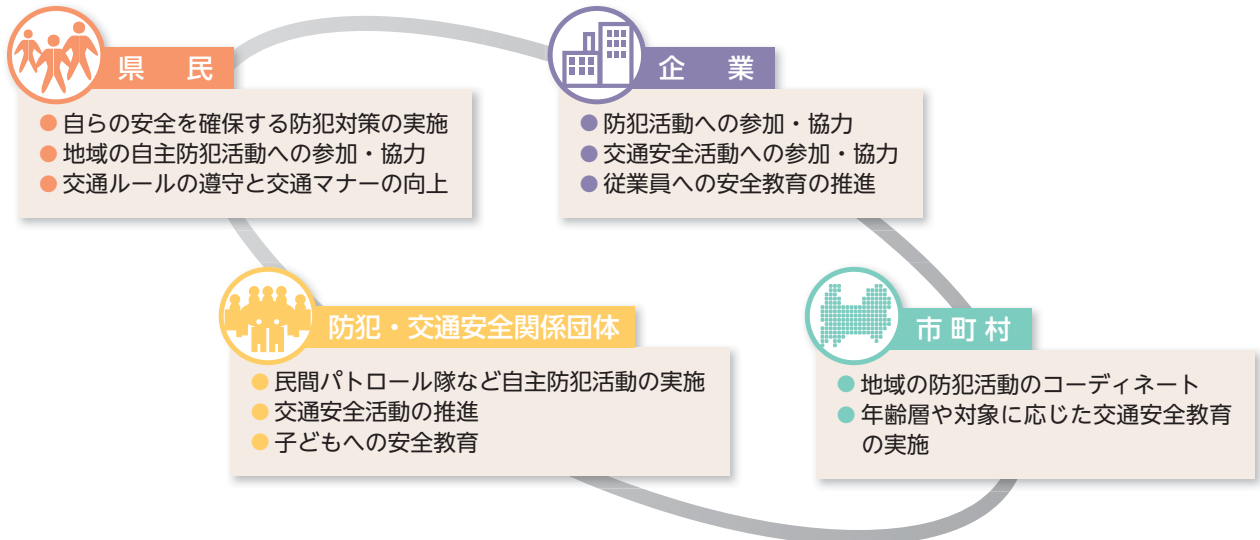
5 警察機能の充実

- 効率的・効果的な警察活動を推進するための、老朽警察署等の計画的な整備
- 警察署の耐震化、非常用設備の整備などによる、警察施設における災害活動拠点機能の充実
- 事件捜査・検挙等に向け、的確に対処できる高度な専門知識と能力を有する人材の育成
- 初動捜査の高度化などによる警察力の充実強化
- 捜査用・災害警備用装備資機材の整備充実などによる犯罪と災害に強い警察の構築
- 県警ヘリコプターの更新による山岳警備活動、災害警備活動等の充実・強化
- サイバー犯罪など、新たな形態の犯罪の発生や組織化、広域化、巧妙化する犯罪の質的变化を踏まえた警察機能の充実

(※4) [安全なまちづくりカレッジ] 安全なまちづくりに対する県民の意識高揚と地域における防犯活動を担う人材の育成を図るため、富山県安全なまちづくり推進本部(事務局：県、県警察)が実施する一般講座(県民向け)、出前講座など。

(※5) [交通安全アドバイザー] 地域において高齢者等に対する交通安全意識の高揚や交通ルール・マナーの普及を図る活動を行う交通安全ボランティア。

県民等に期待する主な役割

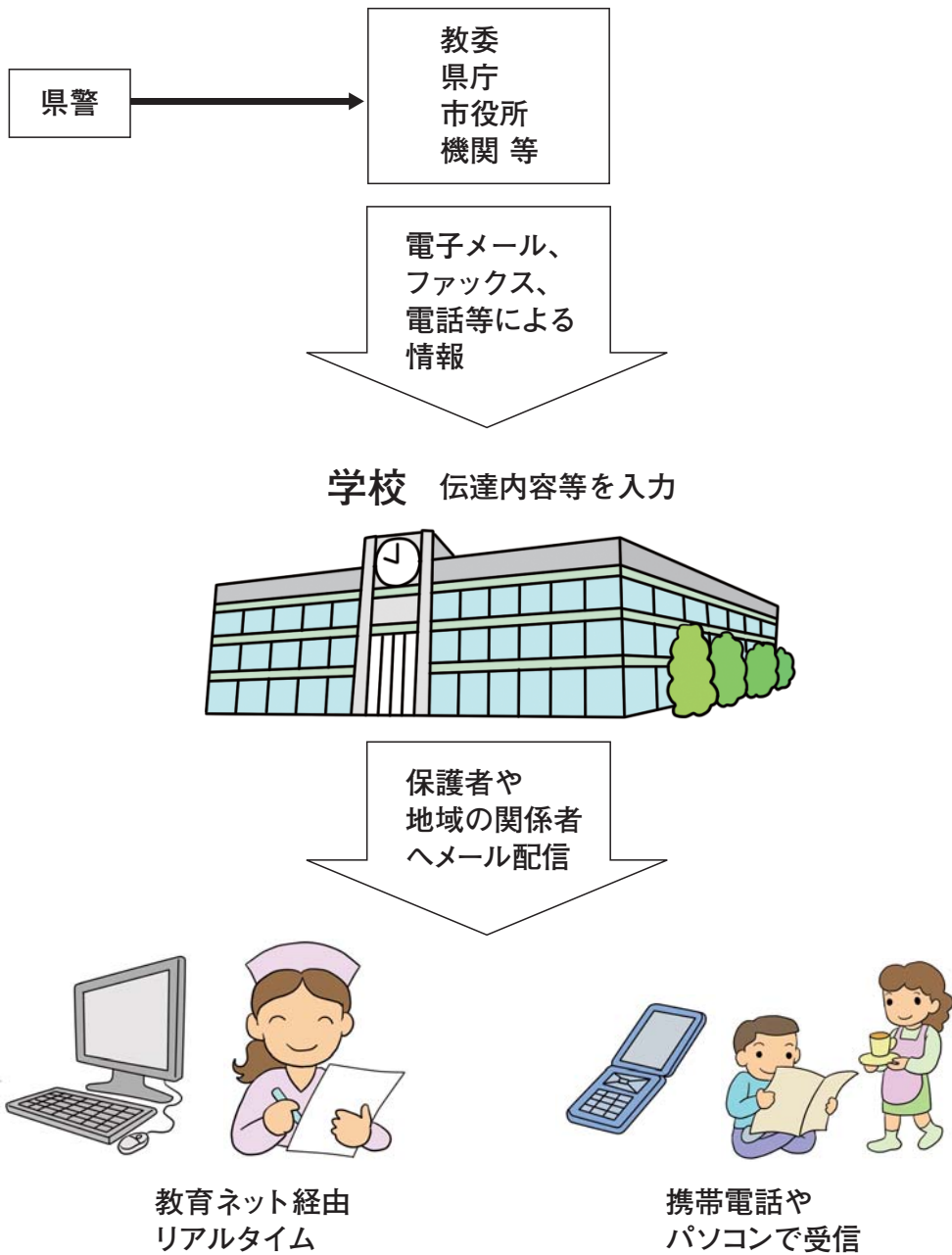


青色回転灯装備車両（青バト）によるパトロール活動



児童の見守り活動

教育・安全情報の流れ



教育・安全情報のリアルタイム共有システム

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
犯罪発生率 人口1万人当たりの刑法 犯認知件数	102.4件 2006 (H18)	61.1件 2011 (H23)	減少させる	減少させる	現状は全国平均(115.6件)よりも低いですが、一層の減少を目指す。
交通事故の発生件数 ・死者数	7,308件 73人 2006 (H18)	5,163件 50人 2011 (H23)	5,000件 以下 43人以下	5,000件 以下 43人以下	発生件数、死者数とも減少傾向にあるが、より一層の減少を目指す。



交通安全アドバイザーによる啓発活動



警察による防犯活動

消費生活の安全の確保

政策目標

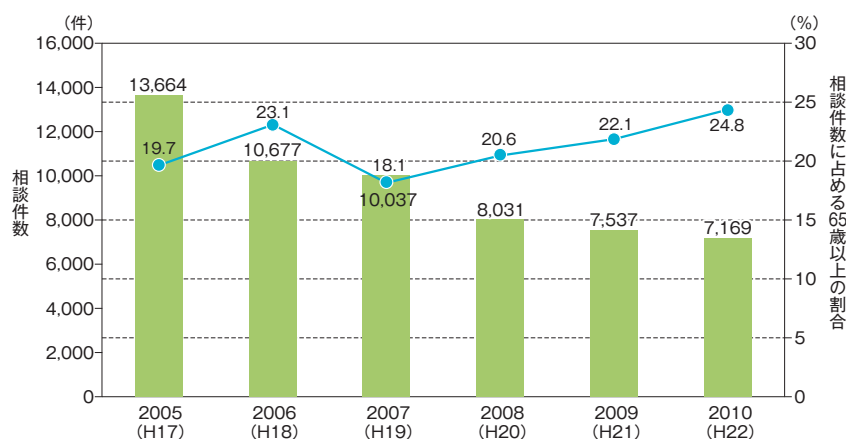
政策の目指すべき成果

県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。

現状と課題

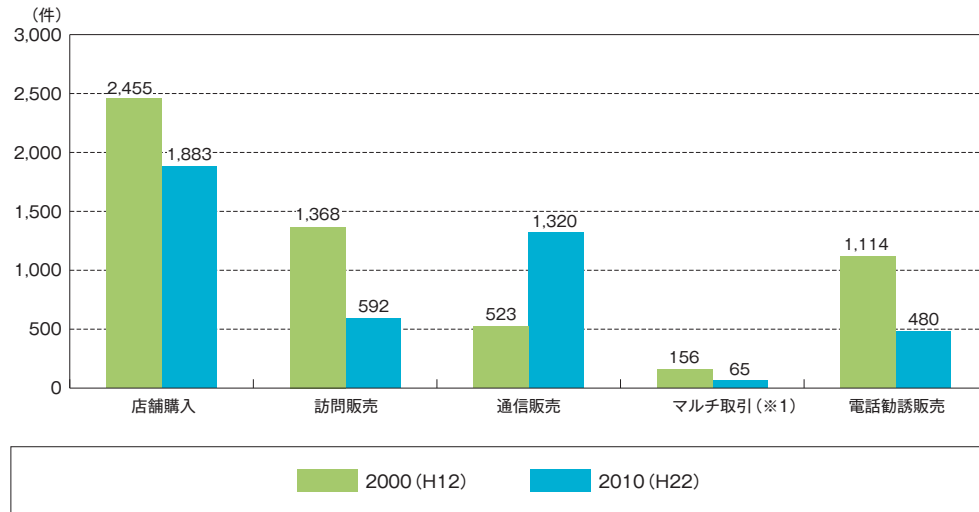
- 近年、架空・不当請求の沈静化などに伴い、消費生活に関する相談件数は減少傾向にありますが、一方で、商品・サービスの多様化や悪質業者の手口が巧妙化していることなどから、消費者トラブルの内容が複雑・多様化しているとともに、携帯電話やパソコンの利用、通信販売などに係る相談が増加しています。
- また、高齢者や若者がトラブルに巻き込まれるケースが増えており、特に、相談件数に占める65歳以上の高齢者の割合は、最近5年間で19.7% (2005 (H17) 年度) から24.8% (2010 (H22) 年度) へと増加しています。
- 県や市町村の消費生活相談窓口の整備は着実に進んできており、市町村の相談員数は、5名 (2005 (H17) 年度) から18名 (2010 (H22) 年度) へと増加していますが、相談体制の一層の充実が求められています。
- 医薬品の使用方法や安全情報等に関する相談が多く寄せられるなど、医薬品の安全に関する県民の関心は非常に高く、医薬品の適正使用の普及に向けた取り組みが必要となっています。
- 2011 (H23) 年に飲食チェーン店で発生した生肉による食中毒などにより、食品の安全に関する県民の関心が一層高まってきています。

■ 県消費生活センターの相談件数の推移



資料：県消費生活センター調べ

■ 県消費生活センターにおける購入形態別相談件数



資料：県消費生活センター調べ

取組みの基本方向

- 住民に身近な市町村の相談体制や、県の広域的・専門的な相談機能を充実・強化するなど、多岐にわたる消費生活相談に的確に対応できる体制を整備します。
- 悪質な訪問販売や電話勧誘などによる消費者トラブルを未然に防止するため、消費者教育・啓発活動を充実します。
- 医薬品の安全性を確保するため、消費者教育や適切な情報提供などに努めるほか、薬物相談窓口や普及啓発活動を充実・強化し、薬物乱用防止を推進します。
- 生活衛生関係営業施設の衛生管理指導等の充実を図り、食の安全対策を推進します。

主な施策

1 安全・安心な消費生活の実現

- 消費生活相談を担う人材の養成や住民に身近な市町村の消費生活相談体制の整備への支援
- 広域的・専門的な消費生活相談に係る調整・対応や、市町村の消費生活相談機能向上への支援など、県消費生活センターの中核的機能の充実・強化
- 高齢者や若者等を対象とした消費生活啓発講座の充実など、消費者の自立を支援する消費者教育の推進や、消費者被害の未然防止のための啓発活動と情報提供の充実
- 商品等の安全、生活関連物資の円滑な流通や価格の安定など、安全で安心な消費生活施策の推進

(※1) **マルチ取引** 販売組織の加盟者が消費者を組織に加入させ、さらにその消費者が別の消費者を組織に加入させることを次々に行うことにより組織をピラミッド式に拡大していく商法。

2 医薬品や危険物の安全性の確保

医薬品の安全性の確保

- 消費者への医薬品等に関する正しい知識の普及啓発を図るための「くすりの消費者教室」の開催など、消費者教育の充実
- 医薬品事業者への指導や安全情報提供などによる医薬品の品質等の確保
- 薬物乱用防止指導員等による地域に密着した啓発活動の展開や、消費者・青少年等への講習会等の開催、薬物相談等を行う民間自助組織との連携強化など、薬物乱用防止の組織的、計画的な普及啓発の推進

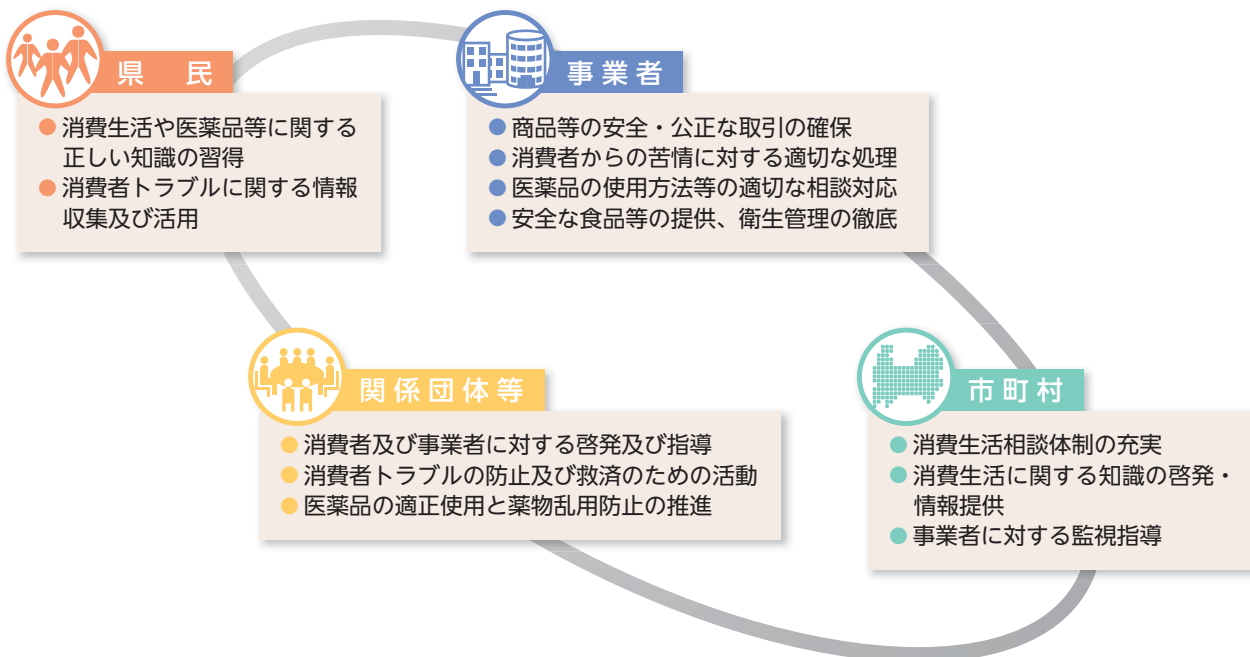
危険物等の安全性の確保

- 高圧ガス、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などによる事業者の安全管理の促進
- LPガス販売事業者への技術的支援や情報提供などによる消費者安全の確保

3 衛生的な生活環境の確保

- 飲食店、理・美容所、クリーニング店、公衆浴場など生活衛生営業関係施設への衛生管理指導の充実
- 「食の安全アカデミー」など食品製造・取扱業者への指導や消費者への情報提供による食の安全対策の推進
- 水道及び自家用井戸等飲料水の衛生対策の推進
- シックハウス症候群（※2）など生活環境に関する相談体制の充実
- 犬のしつけ教室の開催など、動物の適正飼養の推進

県民等に期待する主な役割



（※2）シックハウス症候群 住宅の建材等から発生する化学物質などによる健康への影響。



県消費生活センターでの電話相談



悪質商法撃退教室



食品業者を対象とした食の安全アカデミー



高校生も参加した薬物乱用防止街頭キャンペーン

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2016 (H28) 年度、2021 (H33) 年度の姿		
			2016 (H28) 年度	2021 (H33) 年度	目標設定の考え方
消費生活相談解決率 県消費生活センターに対する相談総数のうち、助言等により解決した割合	98.4% 2005 (H17)	98.7% 2010 (H22)	100% に近い水準	100% に近い水準	県民からの相談内容が複雑・多様化するなか、相談員の資質向上や消費生活センターの相談機能の充実などにより、100%近い現在の解決率の維持を目指す。
自主衛生管理に関する講習会(食の安全アカデミー)の受講者数(累計)	—	25人 2010 (H22)	250人	400人	事業者の衛生水準の改善・向上を図るため、食品製造業者等の受講を促進する。